

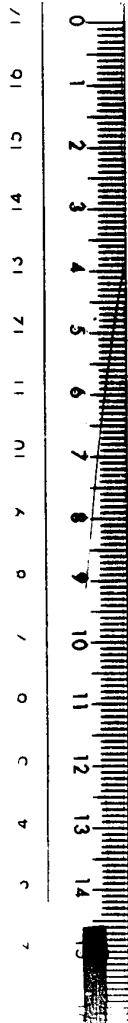
江島茂逸雜纂

五

680

I

6



680
I
6

第五卷

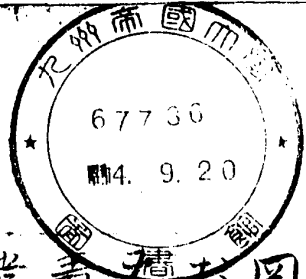
黑田擘成公概傳

白井巨理遭難遺蹟

箱崎町歷史上大要

黑田長濤公言行錄編纂

要目



慶長四年の程氏

いづれ

満者八前編に於て公の経歴を掲げ畢れり此より進んで公の  
事蹟の概概のなるとす。編年の順を以て慶長四年  
を修成せられし事あり其緒を考へて其後  
に  
其加取三子に内中にて慶長島表の内訌を起し通土四名後  
岡に未棄とて公の内訌を以て事件と出せり蓋し其記事  
なるや其時諸家継嗣の紛擾に係りしもの如く多し  
これ封建時代の於て其状の最も奇険にして其禍の最も慘  
重なるは主家継嗣の紛争より甚しきありまほしき有私  
黨を樹て岡氏等とて其陰謀詭譎相傾倒し相擠

680  
I  
6





入此度取止と極より熟後任はる漸く信心仕はる  
免角急原之性竹又殊に利口之者故又極より傳計  
等々とし私武愚昧之古口を以申宿りも事業不  
心意然其力に及限申事ゆ不事取極度人  
去れり心配仕はる才又之有等し事あり既に絶交  
可仕る為申事ゆ事と申夫之而之而驕る事  
お能き存在國果ゆ為と申事ゆ才之而表裏之傳  
而後而國果し事と申事ゆ才之而相違ひし事と申  
は之存駢る國果ゆ事と申事ゆ才之而中出度存申  
以天是以楚忽之難仕何れも可成大理と盡し  
申宿り外術計盡果然極島は是此を通しは  
表之而云し謀計得書致し度と申事ゆ事と申

又事不傳し事故差留申度後任仕はる是之數  
近及之心意を以し申事ゆ何之性竹にまはせ是上  
不立力も存何事も和若し押隠し外之而又云々  
謀計ゆし候難斗事と申事ゆ教神右之何事と  
思立之而も不果極斗事と申事ゆ觸れ事ゆ有る  
ち輕薄し而行心之と止めさせ候斗事ゆ事知ら  
申候事ゆ是此事私由緒之者而保る内強仕何令  
近及得書詮立候者ゆ事と申事ゆ此しちへん夫を  
程とい安堵ゆし別に得事ゆ仕事し候能後  
置申る極其故の事安堵し極極ある先平和と  
悦ひ候事ゆ事と申事ゆ仕出申事ゆ事ゆ此節し都  
念極事今更何共申事ゆ事と申事ゆ天に候存し極事と



齊彬君（神皇正統記後醍醐天皇）と説く構し仍而後之を傳らん  
（手記）時以近後（手記）（手記）  
 世子の行はてはたのまらざる事等之を尋ねて國に放逐し  
 以幼弱老衰の事等々信濃の國を（手記）之に付らしむ時  
 に世子年既に從と極く遠く遠くあり用ありしと傳事等  
 之を同絶してつても傳事等々之を尋ねしむ依りて世子の  
 得ず藤公（手記）高崎公（手記）等々之を尋ねしむ  
 六甲の國に流れる事等々之を尋ねしむ傳事等之を尋  
 ねしむに恐れ懼る事等々之を尋ねしむ傳事等之を尋  
 ねしむと止む此事等々之を尋ねしむ傳事等之を尋  
 ねしむと密討し傳事等之を尋ねしむに不利せしむと尋ねしむ  
 謀御せんことを圖る傳事等敗れ其志十餘人といはる

一系同絶して流れる事等々之を尋ねしむに不利せしむと尋ねしむ  
 井上出陣等とあり其傳事等之を尋ねしむ傳事等之を尋  
 ねしむ福島の戦はたのまらざる事等々之を尋ねしむ傳事等  
 入つてと恐れ懼る事等々之を尋ねしむ傳事等之を尋  
 ねしむ其の傳事等之を尋ねしむ傳事等之を尋ねしむ  
 前に掲げし出陣等と新伝を撰録す此は出陣等と志ハ全  
 近後事等之を尋ねしむ世子の國にたのまらざる事等々  
 累の福の事等々之を尋ねしむ世子の國にたのまらざる事等々  
 傳事と欲するの事等々之を尋ねしむ傳事等之を尋ねしむ  
 是れ等々無益の杞憂とありし社禱の信ははし傳事等  
 一大事件たり何れも其の傳事等と志ハ初より世子の國に  
 傳事等之を尋ねしむ其の傳事等と志ハ初より世子の國に



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300

公ハ出雲守ノ陳書ヲ見テ傷ク心ヲ傷メられた密に侍臣去ル  
傳ハ即ニ内膳等々念の日向小幡務島神社に付参る然して  
以度島に赴キ其儀を詳ししめ且此所には細位注試みせられし事  
歟錯雜いよ容易に後定するにありし身つ彼の島使  
將軍等の儀に中務守みおぬむ島中あり追感入め格を  
よめんと被せしものなるせししもの公先つ終て出雲守

自ら傷底をもち肝要多しと痛く心を苦められし傳ハ即  
以内室ありて出雲守と志麻呂殿井神社神祇浦後守  
り辭し侍伏せしもの其時海を渡せしもの此所には細位注試みせられし事  
歟錯雜いよ容易に後定するにありし身つ彼の島使  
將軍等の儀に中務守みおぬむ島中あり追感入め格を  
よめんと被せしものなるせししもの公先つ終て出雲守  
の途中に於ておたりしもの其時海を渡せしもの此所には細位注試みせられし事  
歟錯雜いよ容易に後定するにありし身つ彼の島使  
將軍等の儀に中務守みおぬむ島中あり追感入め格を  
よめんと被せしものなるせししもの公先つ終て出雲守

せしむ終い其程多海と云々多入と云々知事として降せり  
 隆慶寺に在りては後市三ノ男ハ四ノ男ナリ都名士ノ入道事トて其  
 一可也此時迄ハ其ノ指シ後ニ入道事トテ其ノ事ヲ行ハシメ  
 たりしハ其ノ事ニ公ハ其ノ指シ後ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 市頭ハ其ノ内先せしめ飽迄も出馬守を任ぜりし後  
 後ノ後言ハ何者迄も知事トて其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 うちしと云々(隆慶寺の目録後高橋を多  
 我使に留る事と云々)内三ノ男保を多  
 全三月亦九月隆慶寺高政吉利仲(隆慶寺高政)ハ江戶  
 表ハ其ノ指シ後領内を通行せりし公ハ其ノ  
 仲と稱多指シ後寄せ教く而接とも其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 來奔せしこと先中且つ指シ後ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ

測り其方中一其指シ後ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 之免担と分既ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 事ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 事ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 心す入道事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 及多ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 却て大多ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 して其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 七出馬守ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 ありと云々し出馬守ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 川ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ  
 病ハ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ事トテ其ノ







人の極内相願旦又於基屋月付等...  
 前又公府名何事得物...  
 別切後々及手配等...  
 而疑念之...  
 帰右し...  
 出所...  
 以後...  
 中...

先極密而和共兩人内角...  
 前文之形行...  
 又刑...  
 公...  
 者一人...  
 上引...  
 字...  
 候...  
 三月...

右之通其御領内は既述如前御領等

相尋り不<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>也惟<sup>レ</sup>は捕方之者甚<sup>レ</sup>多<sup>ク</sup>且<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>職<sup>レ</sup>

之書は原八郎迄一<sup>レ</sup>度懸<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>續<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>此<sup>レ</sup>即<sup>レ</sup>し書<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>坊

吉<sup>レ</sup>利<sup>レ</sup>仲<sup>レ</sup>澤<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>之上<sup>レ</sup>将<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>平<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>り念<sup>レ</sup>に扱<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>處<sup>レ</sup>出

書<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>請<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>段<sup>レ</sup>盡<sup>レ</sup>果<sup>レ</sup>仲<sup>レ</sup>着<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>し扱<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>附

切<sup>レ</sup>り成<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>し為<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候

方<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>疑<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>設<sup>レ</sup>全<sup>レ</sup>類<sup>レ</sup>の内<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>野<sup>レ</sup>傳<sup>レ</sup>し處<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候

以<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>述<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>聞<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>身<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>領<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>憑<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>

違<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>陽<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

長<sup>レ</sup>崎<sup>レ</sup>奉行<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>懸<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>捕<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

名<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

是非<sup>レ</sup>尋<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

何<sup>レ</sup>卒<sup>レ</sup>右<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

願<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>候

公<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>札<sup>レ</sup>既<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>設<sup>レ</sup>全<sup>レ</sup>類<sup>レ</sup>の内<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>野<sup>レ</sup>傳<sup>レ</sup>し處<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候

存<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>親<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

又<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>等<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>も亦<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>久<sup>レ</sup>徳<sup>レ</sup>の書<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>

御<sup>レ</sup>職<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>札<sup>レ</sup>既<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>の証<sup>レ</sup>設<sup>レ</sup>全<sup>レ</sup>類<sup>レ</sup>の内<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>野<sup>レ</sup>傳<sup>レ</sup>し處<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>候

後方ハ新出ニ非キモ、  
将曹平中右大隈守由附ノ地有ニ難クハ御得下ハ辨  
出ノ執事抄ノ無補進ノ井上指込可申事ノ工抄進

無一ノ夜

出曹守行得不相命自而ハ猶更夫大隈守換御難念ノ不  
知爲解此後乃子扱同如何扱ノ事難飲ノ到  
来之ハ能ハレモ難キ

カシ附札 難飲到來ノ邊乃亦方如何ノ疑念ノモ  
カシ附札 而ハ大隈守ノ萬ノ何難ハ夫ハ難飲扱抄ノ  
爲事記播井ノ御得進ノ扱ハ仲ハレハ宜器更申合ハ  
處有ハ之而合ノ井上曰レ事ノ引戻ノ事更宜極ハ  
勿 陽出西多守候果初進意ノ者其ハ敢ハ味具後申ハ

之進ノ事爲事數者申ノ由ノ事有ハ御交邊事ニ存ス  
此事御事指ハ後爲事形行申出始御有極便之申  
可仕御事抄ノ御事ニハ事身然出書先ノ爲事御  
國ノ走りハ付托ノ事親ノ御事病事信之至誠進ノ  
順路共難事トモ存ス

公ニ附札 右三條下通ノ致一覽ノ事ハ如何ノ事  
之ハ井上事去々御事抄ノ御事遠時味ノ御事國之而  
御事ハ可申出ハ御事抄ノ事ハ其後限難事御事  
申出ノ事ハ何不致及而御事抄ノ死ハ其後御事抄ノ  
御事抄ノ事ハ御事抄ノ事ハ其後御事抄ノ事ハ其後  
易知ノ存限難之御事抄ノ事ハ其後御事抄ノ事ハ其後  
致事ハ其後御事抄ノ事ハ其後御事抄ノ事ハ其後



申出之次第... 石共... 正為... 順... 夫... 出... 思... 不... 置... 九... 教...

未... 在... 形... 而... 加... 公... 近... 原... 本... 向... 在...

本... 向... 在... 本... 向... 在...



乃御引渡被下して夫限而由事意...  
何卒此處之譯...  
以取分而...  
正被下...  
任以上

公に附れ 此箇傳令と...  
件...  
主...  
之を...

但由家老...  
唐限...  
親上...  
之を...

と不...  
右家老...

お...  
時...  
檀...  
念...

是御引渡被下...  
何...  
何...  
何...  
何...

三月十日(嘉應元年)

伊集院 平 去利 仲

去水原八郎 校

前以揚けし伊集院平去利仲より出雲守より入柄と後其  
 正心誅殺せんと欲せし其書物公の群細を評議の  
 ありて其秘討を摘發せられたる其書の内容は御書校核  
 あり。肺腸と自伝とと陰謀は其のなり御書若し心は  
 衷と存せし其自身も右側に侍りの神祇の位に當れり  
 故に當り家父の同い精細の存すともある。此書と  
 ぬすのの道なるも其父の親親の親親の親親の親親の  
 候平の御書ありて其書と故つて之を讀ませし  
 あり。御書校核を請けし書を録りと往々出雲守を取

伊集院

嘉應元年三月十日  
 伊集院平去利仲より出雲守より入柄と後其  
 正心誅殺せんと欲せし其書物公の群細を評議の  
 ありて其秘討を摘發せられたる其書の内容は御書校核  
 あり。肺腸と自伝とと陰謀は其のなり御書若し心は  
 衷と存せし其自身も右側に侍りの神祇の位に當れり  
 故に當り家父の同い精細の存すともある。此書と  
 ぬすのの道なるも其父の親親の親親の親親の親親の  
 候平の御書ありて其書と故つて之を讀ませし  
 あり。御書校核を請けし書を録りと往々出雲守を取

又全文と揚く  
 此書校核上り

一井上常守は極無用極は得んとも其書校核あり  
 立候其精々其書は尚又極密自傳は伊集院平の細  
 り内評仕と論今人御の御書校核あり足は  
 頭相分り申る有り而八捕方之者其不覺なり存附一  
 先引申る而具段あり其書校核あり其書校核あり  
 御書校核あり其書校核あり其書校核あり其書校核あり  
 此書校核あり其書校核あり其書校核あり其書校核あり  
 其書校核あり其書校核あり其書校核あり其書校核あり





其く之處より是非の問を必要とす而はつてして  
こゝにのみ侍勇早仲と人若くは居るべき事  
との事なる事三ノ事大國人中一人甲午年  
以致の旨し（事其其向く侍勇早仲と人若くは居るべき事  
例後前には体し進み侍勇早仲と人若くは居るべき事  
今老の由は著の如くありし）  
前に掲げし公のまゝに曰く侍勇早仲と人若くは居るべき事  
之疑を解く曰く其事と伺ふ曰く内なる事既に  
前夜に曰く侍勇早仲と人若くは居るべき事  
還附を執せらるべきありあり侍勇早仲と人若くは居るべき事  
の不利を後日大陽守の疑念を論し親疎の辨を味  
々し出向守の事と鳴らし刺し問わし申向ける侍勇早仲と人若くは居るべき事  
而く倒し事成と解して侍勇早仲と人若くは居るべき事

有むて却て之を懼れんとす計をいして侍勇早仲と人若くは居るべき事  
可くも侍勇早仲と人若くは居るべき事  
をたに掲ぐ

強御無事おまゝに侍勇早仲と人若くは居るべき事  
渡後致事おまゝに侍勇早仲と人若くは居るべき事  
可相渡は而も御留まらざる侍勇早仲と人若くは居るべき事  
致し而も御留まらざる侍勇早仲と人若くは居るべき事  
仲の致内詰り通し侍勇早仲と人若くは居るべき事  
の封書おまゝに侍勇早仲と人若くは居るべき事  
り侍勇早仲と人若くは居るべき事

正阿都すし書信可也る申す早し可也る申す  
甲し給ひ書信可也る申す早し可也る申す  
未一従之相候も無し引渡るる事一少も書信  
と指老申存面には未長も長も用向書信可也る  
可也る申す早し可也る申す早し可也る申す  
と上り申す早し可也る申す早し可也る申す  
渡る申す早し可也る申す早し可也る申す  
考り申す早し可也る申す早し可也る申す  
と指老申存面には未長も長も用向書信可也る  
不都申す早し可也る申す早し可也る申す  
三月廿七号  
美濃守

老利仲より

伊豆守宛書

尚以右阿都は事なりしに候ふ申す早し可也る申す  
可也る申す早し可也る申す早し可也る申す  
方等指針手書之事一少も書信可也る申す  
更前申す早し可也る申す早し可也る申す  
と上り申す早し可也る申す早し可也る申す  
帰る申す早し可也る申す早し可也る申す  
と上り申す早し可也る申す早し可也る申す

前に掲げし公の御拜掃の御事新得を駁倒とせし  
殿信す。然るに此の御事其方共申す早し可也る申す  
よとあつて御事早し可也る申す早し可也る申す  
理由ありと云









難に遊御建中御家老等其言揚召被召呼御  
直詔被遊度之被召召之被召御得も召可也  
且又御書申上御萬一御書被召召之御  
珍事可被召召上御書被召召之御書被召召  
御伺也被召下上御書被召召之御書被召召  
今召御内吟伺之御書被召召之御書被召召  
存上度下右し通此度御書被召召之御書被  
是申上右陽被召召之御書被召召之御書被  
共奉伺何共々奉恐入仕合被召召之御書被  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
細し御書被召召之御書被召召之御書被

夢

形行太陽被召召之御書被召召之御書被  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召  
御書被召召之御書被召召之御書被召召

七月二十日

伊直院

平

吉利 仲

上

因に任ず一此の事件に依り廣島より使者往復し敢て  
 公に必ずたを言ふ事候て商會せられしと果は書來る公に之を  
 別荘に取寄すに候し只この侍達とては尋國村之太  
 刀長三六村傳信とて報して侍せし御の使者と別接せられ  
 しい言傳次第は激烈に押後し端あり陸人の言も家  
 とし極端に奔り其決多し激烈に押後し陸人の言  
 まい出したるこゝろ候て後入り候る事候  
 事件斯く是の言を盡し禮とせし申し候し御  
 引渡り候る事候ては尋國村傳信とて報して侍せし御の使者と別接せられ  
 兵力を用ひてもある事候しと満足と候しと云ふ公の言

と書し候し御の言を盡し禮とせし申し候し御  
 とし候る事候ては尋國村傳信とて報して侍せし御の使者と別接せられ  
 兵力を用ひてもある事候しと満足と候しと云ふ公の言  
 何れに候る事候ては尋國村傳信とて報して侍せし御の使者と別接せられ  
 兵力を用ひてもある事候しと満足と候しと云ふ公の言  
 何れに候る事候ては尋國村傳信とて報して侍せし御の使者と別接せられ  
 兵力を用ひてもある事候しと満足と候しと云ふ公の言

仲  
 村山傳信

又福岡の事案は去る原八郎が居定(福岡内事)にありて  
内証せし事案を以てし、嘉永五年三月平直の事案  
りし事案を以てし、此時原八郎は侍に在りしを以て御後せ  
んとて、昭々としたる御威儀の事案頻りにありしを以て  
隠匿せしむるに便ありし、依て原八郎は侍に在りしを以て  
し、即夜之を密に全役は後知れぬ、家には隠せしめたり、  
又八郎は侍に在りしを以てし、御出陣にて共(其)内証に何事ありし  
隠伏の便ありし、  
たに念入り訴せしめ、之れに就く其事案を以てし、  
なり、(其)事案の事案を以てし、(其)事案の事案を以てし、  
者ありぬ、

因に記す、亦村仲と云ふ三月廿四日の夜、鹿島を脱出し直に  
加治木御の全志、白尾傳在門、家に入りて休憩し、翌日金平を  
殺し、飯野御より肥後路に出て、川船に乗り、八作の事案を  
隠匿物の依り、(其)事案の事案を以てし、  
監物の許へ、泊し、おは儀あり、船路にて、  
入り、又、仲と云ふ、前に記せし、(其)事案の事案を以てし、  
志竹内、羊右衛門、岩山仙丸、(其)事案の事案を以てし、  
命として、後事と云ふ、(其)事案の事案を以てし、  
全志を密に命せし、との嫌疑を以て、所刑せらる、(其)事案の事案を以てし、  
其事案を免れしと云ふ、

。亦村仲と云ふ、  
當主人、事既に老體にも、猶お及、修理、大仕事も、相意し  
身、終、御お成、身、而、八、徳、居、家、將、相、意、之、事、あり、

自不修理大夫何也失德之澤也無之國中統類以相移之  
居良事之也情主人事也定法則評議可任原  
也然也也之也調所笑也門加藩役也却自時命  
大小之政事一人之存意也以此也年所帶也故也  
唱元也怨也改也心也之也復之也進退也都而也  
者去也引揚也百姓也年責也於而也苛政多有之正  
之也節也相也之也藩也領也中也極也也也何也  
人之手前都也既也之也折也也死也也也也也也  
物也後也一也也也也也也也也也也也也也也也  
跡也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
二度也風也相也振也申也引也也也也也也也也也  
月後也也也也也也也也也也也也也也也也也也

中八位揚也列也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
既也知行也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
留也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
仕也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
西人之也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
太夫人也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
之類也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
之也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
其也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也  
損也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也也

萬端修陞大夫一條三付向人會釋其以手薄云其年分  
 者用之其後云云云云而輕目而存命在命原原(中家)且  
 細原(藤)一相傳久大死之付而上下統然歎仕銀久祈壽等  
 仕之者七百一人其上調伏云々(後者云々)哉云々(再)評判仕  
 良有血後(後)云々(吾)并七郎在(也)可(く)申(次)極(内)祈(壽)方  
 為(仕)之(者)也(也)云々(前)は(揚)げ(出)四(守)善(守)近(多)等(之)後(計)を(托)  
 此事と指せ。右近藤吉井を(先)修(理)を(詳)え(り)云  
 只仕信者亦隨合用之信者(也)云々(後)國(中)勳(為)  
 致(轉)役(焉)外(折)田(八)郎(兵)部(兵)部(出)仕(不)ぬ(極)盡(外)勤(ん)神(後)  
 仕(而)不(用)之(年)々(又)之(柔)弱(之)者(也)云々(凡)付(云)云(何)理(天)  
 夫(國)中(之)向(傳)の(不)申(血)掘(右)之(者)共(長)吉(部)云々(凡)云々  
 云々(凡)内(中)之(處)實(改)事(之)得(失)其(疏)疎(表)書(職)賊

防衛云之件乃三印之事(其)中(其)云々(後)中(附)近(家)去(其)人  
 杯(小)細(中)中(其)中(其)云々(凡)然(家)督(之)上(而)無(し)信(而)右(和)曲  
 之(者)共(相)除(信)事(也)出(來)不(申)兵(内)行(爲)之(者)多(く)如(何)  
 致(し)意(計)相(定)不(慮)之(事)到(其)仕(之)云々(其)中(其)心  
 痛(仕)之(者)不(事)立(其)目(出)度(隱)居(相)續(之)也(其)中(其)云々  
 占(折)申(中)談(信)折(柄)右(行)邪(之)者(共)不(斷)心(掛)在  
 等(之)事(因)縁(之)者(相)見(久)近(其)云々(其)云々(其)中(其)云々  
 余(之)高(尊)也(也)也(其)中(其)外(品)云々(手)云々(其)云々(其)中(其)云々  
 六(人)之(者)切(勝)入(申)渡(講)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々  
 附(之)人(教)別(傳)之(通)に(申)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々  
 リ(之)者(共)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々  
 裁(許)掛(之)者(共)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々(其)中(其)云々





少くも懸念するところありし故に近頃書く此書はゆゑに西次  
ら信濃等より行針匪行と指察し之を是れ信濃等と云ふが故  
此書の所記の事情は始て的然乎と推ふ可らざるものなりと知  
あり

景は三月十日附去利仲信濃院平より吉原原入郎に寄せし  
書中いかに「外は奇兵之者共信濃院平都而信濃捕枝軍  
常之を扱も信濃院平に送らるるなり」とありし今仲と云  
ふは其他の別紙に徴するに赤山鞆有信濃四人は信濃院平  
濟信より高木市助下敷人なりと云ふ事ありしと云ふ故に  
馬後公の阿都鞆州に増えし書中に「仲平書に全く  
虚文を以て之を偽り信濃院平の所記を以て之を偽りありし  
吁嗟彼等其主君を欺罔と信の難しきものあり況んや

他市に於て何れありし言はざるに信濃院平の書にまよひあり  
と云ふ編者ハ殊に前書に差違あり仲と云ふ再掲の書  
書と云ふの鈔録して如何に信濃院平の欺罔証不臣匪  
行の事と云ふは疑念ありして公の阿都鞆州の内申せられし  
手書の其ま前を疑念せし張もいえんと欲するに然して  
仲と云ふ所の書の書ハ原十七箇ありし今其略を省き  
其繁要の叙法と撰録す又其中間に評語を挿せし  
當時島津家は信濃院平の記したるものありしを信濃院平  
に於て書きたるものありしと云ふが故に其書の信濃院平  
と云ふあり係録して信濃院平の比較者著し以て之と然るもの  
の亦村仲と云ふ再掲の書と云ふ事あり

島津信濃院平采書私曲之條に「信濃院平主人側向

之内密に... 惟成證據可申上級八回得事... 前後人物之後見... 全伴信實事八回不... 身仕者... 都介志は馬... 所三階堂仕... 評曰く... 後... 道... 唐島上... 荷高... 九...

は... 賄賂... 内証... 何能... 評曰く... 後... 道... 唐島上... 荷高... 九...

良事の事は平八事主人し金子を萬兩傳ふれば是  
文を多死後在金子平建の事し一は後傳書と  
借保仕存不道一賭財等多賜り歩入りしと後在し借保  
相止而平八事院神島く異外國許借保に出るし海  
人草の事二年の買圓の申附其大し金子を借保の由  
評同く平八申立其多の事二十餘相違と納借保相  
止し海人の行後最敷申附其大し納不取叶し存傳書不  
年賦の申附其事且つ海人草の事二年の買圓の事ハ別に  
評有し伝事一  
賞分其千元し者共其大長長申傳而其外賭財之  
事ハ彩の事高一々數事書面は  
評同く申出た人し伝事一

具次ハ島は傳書事の姓と世子の事い傳書のたりしと世子の  
之と世子の事い然れ共傳書ハ堅く奥方女に多しと世子の事  
と世子の事いまた具次頂の世子の事都通行之時傳書ハ  
高瀬川水隔くと船通すと傳りまた全列と敷と陸行  
せしめ己れハ倍列と敷と或方の評して後夜遊圓せしと  
臆列せし(事ハ評同く申立)

一調子一件に存多し傳書事の内は傳書又言はるのあり  
き傳書申入置と事えり我らと世子の然れ共傳書ハ夫強金元  
者ハ傳書事い此度福原監(傳書事)再出と傳書事  
傳書所前事相傳書事(傳書事)再出と傳書事一  
評同く福原監傳書事傳書所前事而奥向に推傳書事之由  
具次ハ傳書事賭財之為に有馬舎人を側役ニ推傳書せし

其任に非ざる(一)評曰夫主人存ありて例後白の事  
又其次に、将勇給地高雷田買之弊を廢し強制を以て原  
價に買取たる事(詳見)而して其次に於て  
一去年春之時分(二)是れを以て将勇が島内を岐に密に  
相談せし秋の高崎五郎(三)近き降凡を(四)在商人之者共  
事内之修理者(五)不而書下此方内諸之事實滅多に  
申上る能事知す(六)者(七)自就而(八)右兩人(九)不屈之者(十)而  
自召(十一)外同申附度存る(十二)右方内(十三)中候(十四)を以て度が後  
之(十五)と(十六)他(十七)然(十八)論(十九)置(二十)此(二十一)前(二十二)廣(二十三)内(二十四)買(二十五)之(二十六)得(二十七)也(二十八)弟(二十九)知(三十)る(三十一)一  
自故夫(三十二)一先(三十三)右(三十四)内(三十五)方(三十六)相(三十七)組(三十八)其(三十九)上(四十)何(四十一)共(四十二)可(四十三)申(四十四)附(四十五)る(四十六)而(四十七)然  
方(四十八)在(四十九)其(五十)事(五十一)の(五十二)無(五十三)る(五十四)に(五十五)似(五十六)し(五十七)申(五十八)上(五十九)右(六十)之(六十一)事(六十二)も(六十三)畢(六十四)竟(六十五)得  
事(六十六)自分(六十七)政(六十八)事(六十九)之(七十)得失(七十一)を(七十二)以(七十三)て(七十四)任(七十五)置(七十六)た(七十七)ま(七十八)り(七十九)相(八十)聞(八十一)投(八十二)り(八十三)安  
心(八十四)不(八十五)仕(八十六)下(八十七)り(八十八)切(八十九)な(九十)事(九十一)を(九十二)以(九十三)て(九十四)秘(九十五)書(九十六)し

心不仕下り切な事(一)を以て秘書し  
評曰く能事有る無餘義仔細有る事(二)  
一却若早世(三)傳(四)々(五)台(六)而(七)前(八)書(九)段(十)以(十一)為(十二)中(十三)と(十四)家(十五)の(十六)向(十七)後(十八)の(十九)事(二十)の(二十一)押(二十二)出(二十三)し(二十四)自(二十五)而(二十六)數(二十七)年(二十八)の(二十九)以(三十)て(三十一)先(三十二)前(三十三)任(三十四)置(三十五)た(三十六)ま(三十七)り(三十八)不(三十九)買(四十)し(四十一)中(四十二)病(四十三)休(四十四)之(四十五)下(四十六)手(四十七)を(四十八)以(四十九)て(五十)自(五十一)由(五十二)希(五十三)人(五十四)形(五十五)に(五十六)封(五十七)物(五十八)一(五十九)つ(六十)秘(六十一)書(六十二)を(六十三)下(六十四)段(六十五)修(六十六)販(六十七)家(六十八)の(六十九)者(七十)其(七十一)色(七十二)の(七十三)吟(七十四)味(七十五)仕(七十六)て(七十七)後(七十八)継(七十九)ぎ(八十)る(八十一)事(八十二)細(八十三)伏(八十四)之(八十五)人(八十六)形(八十七)相(八十八)違(八十九)ぬ(九十)且(九十一)其(九十二)書(九十三)附(九十四)之(九十五)事(九十六)跡(九十七)ハ(九十八)牧(九十九)仲(一〇〇)女(一〇一)等(一〇二)の(一〇三)遺(一〇四)棄(一〇五)に(一〇六)由(一〇七)る(一〇八)事(一〇九)一(一一〇)而(一一一)以(一一二)て(一一三)自(一一四)在(一一五)仲(一一六)女(一一七)等(一一八)の(一一九)事(一二〇)の(一二一)全(一二二)部(一二三)點(一二四)を(一二五)以(一二六)て(一二七)秘(一二八)書(一二九)し(一三〇)其(一三一)の(一三二)由(一三三)再(一三四)り(一三五)申(一三六)上(一三七)右(一三八)の(一三九)相(一四〇)附(一四一)り(一四二)傳(一四三)書(一四四)數(一四五)の(一四六)段(一四七)之(一四八)而(一四九)若(一五〇)其(一五一)早(一五二)世(一五三)之(一五四)評(一五五)ハ(一五六)彌(一五七)固(一五八)依(一五九)之(一六〇)狀(一六一)而(一六二)申(一六三)上(一六四)る(一六五)事(一六六)之(一六七)難(一六八)言(一六九)ハ(一七〇)以(一七一)て(一七二)其(一七三)評(一七四)曰(一七五)一(一七六)統(一七七)前(一七八)の(一七九)類(一八〇)評(一八一)判(一八二)仕(一八三)り(一八四)而(一八五)八(一八六)類(一八七)會(一八八)難(一八九)散(一九〇)折(一九一)柄(一九二)有(一九三)り(一九四)物(一九五)等(一九六)

實見仕候に付而八十八九世同評判通高入有しと云哉  
 与存候在御伏一件之事存共々相良者即其末金好言一  
 郎申教子し者共何集院平、箇換て、所、度、高、以、在、按  
 澤、さ、し、と、其、中、掛、り、事、お、し、し、由、平、事、直、く、此、事、と、あ、ら  
 じ申上在兩人之者共、直に遠島申上、南、後、存、し、付、其、中、  
 平、而、以、若、く、偏、に、御、陰、を、以、ま、き、事、と、仰、り、し、る、平、敷、判、密  
 隠、に、な、り、し、と、今、高、を、存、在、申、上、者、折、節、平、而、以、致、出、入  
 し、者、お、し、し、と、其、物、を、陰、を、お、し、し、と、和、直、に、申、上、り、ま、し、ら、ぬ  
 り、し、字、を、と、調、伏、付、候、之、事、申、上、者、と、信、解、い、し、し、此、節、祈  
 禱、い、し、し、任、令、敷、も、と、者、出、付、強、仕、り、る、に、存、申、上、其、任、  
 據、高、木、市、中、能、申、上、即、ち、い、し、し、事、と、信、解、い、し、し、其、中、  
 覺、退、候、し、祈、禱、に、付、候、外、に、何、事、も、持、別、手、と、附、け  
 障

能之事比、子、孫、に、承、継、せ、ら、れ、る、事、也、  
 昔、御、腹、仕、候、時、に、信、要、平、而、以、前、に、兩、門、野、に、寄、り、し、事、と、申、上、  
 け、在、敷、傳、へ、事、昔、ハ、十、色、一、件、等、し、事、と、申、上、し、御、別、之、前、料  
 高、い、を、敷、と、い、し、事、御、師、お、し、し、と、移、載、し、し、候、偏、に  
 奉、分、と、申、上、り、し、事、御、師、お、し、し、と、申、上、り、し、事、  
 し、内、家、と、申、上、り、し、事、御、師、お、し、し、と、申、上、り、し、事、  
 申、上、り

信、同、く、盛、文、相、平、と、い、し、候、其、内、人、形、の、ま、り、違、ひ、候、事、也、  
 一、寺、尾、庄、在、系、事、之、以、山、田、庄、多、高、木、等、並、而、入、魂、と、而、内、外、  
 相、換、祈、禱、言、事、と、申、上、り、し、事、御、師、お、し、し、と、申、上、り、し、事、  
 右、庄、兵、部、事、執、行、し、在、候、事、大、い、高、家、と、申、上、り、し、事、  
 一、寺、尾、庄、在、系、事、之、以、山、田、庄、多、高、木、等、並、而、入、魂、と、而、内、外、  
 相、換、祈、禱、言、事、と、申、上、り、し、事、御、師、お、し、し、と、申、上、り、し、事、

通命之金子平将曹等以差賜了。是也。天故也。自。お。通  
北。上。此。節。勝。手。方。用。人。被。申。附。信。内。多。之。得。手。平。を。と  
と。承。知。之。事。相。違。無。事。に。了。り。て。御。以。通。命。之。賜。財。  
之。付。而。免。之。事。お。見。申。了。

評曰く庄兵衛海山田近及入魂。申事跡。而。お。勤。行。  
故。其。後。退。復。申。附。お。事。一。

其。節。之。人。數。皆。公。無。差。別。が。罷。申。附。お。事。一。而。お。山。  
生。死。在。り。て。内。外。之。儀。は。事。に。あ。り。て。修。理。太。方。お。山。  
外。方。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
盡。信。り。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
陰。保。方。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
不。申。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。

中渡屋事。相。宗。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
成。都。に。在。り。者。其。何。様。に。譯。令。高。陰。傳。之。企。可。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
在。此。所。置。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。

評曰く全く不殊死罪申。譯。令。高。陰。傳。之。企。可。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
追々裁許。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。

前項。公。無。偏。仲。之。事。推。測。を。以。て。記。せ。し。ま。の。多。れ。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
を。認。り。し。ま。の。多。れ。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
ハ。御。事。公。不。品。行。り。て。滿。刑。せ。れ。し。ま。の。多。れ。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
後。言。出。し。し。如。き。公。及。對。者。ハ。仲。之。事。等。御。事。公。不。品。行。り。て。滿。刑。せ。れ。し。ま。の。多。れ。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
事。申。了。こ。ん。と。御。事。公。不。品。行。り。て。滿。刑。せ。れ。し。ま。の。多。れ。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
誤。想。の。由。も。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。  
見。可。多。り。次。項。に。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。而。お。山。之。儀。は。申。附。お。事。一。





事<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup> 多<sup>ク</sup>後<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>表<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>理<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

五<sup>レ</sup>れ<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>は<sup>シ</sup>官<sup>ノ</sup>官<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>善<sup>ノ</sup>く<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

術<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>由<sup>ル</sup>ら<sup>ズ</sup>る<sup>ノ</sup>もの<sup>ニ</sup>も<sup>シ</sup>慶<sup>ノ</sup>島<sup>ノ</sup>表<sup>ノ</sup>内<sup>ノ</sup>記<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>善<sup>ノ</sup>く<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

一<sup>レ</sup>修<sup>レ</sup>理<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>善<sup>ノ</sup>く<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

十<sup>レ</sup>部<sup>ノ</sup>取<sup>レ</sup>相<sup>ノ</sup>成<sup>ノ</sup>又<sup>レ</sup>八<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>善<sup>ノ</sup>く<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

余<sup>ノ</sup>計<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>品<sup>ノ</sup>々<sup>ノ</sup>莫<sup>ク</sup>大<sup>ク</sup>取<sup>レ</sup>入<sup>ル</sup>事<sup>一</sup>

評<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>笑<sup>フ</sup>丸<sup>ノ</sup>丸<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>杯<sup>ノ</sup>ハ<sup>シ</sup>無<sup>ク</sup>度<sup>ノ</sup>及<sup>レ</sup>誤<sup>ル</sup>口<sup>ノ</sup>々<sup>ノ</sup>一<sup>レ</sup>有<sup>ル</sup>由<sup>ノ</sup>當<sup>レ</sup>時<sup>ノ</sup>ハ<sup>シ</sup>何<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>不可<sup>ク</sup>解<sup>ル</sup>事<sup>一</sup>

想<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>水<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>言<sup>ノ</sup>一<sup>レ</sup>感<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>眼<sup>ノ</sup>と<sup>レ</sup>西洋<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>器械<sup>ノ</sup>技<sup>ノ</sup>術<sup>ノ</sup>事<sup>一</sup>

一<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>浦<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>の<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>く<sup>ノ</sup>修<sup>レ</sup>ら<sup>ズ</sup>る<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>術<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>善<sup>ノ</sup>く<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

見<sup>ル</sup>る<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>無<sup>ク</sup>の<sup>ノ</sup>数<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>を<sup>シ</sup>る<sup>ノ</sup>に<sup>ハ</sup>善<sup>ノ</sup>く<sup>シ</sup>事<sup>一</sup>

一<sup>レ</sup>平<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>表<sup>ノ</sup>裏<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>相<sup>ノ</sup>片<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>言<sup>ノ</sup>一<sup>レ</sup>海<sup>ノ</sup>老<sup>ノ</sup>京<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>出<sup>ノ</sup>而<sup>レ</sup>終<sup>ノ</sup>頭<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>節<sup>ノ</sup>

共<sup>ニ</sup>と<sup>レ</sup>相<sup>ノ</sup>除<sup>レ</sup>良<sup>ノ</sup>手<sup>ノ</sup>段<sup>ノ</sup>仕<sup>ノ</sup>良<sup>ノ</sup>由<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>入<sup>レ</sup>滞<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>事<sup>一</sup>

海<sup>ノ</sup>老<sup>ノ</sup>京<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>出<sup>ノ</sup>而<sup>レ</sup>終<sup>ノ</sup>頭<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>節<sup>ノ</sup>一<sup>レ</sup>海<sup>ノ</sup>老<sup>ノ</sup>京<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>出<sup>ノ</sup>而<sup>レ</sup>終<sup>ノ</sup>頭<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>節<sup>ノ</sup>

右高島藩の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
春迄所存金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
に利には申廻し始御表裏を御之者にして  
評定申上之通し人物及御用

次に從來金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
るに奥向之用の御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり

右大概見聞仕度此内坐し御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
上候御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
三月五日(嘉永元年) 本村仲之丞  
前記掲げし御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
其根本御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり  
御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり

別紙

國中第一念慮に存候根元ハ島は國防ハ要要の子に  
而は御用金銀器物之仕拂ひ方ハ從來嚴重之規則あり

我出上し回相註の方よし  
 此事家老より相伺はる國を  
 受けし事三事此節川上  
 彈五夫同附にひきまゝに必  
 定強き又母の直留瑞福の嫁娶而無攝族家  
 自に才不断 周防音多  
 参りて者も右出受りし  
 次第の傳書平甚事と吟味  
 而右し通姻誼之傳と以  
 吹響事仕るる存申し周防  
 事ハ中々甚良しと云物と  
 此節才權臣奸婦と書き通  
 申すも是等類に致推推  
 載度事國中統推お仕良  
 依而修程大夫世継無  
 之も大方に仕合相違事  
 しく良先子實し印出せし  
 之御  
 吉尤在甲申事と備大陽  
 守實母實鏡院吉高ハ大  
 悦と而はる祝儀多しとい  
 うる事は是事は奥向中  
 にも一人見祝為之節無  
 常事祝儀多しと酒肴と  
 而も是

やし能事一而無事由夫故  
 大亡し時一人として怨歎  
 仕良者として事由承申し  
 存留の事には事候理也又  
 養子にいま仕仕存念の  
 事又擇い後而ハ竹澤大  
 夫押倒し可申心願し別  
 事し一夫何難事始終候  
 理大更方し事ありし事  
 以説言仕るるお見ゆ  
 女ありし方如熟無  
 じ我に禍お伺申良此  
 事ハ私忒申信カ禄し者  
 こと以て相伺と事ハ  
 事不申押免難申上し  
 先自死廿月評判通  
 事と申し信而申萬  
 事到事仕るるに  
 後悔仕而も存不申  
 一日夜憂言仕るる事  
 事あり一日は早く家  
 持事と申しおきこと  
 可相事と事と何分  
 此心配至極馬場  
 事候事仰息上

三月廿二日  
 木村伴しと

評曰く從來く福原此一傳くお極良國心執りてあるに  
 此のよきとて之を教ぬに國防是ハ敵て世子の後置の觀銀せし  
 なるにりしハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 者の疑心とて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 善し國防是ハ高き一傳くはたのこしとて其の心はたのこし  
 し國心とて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 なるにりしハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 の心はたのこしとて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 構離回ハ一たのこしとて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 故に近き等ハ程量一とて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 將軍等ハ私情とて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 なるにりしハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま

植原軍を用ひ正義其身を領も既に内にはたのこしとて其の心はたのこし  
 子の痛絶え唯この心はたのこしとて其の心はたのこし  
 出陣中仲ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 ことし傳入ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 書事転ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 追隨ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 激ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま  
 其の心はたのこしとて其の心はたのこしとて其の心はたのこし  
 書ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま

● 〇の付れ  
 右中書右衛門尉ハ此等なる一と之れ其所為のたに高き有ま

何名入を既と云ふに相違位而入るは其の事なるは

申出儘認申位事一

因に記し一慶島を以て又久伊と云ふ事ありしは

而も守り跡を以て後前なる事ありし事なるに

急依して事と云ふ事ありし事なるに

而も守り跡を以て後前なる事ありし事なるに

急依して事と云ふ事ありし事なるに

而も守り跡を以て後前なる事ありし事なるに

急依して事と云ふ事ありし事なるに

而も守り跡を以て後前なる事ありし事なるに

急依して事と云ふ事ありし事なるに

而も守り跡を以て後前なる事ありし事なるに

急依して事と云ふ事ありし事なるに

而も守り跡を以て後前なる事ありし事なるに

急依して事と云ふ事ありし事なるに

抄の

抄

後小慶島の捕まの對して如何程捕まるとも傳へるは

跡を以て相合するもの付と云ふは依て其捕まの跡に其

捕まの跡を以て相合するもの付と云ふは依て其捕まの跡に其

捕まの跡を以て相合するもの付と云ふは依て其捕まの跡に其

捕まの跡を以て相合するもの付と云ふは依て其捕まの跡に其

捕まの跡を以て相合するもの付と云ふは依て其捕まの跡に其

捕まの跡を以て相合するもの付と云ふは依て其捕まの跡に其

彼の捕房の公事には事ごとく捜査せしむるに事ありしに時著し同道に由りて  
り海路をなす人ハ必ず捕獲せしむるに事ありしに時著し同道に由りて  
此ハ伊豆新田島村黒島村の邊にありし也  
當時に全村を焼く事ありしに時著し同道に由りて  
仲更別いしはハ大島にありし事ありしに時著し同道に由りて  
仲更の事ごとく保身せしむるに事ありしに時著し同道に由りて

仲しむる未済せしや廣島長吉利仲伊直後平吉  
西度及公に記せし封書到りしに時著し同道に由りて

乍恐別度と以奉願上良  
亡近多障多事徒類之内本村仲之也杖葉之者而輕罪  
しはハ伊豆新田島村黒島村の邊にありし也  
通去常々屬及の事ありしに時著し同道に由りて

筑前表を奔走ししに時著し同道に由りて  
ゆる手捕手之者共四廻程其御領内ハ是向も自而取致候  
後々ハ表向御届申出候事ありしに時著し同道に由りて  
し事ごとく保身せしむるに事ありしに時著し同道に由りて  
御共而御留申出候事ありしに時著し同道に由りて  
し事ごとく保身せしむるに事ありしに時著し同道に由りて  
下と御留申出候事ありしに時著し同道に由りて  
事ハ被れに御留申出候事ありしに時著し同道に由りて  
多事身許候迄に御留申出候事ありしに時著し同道に由りて  
ハ御共而御留申出候事ありしに時著し同道に由りて  
恐用心保身せしむるに事ありしに時著し同道に由りて  
期しむる未済せしや廣島長吉利仲伊直後平吉

時々々此等事以申後ハ心記は在りし事等ハ其時時  
比下下等而此等事ハ其時時ハ其時時ハ其時時

三月十八日(前日) 寺利 仲  
伊集院 平一

上

前ハ指し申事ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
以て伊集院遠州ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時

公の附札

右書面最初ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
終ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
事ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
聊足附ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時

事

但し仲ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時

其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時

又ハ公の伊集院遠州ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
初項ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時  
其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時ハ其時時





下段一解世帯に於て陽守の異見仕度と云々あり内状  
たり自身用封不仕信書平有るに中附に於て由る而  
人事も難中何之益と不相成自ら此後に出事不  
仕信書に於て内乱之次第申す事何令不信交し然も  
相聞しに先不仕信書に存あり心中に今も存あり而  
後日更事し難斗申す事何令不信交し然も  
乃め此に於て不仕信書に存あり心中に今も存あり而  
井上あ村と主人之不仕信書に存あり心中に今も存あり而  
此不仕信書に存あり心中に今も存あり而  
事存候一解此書而信書仕信書に存あり心中に今も存あり而  
入組の事ありと信書に存あり心中に今も存あり而  
書に信書に存あり心中に今も存あり而

おのり自記の御事如例退文書指入も多くとるは及ぬ  
は内令度人の御事如例退文書指入も多くとるは及ぬ  
可申上候に  
四月五日(通記)

福岡

宇和島公の札下

仰り慶島表社事の発出に係りて公の御事遠州の外  
してせよ及河部勢州の内様せられし手紙同ハ野上通と重板  
ちぬ公の御事野上通と重板せられし手紙同ハ野上通と重板  
公の御事野上通と重板せられし手紙同ハ野上通と重板  
の御事野上通と重板せられし手紙同ハ野上通と重板  
御事野上通と重板せられし手紙同ハ野上通と重板  
書中を御事野上通と重板せられし手紙同ハ野上通と重板

不忠不孝の二諸公處に仲尋る百方力を盡して出陣守書  
る引渡して強請せし公公始終國を拒して還附せられし  
りし不忠不孝の多かりしなり相阿部新國老の事とせし  
人物多くし如きは且つ梓柄たのい馬をかりしなり唯此の後  
以て人に君たのい足れり信を代年其家臣に於る内外の  
約據を劇せし事重源の乳鞭人信の奇策騎虎の勢り遠に  
公とて昔日信の事とせし公とて當時其内い馬とて行ひしめ  
しことと相い馬の時運の勢りしめし公と何と相い編者ハ  
序の書中の二件を評すし仲と相い心既に其死を以しな  
らむも猶ほく馬蹄と相離せし有るの事身を艱難に處してハ  
九死中猶ほ二せと取せしものにて彼の事と相い公情に  
相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に

はありしことと相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
政を公行して其れも其れと相い公情に相い公情に相い公情に  
と相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
しむし相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
の事い相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
同い相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
王と相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
の相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
前に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
の相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に  
受て相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に相い公情に







らうし遠く公の宿高の如く即年（嘉永四年）三月に於て大隅守  
隠長あり世子修政を長無政より定むる事ありてまじし  
乱麻結絲等事ありしに社事も復燃し無事の具高と  
結むるのみあり

此より又公大隅守君の勤院に即て世子修政を長と  
あり四十餘に及れ具徳院の命に勤院を長とす具高あり  
視て大隅守君と隠長ありて果老と名づけしに公の命を  
しこの世に國を治むる島徳院（徳院）ありて二階堂を計る事あり  
此後隠長を（隠長）と名づけしに公の命を  
密にし公の命を隠長と名づけしに公の命を  
しとせよ公の命を隠長と名づけしに公の命を  
力と命ありしに依て公の命を隠長と名づけしに公の命を

ありて公の命を隠長と名づけしに公の命を  
後ほめて斯く執局を及ぶのみありしなり（此の事案は嘉永四年の事なり）  
むて幕府に朱印符の御書ありて大隅守を賜ひし事あり  
此を幕府に請位の印符とすすの公の命を大隅守と名づけしに公の命を  
の御書ありて大隅守を賜ひし事ありしに公の命を  
ありて公の命を隠長と名づけしに公の命を  
と風せしもの多し（此の事案は嘉永四年の事なり）  
己を徳守南都守と名づけしに公の命を  
を遠州に召し入る事ありしに公の命を  
即ち徳守南都守と名づけしに公の命を  
を解後せしめしに公の命を  
隠長をありしに公の命を

正徳十一年八月八日... 伊集院... 前々河郡住持神社... 此年四月に... 島根の... 之を鎮ま...

禮海... 鏡... 酒... 伊集院... 此年四月に... 島根の... 之を鎮ま...

臣伊集院... 授け手許... 伊集院... 此年四月に... 島根の... 之を鎮ま...

の時様と信らしめりる。雨後打り命とて有村俊奇(信正)  
西郷孝兵衛伊代和龍在米門等と共に京搦に出候して天下  
の時様と探らしめりる。身後当ぬるに戊午申のありて仲し  
ぬ。北條右門と名乗り西郷有村等と共に村の京搦に  
木成結院を向候。危難を極むお存にて九州に下り思  
向として博多を過行ある。之を大門(野宮)許に遣り  
是れ四通土を信成とて薩の捕戸を遣らしめりる。福岡の  
義兵高橋屋のゆり。吉原屋に轉し道に平野二町(徳)  
ハ馬向を擁護とて上野村大庭村葛原等一町(徳)内美  
の許を過り千早川と降り。若使に出て慶長島に下りし  
所あり候なり。

一因に記す。此の先は仲しぬ。天下の形勢は如何に記す。

らて福岡に所部の京搦に出候と聞かぬ。ありしに搦けし  
かく思向の難を極む。全伴とて福多を裏にあり。若使の  
追尋の難を極む。到るに長徳伏の道を行け。此ハ福多の  
有るハおぼしめて平野と申す。薩の許に候。此ハ福多の  
人にとりて難し。仲しぬ。薩の事多に平野の所におり。薩の  
政を聞かぬ。此ハ福多の内訴とて公の裁断を請ふ。此ハ  
如くし。此ハ福多の事。諸役人におぼしめし。此ハ福多の  
事多し。此ハ仲しぬ。道に原ハ市に定む。此ハ福多の事  
其ハ事多し。此ハ福多の内訴とて公の裁断を請ふ。此ハ  
出候。此ハ公の其事と申す。此ハ福多の内訴とて公の裁断を  
請ふ。此ハ福多の内訴とて公の裁断を請ふ。此ハ福多の内訴  
に記す。此ハ福多の内訴とて公の裁断を請ふ。此ハ福多の内訴

馬向







事共被仰下は有はは禮難中盡旨相又降参り  
矣者事段は心痛下敷ありは海点人  
は最又内好知可相不ぬ之は弟事一伴  
今方は海直子に居しやまぬ不ぬ之は弟事  
海事一は中は三月比は文同事とては海  
七月八日今事家老のやう家老と長向相老  
七日十七日泊る海直子に居しやまぬ  
者大切之客解存公通海直子に居しやまぬ  
来負右側向初より掛合し有是は何れ不審に  
々當之矣之事一は色こま又しやまぬ極秘直書  
高申斗る右に居しやまぬのれは海直子に居し  
大切之客解存公通海直子に居しやまぬ

又之病病と無一哉才存は才何事不安心相付  
原八郎事見廻りして後かへ申すは其後也  
海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
奉行不慮ありは海直子に居しやまぬ  
念ひ相付は海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
家老が御事有は海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
方附事と不慮ありは海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
申すは海直子に居しやまぬのれは海直子に居しやまぬ  
家老の直書とては海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
郎海直子に居しやまぬのれは海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
着委細相付申すは七月九日頃の時候は海直子に居しやまぬのれは海直子に居し  
由薬は海直子に居しやまぬのれは海直子に居しやまぬのれは海直子に居し



由又の色に悉細甲律等と一書前の人註あり下り他  
直二門初家老共の隠微なる道なる事あり事あり所  
疑目又此の(調停の) (調停の) (調停の) (調停の) (調停の)  
順着より中より(調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
存するに可又此の事(調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
者(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
亦(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
又(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
下(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
之(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
之(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)

蔵のしるしを分能街道具不現與方遺ありとを撰其の  
甲(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
蔵(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
常(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
凡(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
入(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
お(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
頗(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
二(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
字(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
和(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
島(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
明(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)  
公(調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)

福岡

編者ハ心の隠微を著し軌凡之材幹と地持せられお家持を事  
なるんとするの中途に於て遠望を断せられしと哀惜せられしハ  
公の伊達遠州の贈られし手紙の辭に遠望を断せられしハ  
お家持の遠望の事お家持の南後御記の事お家持の遠望の事  
公の遠州の内膳せられしハ現に教十箇の從後と書お家持の  
者ハ一之御秘載を寫しお家持の遠望の事お家持の遠望の事  
の立腹を親密に行き持の事お家持の遠望の事お家持の遠望の事  
れんことを如しお家持の事お家持の遠望の事お家持の遠望の事  
せられしお家持の事お家持の遠望の事お家持の遠望の事  
御す

十一月廿九日 換内  
印井お家持  
二十二

印井遠望常文

●遭難宛死者遺蹟ニ係リ具申書(寫)

舊秋月藩參政用役

明治紀元五月廿四日午前三時頃自宅ニ於テ兇徒ノ爲メ夫妻共ニ慘殺セラレ

白 井 亘 理

同人儀ハ舊秋月藩ノ馬廻組ニシテ、文久慶應ノ間ニ於テ、舊藩主(故黒田長元)ニ拔擢登用セラレ、舊藩政ノ機密ニ參與シ、當時藩情之紛糾騷錯管ナラサル際ニ其身ヲ處シ、過激ヲ抑ヘ、因循ヲ進メ、士氣ヲ獎勵シツ、以テ藩屏之任ヲ竭サシメタリ、頓テ天下之時勢ハ一轉一替旋轉シテ、遂ニ丁卯十二月九日ニ於テ 王政復古之風詔煥發セラレシヤ、亘理ハ藩主ノ特命ヲ被リ、執政心得首坐公用人トシテ、上京シ、朝廷ヘノ首尾ヲ彌縫シ、諸藩ニ應接レテ藩論之方針ヲ案訂ス、然ルニ蕞爾タル西海陬僻之一小藩ノ例トシテ、茲ニ維新之鴻業看々實施セラレ、ニモ拘ラス、藩地ニ於テハ尙靦然其舊習ヲ固習シ、未ダ眞成ナル朝意ノ何レニ在ルヤモ覺知セサルモノ、如クナリシカハ、應テ出兵、及藩主ノ上京スヲ漸次遷延セシテ以テ、一藩之体裁ニモ拘ントスルヲ憤慨シ、亘理ハ蹴然決志セン所アリ、單身下國シテ以テ猶々朝意ノ在ル處ヲ懇諭シ、藩士ヲモ迎

ヘテ、以テ維新政治之下ニ鞠躬奔走シ、一藩榮庶ノ赤誠ヲ表セシメテ思ヒ、既ニ發京セントスルニ際シ、同僚知友某々ハ之ヲ聞キ、當時藩情奇險ノ際アリシカハ、甚タ同人カ下國ヲ危ミ、暫時在京シテ以テ時機ヲ待ツベシト勸告セシ由ナルカ、然ルニ巨理ハ別ニ坂地ニ要用アリシカハ、下坂ナシ、同地ニ於テ藩主ノ東上ヲ俟ツ、アリシガ、漸ニシテ藩主ハ着坂セラル、是レ戊辰四月二十九日ノコトニテアリシナリ、同人ハ藩主ニ面謁シテ京師ノ事情ヲ報シ、扈從シテ出京、大ニ爲ス處アラント期セシニ、何ソ圖ワン坂地ニ於テ藩主ノ命ト唱エ、同人カ京師ノ事務ヲ解キ、遽然下國ヲ命セラレタリ、是レ蓋シ同人ト主旨ヲ異ニセシ某アリ、離間ヲ容レシモノナリト風聞ス、則チ同人ハ早忙京地ニ還リテ歸裝ヲ整ヘ、尙々決志セシ所アリ、慨然トシテ發京下坂ス、是レ同年五月五日ノ事ナリトス、同七日坂地出航、下國ノ途ニ就ケリ、恰モ船中梅雨ニ際旨、二十餘日ヲ經過シテ、漸ニシテ同二十三日ノ薄暮秋月ニ歸着シタルヲ以テ、其旨直チニ舊藩政府ヘ届出、歸宅謹慎命ヲ待居レヤ、同夜ノ深更、夫妻共ニ寢室ニ在リテ熟睡中慘殺セラレタリ、當夜ノ混雜爲ス所ヲ知ラス、其後ニ於テ下手人

除會

藩主ハ主ノ後

早忙京地

ハ當時一藩子弟ノ組織タル干城隊士ナリトノ風聞丈ケハ慥ニ遺族者ニ於テモ承リ、只管保護ヲ藩政府ニ仰キ、一家尙々謹慎シテ其命ヲ俟テレニ、同年八月十日ニ於テ、藩政府ハ親族ヲ呼出シ、巨理カ罪狀ノ示達アリ、且ツ世祿三百石ノ内五拾石ヲ減シ、家名丈ケハ立テラル、處トナリ、巨理カ實弟渡邊助太夫復籍シテ其家ヲ嗣ケリ、然シテ其際ノ達書ニ曰ク、巨理儀己之才力ニ慢シ、我意ヲ募リ、他ノ存意ヲ妨、衆人ノ憎ヲ受ケ、人望ニ相戾リ、且ツ此度於京師表御差下之儀被仰付候、就テハ速ニ可罷下之處、罪ヲ遁レンカ爲、奸智ヲ廻ラシ、國情ヲ他ニ洩シ、奉掛御配慮候段、身ヲ思フニ厚ク、國ヲ思フニ薄キ譯ニ相當、終ニ此節非命之死ヲ遂ケ候段、自分之招ク禍ニ而、是非ナキ事ニ思召ス云々ノ文字アリ、遺族之者ニ於テハ、遺憾千万、腸九裂セントスルノ結果、親族協議シテ、二三次モ當時ノ政府ニ參趨シ、是非之糾明ヲ哀訴ナセシモ、奈何セシ政府員ノ諭旨ハ、依然トシテ前日ニ異ナルナレ、依テ遺族者ハ泣々其儘ニテ過ツ、アリシカ、爰ニ巨理ト共ニ同夜慘殺セラレタル中島衡平ナルアリ、此人物ハ學識洽博、智量卓絶、一藩屈指之人傑ニテアリシガ、其學徒、及巨理ガ舊知友モ紛

モノニテハ入



カラス、ソレ等ノ有志者ハ、聯結血誠ヲ表シ、屢々政府ニ迫リテ、是非之糾明ヲ哀訴ナセシモ、其意ヲ得サリシカハ、激昂憤悶之結果、遂ニ十餘人聯合シテ藩ヲ脱シ、宗藩福岡表ニ縋リテ、其哀訴ヲ疊ム、於此一藩ノ黨派ハ各所ニ棋布シ、反目激軋、殆ント將ニ血ヲ城下ニ蹀セントスルノ大變訃トハナリシナリ、爲メニ福岡表ヨリ、參政榎立蕃ヲ始メ、數名ノ役員秋月表ニ出張アリテ、其内訃ヲ鎮撫スル、爲メニ十餘名ハ連累シテ、福岡表ヘ拘引セラル、ソレ等ノ一累ハ福岡荒戸谷町舊源光院ノ趾ニ權舎ヲ設ケ幽囚セラル、疑獄菟結シテ解ケス、三ヶ年ノ久矣ニ涉リ、遂ニ辛未七月廢藩置縣ノ法令出ルニ及ヒ、是非ノ判決ヲ與ヘスレテ自消ナセシ餘孽ヲ現セシナリ、又タ茲ニ巨理カ冤死ヲ距ル、恰モ十有三年即チ明治十三年十二月十七日ニ於テ、巨理カ孤子六郎ナルアリ、東京橋區三十間堀町舊藩主黒田子爵邸ニ於テ、上等裁判所判事一瀬直久ヲ殺害シ、父ノ警ヲ復セシトテ、所在ノ警察署ニ自首セシ一大變事ヲ起ス、是ハ這レ菟結シテ解ケサル舊秋月藩ノ一疑獄之餘毒カ肺腑ニ潜伏シテ、一時ニ爆發セシモノナルヘケレ、然リ而シテ六郎ハ國法ニ服シ了リ、今日自由ノ身トハ復スト雖モ、切

(セ) (丁)

巨理カ如何

ニ願ミルニ、巨理カ慘殺セラルル其罪狀、當時舊藩政府ノ違書ヲ見モノガ、果シテ其實ヲ得レモノナルカ、果シテ然トセハ、彼巨理ハ奸曲不臣之甚キ者ニシテ、遺族ノ私共何テカ言ハン、何テカ訴エンヤ、然レトモ皇天呵護シテ、當時巨理カ同僚ナル某々ニ書セシ一片ノ斷翰ト、二個ノ尺牘世ニ存在セラル、彼カ遺蹟ニ保リ、風竟之材料ハ遺サレメタリ、其斷翰ニ曰ク、「最早王政復古之御事業、御成立相成ニ御相違有御座間敷奉存候、君上御上京ハ勿論、御政体總而御一新之御主意ヲ御体認之上ニ而、御處置有御座度、云々、又其尺牘ノ内、文中ニ曰ク、業謝曰、子欲致忠吾君家固所願也矣、余何得而辭之、雖然子欲達相公之意、請待余就路之後、而唯論以朝命之重不可不奉、相公之意之厚不可不重、則其言易入而事可成、若有一言及于業身、而其重者其厚者、或爲有一二之不貫徹者則悔何益乎、云々、」此等之數語ノ如キハ、巨理自ラ其懷抱ト其心念之在ル所ヲ自洩シテ餘蘊ナキモノナリ、果シテ然リ、ソレ然リ、彼ハ真成ナル精忠烈義ノ性格ト行爲ヲ以テ、大ニ爲スコトアラント期セシナリ、哀レ一夜ノ毒刃ニ其身ヲ斃シテ、以テ國難ニ殉セシノミナラス、終天ノ汚名ヲ復ハセラル、之ヲ

哀願スルニ其所ナク、遺族者ハ暗涙ヲ飲ミテ以テ四十年ノ今日ニ及ヒ、遺體止  
カタク、彼レカ當時ノ行爲ト藩狀ノ顛末ヲ、古老ニ諮ヒ舊知ニ詢リ、僅ニ其梗  
概ヲ蒐輯シ其遺難遺蹟ト題レ別冊謹而之レヲ具申仕候間、仰キ莫クハ之ヲ其筋  
々へ御執達成シ被爲下、同人エモ各藩殉難士同一之特典ニ浴シ、一視同仁雨露  
至仁之

聖恩ハ、同人カ枯骨ニモ速ヒ、永ク地下ニ瞑目レ、以テ遺族者ニ於テ満足ノ  
思ヲ得セシメラレシコトヲ、此段遺族者總代トシテ連署具申仕候也、

明治四十年十一月

福岡縣筑紫郡堅糟村大字犬飼二百四十五番地

上野正信

佐賀縣三養基郡鳥栖町大字真木百貳拾參番地

八坂甚八

八坂甚兵衛

八坂甚二

福岡縣門司市棧橋通拾四番地

小林利愛

福岡縣朝倉郡甘木町九百五拾七番地ノ二

近藤正夫

福岡縣門司市棧橋通り拾貳番地ノ二

手塚辰熙

熊本縣玉名郡荒尾村字原萬田五番地

吉田縣

福岡縣嘉穂郡笠松村大字上三緒七百參拾九番地

井手茂

福岡縣福岡市西港町拾貳番地

加藤鉄也

福岡縣知事 寺原長輝殿(宛)

舊秋月 白井 巨理 遺蹟 遺蹟

伏敵門 吟清 漣野 生編 述

舊秋月藩白井家は、世々秋月城主秋月家に任ふ、始祖次郎右衛門種宣は、秋月宗全其子種真二世に仕へ、元龜天正の際、屢々各所に戦功を奏し、其効を以て嘉摩郡上白井の庄を領し、其重臣たりしか、種真は高津に從ひ、天正十四年七月、御笠郡岩屋城主高橋紹運を伐亡せしなり、此より先き、種宣は天下の時勢を極論し、種真をして秀吉に從はめ、岩屋城の急を救はんことを極諫せしも用られず、爲臣を致して、上白井の郷に還り、歸農して土豪たりしか、後十四年を閲し、黒田家の始祖長政、關原の軍功によりて、筑前國を領し、慶長五年庚子十二月、其舊領豐前中津川より、筑豊の境界鳥尾峠を越へて入國あり、道途にして日暮る、種宣に二子あり、長を六郎兵衛宣茂、次を儀左衛門宣教と云ふ、種宣は其二子、及從僕三百余人を率ゐて、長政を途中に迎ひ、鎧砲百十五挺、提灯百五十張を以て先導す、長政大に喜ばれ、主従の契約成り、福岡に居住せしか、長政の次子長興君が秋月に分封せらるゝや、宣茂は隨從として秋月表に入部せしなり、種宣より十一代の戸主、通稱巨理は幼名を鈴尾と呼び、實名宣業、簡堂と號す、父を遊翁と云ふ(儀左衛門宣嶠、實同藩士近藤徳左)母は冬子、家女なり其嫡男にして、文政十一年戊子正月二日秋月城下中小路の邸に生る、質性豪邁深沈にして、喜怒色に顯れず、卓然とまで曠世の思を蓄ふ、文武の諸道に熟達す、劍道は同藩士松村蕪翁に、槍術は同吉村武

白井家系

白井

深沈

舊秋月藩

直理東遊し  
一書  
直理家督  
せて物頭に命  
せらる

直理拔擢せ  
られ用役と

太夫其他に、其外弓馬の諸技藝等に至り綜へざるなく、委く其蘊奥を極めたり、殊に學術は藩の老儒近藤好翁に從ひ、經史を獵涉して大義に通じ、又た藩の學士中島衡平を師として、其學業を修め、王餘姚の格知實踐を旨とし、經世の學理を研む、弱冠にして東都に遊方し、佐藤一齊、大橋神庵の帳帷を閱ひ、王霸の辨を講じ、竊に尊攘の志を蓄ふ、納庵殊に其志操の奇偉なるを嘉みし、所著の關邪小言なる書を寄せて、後事を依托す、即ち簡堂の號は納庵か撰授せしものたり、茲に安政四年丁巳三月六日、父儀左衛門致仕して遊翁と號す、直理歳二十有八にして家督相續して世祿三百石を領し、家格を以て馬廻組に列す。

直理に配す、遊翁に八人の子女あり、長男直理、長女利子は同藩小林傳太夫(利政)に嫁す、即ち直理の母なり、次男渡邊助太夫、復藉して藤と稱す、三男上野四郎兵衛、後月下と改む、即ち直理の父なり、四男山田省己、新五左衛門の養子となりて其家を嗣く、次女峰子、彦山の修、山田の父なり、三女道子、同藩高橋酌平へ嫁す、四女幾代子、佐賀縣養父郡真木村の豪商八坂家へ嫁す。

直理は先き、直理の部屋住を以て藩學校稽古館の助教となり、文學を以て著る、隨て物頭を命ぜらる、工平鎮砲組を率ひ、隊伍を整へ、技藝を練ると大凡一ヶ年にして、馬廻組に昇進し、一藩士列に列して、膽力を磨き、士氣を獎勵しつゝ、勤務四個年に涉る、當時の藩主、(長元君安靜院と諡す)英明にして能く人器を用ゐらる、直理も拔擢せられて用役に任用せらる、於是直理も殊遇の厚きを蒙る。

なりて藩政  
に參與す

直理と戸原  
卯橋海賀宮  
門との關係  
直理が時勢  
に對するの  
持論と懷抱

直理長崎表  
に出張して  
海外諸國の  
事情を探り  
併せて西洋  
の兵式を傳  
習す  
直理が開化  
說に對する  
の容れざるの  
濫觴

激し、汝々職を致して、藩主を輔佐し、一藩の士氣を鼓舞し以て時勢に應じて藩屏の任を致すに汲々せり、其際に方り、天下の形勢大に變じ、勤王攘夷の説は紛々糾々奮ならず、各藩の志士は率ね王室の式微を歎き、幕府の驕梁を憤り、孤劍飄々藩を脱し、京攝に出沒して天下の事を謀り大に爲すことあらんとす、同藩に於ても戸原卯橋の如き、海賀宮門の如きは、夙に藩を脱して一身を粉碎し、天下の士と交りて、盛に尊攘説を首唱したり、蓋し當時直理の所論たるや、飽まで藩主を輔佐し、一藩の軀裁を整へ、薩長其他の雄藩と聯絡して、藩屏の任を貰かんと欲するに在り、決して孤身單獨の働を取るものにあらざりけり、又た攘夷説に係りても、彼を知り己を知り、飽まで海外の事情を諳んし、全國一致して尊攘を事とするに在りしなり、然れ共當時の所謂勤王黨なるものに比し、其扮装と外望の隔絶、又た其階旨の漸進急行の間差等より、自から議論の合さるゝに、彼は佐幕論なり、因循家なりと、客氣少年社界に誹謗を免れざりしは、怪むに足らざるなり、此より先き直理は攘夷を爲すは海外各國の事情を探究するの必要あるを以て、本職を以て長崎開役を兼ね、全表へ出張を命ぜらる、其頃大藩に於ては、洋學生を長崎表に派して、西洋の兵法、且つ砲銃は技術を研修し、且つ歐米の文物制度を探験すへきの時勢なりしを以て、直理はその風采と懷抱の奇異なる坂田諸遺をも同伴なし、それ等の事を掌どらしめぬ、且つ漢譯の洋書、(六合叢談、新舊約全書等なり)其他海外新話の如き書籍を數部購求して歸り、藩主に復命し、一藩の士衆を集め、西洋銃隊の利捷より、無謀攘夷の國書を挽起すとを口を極めて説諭せしも、如何せん一藩舉て攘夷説に狂奔せし際なきは、直理の開

巨理幼主を  
扶補し藩政  
の機密に參  
與す

巨理當時藩  
情乃歐昂を  
鐵撫協和の  
頭末

て  
て  
て

化説は容れざるのみならず、却て彼は洋癖家なり因循者なりと排却せられ、他日巨理か經世の中途に於て、一身を犠殺せられしは、斯る行為よりして源出せしことを知らるべきなり、斯て藩主長元君致仕、世子長篤君家督あり、長篤君は夙に英明の奇才に富まれ、巨理か議論存念の着々採用せらる、所となり、行く將に瀟湘の宿願を果行して、以て其殊遇の厚に報せんとを暗期せまに、不幸にして間もなく逝去せらる、(臺陽院と諡せ)末弟長徳君相續あり、尙幼なり、巨理は幼主を扶補して、藩政寄命の任に參與す、加之當時天下の時勢は益々縮蹙し、文久三年癸亥八月京師の變動、長藩界町御門比警衛を解き、且つ長人の入京を禁せられ、從來廟堂に事を執られたる三條中納言を始め、七卿方は京師の難を避けて、長藩に下向せらる、所とはなり、勤王佐幕の兩黨派は、鏑を削りて激抗軋轢管ならざるの回渦中に巨理は其身を投し、一身を犠牲に供して以て一藩の平和協調を施し、其勇憤激昂は一累に對しては、沈痛の言、卓勵の語を以て鎮撫と説諭を極めたり、彼等も巨理か懷抱より論旨の在る所に就ては、敢て排却するにあらざりして、却て同意を表しつゝ、我々は外に在り一身を投じて天下の爲めに盡す所あるへし、足下は内に在りて幼主を扶補し、一藩の軋蹙を調理し、我々をして内顧するなれ、事を成するに餘地を保たしめよと決極に歸着せしなり、又た巨理は當時歐論家の魁首と呼ばれたる、彼海軍官門とは、深密に心契を交へ、彼が著せし杞憂論、慨世餘論の如きは、巨理か之に評論を加へしとさへありしなり、斯る交際よりして、彼官門か出國するに際しては、巨理は深更人しれす窈に其宅を訪ひて、何か密議を交へ、杯を擧げて雞鳴に及んで訣別なせし事實も存せしなり、茲に從來藩

洋式操練教  
師の聘用と  
新撰組の組  
織

脱入

士列は、大極流の兵法、即ち甲冑、劍槍、弓馬の組織でありて、義勇自ら奮ひ、注君比馬前を戦を執り、一死を見ると恰も塵芥よりも軽くなれんとするの餘響あり、知らず一頑味固陋の弊に傾き、彼斷髮洋裝の洋式兵を視るとは、恰も蛇蝎の如く忌悪せし當時の藩情なりしも、巨理は非常に心を焦め、同列吉田彦太夫(澁更なり)等と謀り、長崎表より洋式操練教師村次鎮之進なるものを聘用し、更に一百餘名の新隊を組織し、西洋銃と購求し、從來の火繩筒に代へて演習せしめしは、慶應元年の時にして、随分各藩にも後を取らずして洋式操練を開始せしなり、其後に至り、新撰組の組織成り、英式操練を始めしは、全三年六月中のとにして、當時物頭の筆頭佐々幾右衛門(布施組) 磯與三太夫(八丁組) 明石彦兵衛(備田組)の三名を指定して、兵式の改正を舉行せしむ、乃ち新撰頭には山田金六郎(正修) 江崎太郎(蒲池通夫) 菊池其楯(梶原彌兵衛等任命せらる、平士より宮井左平太外數名抜擢せられ、何れも一組に付兵士拾五名宛の組織にして、専ら英式操練を練習せしむ、後明治二年四月より一般に洋式操練を採用せらる、所といなりたり、此等の改革は、巨理か政府の機密に參して、藩主をして施行せしめしものにして、當時の藩情は、絶対的の攘夷論であり、率ね胡濔庵的人物なりしか、巨理が行爲を以て國を賣り、身を策るものとし、巨理は殆んど天誅の下に其身を斃して以て止んとするの飛脚の目録に迫りしとも屢々なりしも、巨理は毫も之を意とせず、一方は藩の士衆を集め、時勢沿革の理を説き、長谷河原に於て、西洋銃と火繩筒の打試をなさめりて、利鈍を試験せしめしことありて、巨理か旨意は、兎角に士氣を利用し、時勢に應ずる兵式を訓練せしめ、國家變遷の用に

時勢變轉の  
摘要

巨理藩政に  
參與して當  
時の藩情を  
調和調和す

巨理執政心  
得を以て上  
京朝廷の首  
尾を彌縫す

供せんことを策る。巨理はそれ等の籌圖を爲すには、素より一身を犠牲して愛よ及ひしものなりしなり、然して其際世海の風潮は益々膨脹し、癸亥八月京師變動爾後の形勢たる、宗藩圖表に於ては、薩州、肥後、筑前の三藩聯合上京、公武の和合、且つ長州藩の宥免を始め、時事の問題に就きて周旋盡力として、宗藩世子(慶賀君)上京とありて、朝幕へ向け敷件建白あり、歸路長藩に立過り、小郡宿に於て、筑長兩藩主の會合あり、隨て甲子七月先發長藩兵營下の騒動となり、外艦隊數隻馬關海峡の襲撃となり、幕府初度の征長となり、遂に三條卿の五方は、秋月城近き太宰府の遷議となり、幕府再度の征長幕軍の敗勢となり、一轉一脚乾坤旋轉して、以て遂に丁卯十二月九日に至り、王政復古の風詔の煥發せられ、三條卿の五方は風雲勃興し、太宰府の寓所より起りて、意氣揚々復官歸洛の途に就かせられたり、丁卯十二月十九日太宰府を發せられ、箱崎茶屋に斯る時勢の約變に應じては、秋月表の情狀たる三泊、同廿三日博多發艦歸洛の途に就かる、勤王佐幕の兩黨派の對抗は暫時らく論せず、其外諸般の運動に係り、人々其論を異にし、提議討論百出し、幾度か破裂して困々難々の内訌を醸結せんとせしも、政府内に巨理等の如き老練達才の人物ありて、能く之を鎮撫し、能く之を調和なし、以て過激輕舉に及ばざらしめよの効勢は、捲ふへからざりし事實の存せしなり、於此一藩輿望の歸る所、巨理は藩主に特旨を以て、執政心得兼軍事總率に命ぜられ、急遽上京して朝廷の首尾を彌縫すへとの特命を接ま、巨理は吉田彦太夫、神吉小介、阿部傳兵衛等と同伴して即夜急發、上京に途に就まらば即ち戊辰正月下旬のとなりけり、巨理は翌二月八日を以て着京去、滯京中首席公用人を命ぜられ、日夜藩藩に應接して、藩論の方途を策り、以て藩屏の

任を致さんとに汲々たり、先以藩主家の親藩山内家、併せて三條家三條家へも藩主の親戚なりへも伺候して、其復官歸洛の賀祝を致ま、土方(今日の久元伯)森寺(三條家の執事大和守常徳)に倚りて藩情の在る處を偵へ、以て朝廷の向を取直す等、其他困々難々たる宗藩の首尾を保りても、大に斡旋なせしなり、蓋し巨理の畢世の心魂を碎き、以て其意を致せよことを知らるへきなり、於是實も同年三月十三日に於て、秋月藩の首唱となり、森寺、土方の兩氏を招き、茨木清輝樓に於て、一場の懇談會を開く、宗藩公用人團平一郎、及中村到(今日の松浦格彌翁なり)肥塚多聞、併に馬場蒼心(小野加賀)も立會し、巨理、吉田彦太夫、神吉小介、上野四郎兵衛(巨理の實弟なり)阿部傳兵衛等は會主となりて坐席を斡旋かま、實も始めて襟を披き、膝を交へて懇談ま、充分の交誼を温めしなり、其他巨理は、同僚と共に祇園榭亭に於て、宗藩執政立花左衛門(黒田山城)用人吉田主馬、肥塚多門、井上六之丞、花房靜馬、併に馬場蒼心、早川浩藏等を始め、薩州藩葛城彦一、相良陶二等に會談なして、秘密の議を交へしなり、然るに秋月表の動靜たる、西海の偏陬に處し、王政復古の鴻業は着々發緒せられつ、あるも、頑乎として猶舊習を固守し、未だ眞の朝意の在る所を知覺せざるものあるか如くなりしか、巨理は憤慨して屢々急使を馳せ、至急兵隊の着京、併せて急に藩主の上京を促かせしも、遠路隔絶の然らしむる所なるか、將た京地の狀況報知の貫徹せざるものなるか、次第に遷延して、その摸樣なきは如何んど、晝夜思を苦め居しに、偶々吉田第八(執政吉田伍助か養子にして全田代四郎右衛門か實弟なり)一隊の兵を率ゐて上京せしり、其兵式たる往昔在來の彼大極流の組織でありて、其内には甲

巨理時事に  
感し單身下  
國を決す

胃を帯せしものさへあり、各長短短袍手槍を携へ、鼓螺を打鳴して入京す、在京の諸人は環視して以て嘲弄なし、それ等の扮装舉動は皆に隣固陋の滑稽を暴露するのみならず、詰り藩主の名義にも拘り、隨て朝廷の向きも雄然なさは能はざりしかば、互理か懷抱として、又臣子として、豈之を坐視するに忍んや、互理は自決やしたりけん、此ふ至りては一身を烈火に投じ、斷然歸國なして藩主に親謁し、朝旨の在る所ふ就きて至急上京を勧め、猶々一藩の士衆を諭して、以て脱舊進新に嚮はしめ、以て未萌の藩難を匡救せんとし思案を決したり、是れ互理か互理たる所以なるとす、然るに同僚神吉小介、阿部傳兵衛の如きり、絶對的に其歸藩を危み、「飛んで火に入る夏の蟲とて、其行を留め、是非々々暫時滞京して、時機を俟たるへし」と勸告せしも、利の爲めに屈せず、害の爲めに避ざる、靈昭不昧の胸中なりしかば、互理は一切僚友知己の勸告を辭して、單身飄然發京せんとし、一間に於て酒酌交わし、訣別なせし際、恰も好し席外に刺喉の聲を聞く、これなん從來江戸表に詰方せし、垂井半左衛門か歸國の路次、京師に立過しなり、依て京地の情切迫なる顛末を告げ、足下僕に代りて急に歸國し、兵隊の出京と及藩主上京を促すへし、僕も別に坂地に用向あれば、同伴して下坂し、僕ハ坂地に於て藩主の駕を俟受くへしとの諸般の相談を濟ませ、互理は半左衛門と共に下坂なせしは、同年三月廿九日のとにして、翌日半左衛門は大坂表より急船に便し、下國の途に就きしなり、互理か半左衛門か下國に托し、高橋次郎兵衛、井上庄左衛門へ贈りし斷翰存在す、之れに據りなば互理か懷抱の在る處を端瞭するとを得へし左に之を特掲す、

京地の事情

かゝる人へし

使

互理か本領を證すへき斷翰の明文

不申候同、向ふ

四月廿二日子  
布文三々身  
障り首下  
如何

斷翰〔此の斷翰は秋月番藩の小林松尾類作なる人か、廢藩の際、不用書類に焼捨を命ぜられ、故紙の中より發見して、曰井家へ贈りしものたり〕

事にも可相成候と存居候處、御當地に罷出見候得者、逆茂左様は振合ふ無之、最早

王政御復古之御事業御成立に御相違有御坐間敷奉存候、君上御上京は勿論、御政体總而

御一新之御主意を御体認之上に而、御處置有御坐度奉存候、種々得御意度儀御坐候へ共、半左衛門方御下着にも相成候へは、無用之贅言と相成候上、小弟へい垂井（即ち半左衛門從來江戸詰方

す歸國の路次、京師に立過しなり）一同今朝來急々下坂、種々談判も有之候上、半左衛門方明日

蒸氣へ乗込之筈に而、大に取紛居候間、何分暇隙を得不申候間、草々申省候、

御銀談一件も未手を盡得不申候得共、當御時節に而何分六ヶ敷相見込申候得共、微力之及候丈ハ

出精之心得に仕居申候、其御地御銀談は嚙々御心配被成候御事と奉察候、併時勢柄より十分御調

被成恐悦大慶候、米價今に引上げ不申、大見込違に相成、歎息仕居申候、他藩も同様之噂に而御

坐候、

右之外毎事半左衛門方より御承知可被成、勿々申留候、恐惶謹言、

三月廿九日認

白井互理印

高橋次郎兵衛様

井上庄左衛門様

扱て互理は滯坂して藩主の駕を俟合せ、一方には藩の財務を調理しつゝあり、大凡三十日餘の日子

を懸へ、漸くにして藩主の乗船を俟受るとを得たり、此間に於て在京同僚神吉小介、阿部傳兵衛へ對して尺牘を贈れり、前牘は兩名と交誼の親密なりしと、又た自己の懷抱を洩して、餘蘊あるなし、後牘の如きは(後牘は最後下國に際坂地に於て認めしなり)巨理か坂地に於て藩主へ謁見し、曾て巨理と意見を異にせし同僚某君側に侍り、(同僚某何人なりしを、巨理か尺牘を齎味)浸潤説略の結果、巨理か曩日に京師に在りて、諸藩に交際し、且つ京師の情態と藩地の動靜隔絶し、出兵及藩主の上京遷延たゞため一旦意を決せし處あり、断然下落なし、藩主へ親謁して、靖獻、以て朝廷の首尾を取直さんどけ殉國血誠の舉動は、哀れ翻りて一身を思ふに厚く國を思ふに薄しと視認せられし、當場の顛末を巨理自かき續演せしものにて、巨理か懷抱と氣象の不昧なるを証し得べきは、獨り阿部尺牘か幸に存在せしよる、噫々皇天呵護して巨理その人か遺蹟に於る屈竟の材料を此世に遺さしめたり、何等れ快痛、何等ら感懐、借ても俟つに俟たる藩主の乗船へ、同年四月廿九日を以て大坂川口に着船せらる、巨理は船中に迎ひ、( )從して直に中島の藩邸に入る、而して藩主へは、家老田代四郎右衛門、中老戸波六兵衛、用役高橋次郎兵衛、目附頼谷安左衛門、納戸頭近藤万太夫、上田左門等の人人を從せまなり、巨理は藩主の膝前に進み、種々の陳言を上す、藩主慰謝の詞ありしなり、然るに同僚某隨從す、意頗る疑ふ、然れ共其翌日議事あり、巨理も其席に參することを得ずも、何となく其待遇の他日に異なるを見る、巨理も心稍や安からざりしか、既にして執政田代四郎右衛門主命を傳ふ曰く、巨理か所幹畢れり、蓋し藩主上京の駕を迎ふとあり速に國に就へし云々、巨理案外なるに驚きしも、

隨 伴 せ せ り

船 中 の 迎 び 隨 伴

白 州 巨 理

の 運 送 せ せ ら れ ぬ べ し

の 運 送 せ せ ら れ ぬ べ し

の 運 送 せ せ ら れ ぬ べ し

の 運 送 せ せ ら れ ぬ べ し

内に顧みて疚しからず、藩主の意に忤る所以を知らざりしも、主命は奉せざるへからず、明日再度入京し、歸装を整へ、下國の路に就くへしと答へ、翌日某來訪して密に告らく、或小人足下を説して、我意を察り、國家勤王の義を妨げ、因循の巨理なりと誣言す、是此の命ある所以なりと云々、此より先き執政箕浦主殿在京重役たりしも、急に下藩を命せられ、田代四郎右衛門代りて出京せしも、亦た此又在ならんと、巨理之を開きて始めて驚き、既にして自ら信じて曰く、豈を然らん、夫れ賞罰勸懲は國家の大典にして、善を勸る所以なり、若し一たひ之れを失しなば、則ち手足を措く所なし、我國家常に之を重んず、或は寛容よ過るも、昔て輕舉あるとなし、夫れ勤王を唱るものは、或の過、或の不及、其過者は、則過激の事を爲し、禍を君父に引も亦た顧みず、其不及者、則其蹟を見て以て勤王之義を亂ると爲るもの、( )自違し、彼激烈を以て義とし、僕を以て因循とする固より辭せざる所なりと論して其坐を濟ます、巨理は藩主の過を見て、己か利達を求るものあらざれば、快々として歸國するに意決せしなり、巨理一日(閏四月四日)關を得へ市街に出つ、途中馬場若心に邂逅す、馬場問ふ、足下下國をぞ其期近に在り、何の故に然るか、巨理答ふ、何の故たるとを知らず、唯た主命を奉ずるのみと、且つ行き且つ語す、巨理は翰墨店に入る、馬場は佇して待つ、馬場は書肆に入る、巨理も從りて入る、日將暮れんとす、馬場又問ふ、足下は何日に入京し、何日に歸途に就くぞと、此より先き、巨理の同僚神吉小介、(藩主の駕を迎へ下坂せり)及吉田格兵衛(大坂諸勸定奉行)と與ふ、宗藩福屋等、牧武太夫と某一樓に酌む、其坐に淺香一索、馬場若心もありて、巨理か此際空敷下國するを聞き、酒



白井巨理遭難遺蹟

酈に及び、交を責めて謂ふ、足下何ぞ國家の重に任せざる、今日に於て盡力せずんば、何の時か期せん、滞在して身を朝敵に任し以て國家の爲め其身を致さんことを諷して措かず、然れ共巨理は醉に托し、諧謔を以て之を避く、然れ共彼等は許さず、辨説懇々、或は宗藩主の旨趣を以てま、或は執政(立花左衛門なるへし)の意見を以てし、巨理は滯京を勤めて措かされは、巨理は僕は到底世に容れざるを以て謝し、自から大杯を引き酔に托して之を逃れしも、彼等はなかく肯せざりしともありたり、今又た馬場再應重ぬるに其意を以てす、依て巨理は意を決し、答らく、既に知己を辱す、請ふ僕か意中の事を告げて教を請はん、唯た途に説く可からずとて、相携へて某の旅寓に抵り、巨理は襟を披膝を交へ、落情の奇險なる、足下等か僕か身を庇ふは、却て僕か身を害するものなりとの困々難々の情實を説きて、滯京するの不利益たるを以て辭せり、其翌日(五日なり)福屋等來りて巨理を別室に引き、巨理か下國を留ると亦た馬場の如くなりしかい、巨理亦た答ふると馬場に答ふるか如くなりけり、然して馬場將に泥川を浜りて京に還んとす、巨理に同伴入京せんとを言ふ、福屋も亦た之を勸むるにより、巨理の同伴入京のとを、執政田代四郎右衛門に告げて同行す、舟中杯酒を設け、馬場と對酌せ、馬場語て謂らく、足下を去て空數下國せしめんか、如何なる禍あらんも測られし、萬一然らんか、三條相公の趣旨に違ふの恐あり、何れ復京去て之を聞、肥塚に謀り、決を執政(立花左衛門)に取るへし、僕(馬場自言)か私意まあらせ、足下可否する勿れと言ふ、巨理謹んで答へらく、足下の好意僕何を敢て之を辭せん、然りと雖も足下三條相公の意を達せんと欲せば、請ふ僕か下國の後を俟て、

巨理馬場蒼心と邂逅して心を交換す

ふはひ

巨理と薩藩士葛城彦一の関係

僕下國して唯論すに、朝命の重い奉せざる可からず、三條相公の意の厚は重せざるへからざるを以てせば、則其言入り易く、其事成るべきなり、若し此間一言僕ら身に及ふとありなば、其重者其厚者、或は一の貫徹せざるものありとせば、則ち悔ども何の益かあらんや、僕深く之を恐る、請ふ幸に之を察よと陳言す、呷咽々々、此の數語は、巨理か知友か留るを肯せずして、一身を投じ下國して爲すことあるべきと豫想したる本領とするなり、必ず知る、多涙多血の士にして之を讀みなば、呷咽迫り來りて聲を絶すべきなり、噫々何等の悲怛、何等の悲凄ぞ、彼馬場も巨理の意中を察して、慨歎すると稍久矣、巨理既ふ京に還る、乃ち言動皆人の耳目に在り、復た記するを須すと言へり、之を要するに、巨理か嫌疑に觸れしもの二あり、爰に薩藩葛城彦一は巨理か下國することを聞き、書翰を馳せて、明日病を助めて來訪せんことを言ふ、而して其書翰は五月十二日の造る所にして、十三日の夜に着す、期已に過くれは、巨理も答へざるへからず、仍て明朝一書を作りて、其來訪の意を謝し、歸期已に迫りて、其病を訪ふこと能はざるを以てせ、而して葛城か手翰には、巨理か下國を危み、暫時滯京して其身を處せんことを勸告ま、大久保參議へも申入て、朝敵か拜任するに内決せりとのことをも書載ありたりと、彼の書翰忽ち巨理と意見を異にせし某等が聞く所となり、巨理は藩の密事を他と視らし、朝敵に就きて身の榮を策り、藩論の在る所を指摘きて、顧みざるの諷諭を招くに及ふ、是れその一なり、翌十五日、某一書を携へて來り、巨理か獨り其身を潔く去て下國するの然るへからざるを諫む、巨理詳に之を辨せんと欲するも、公言し難ければ、他説を以て其疑を解のんと欲するも、某の言ふ所直まして、



所字句剛  
敬慎之路下  
點下下下下下  
スルニ宜キ也

民野無誤

業再白、神吉阿都足下、前日裁一書以乞教、而有未盡意者、則嫌有所隱匿者、而又恐或蒙薄國家之責也、竊詳悉之、請莫怪焉、初業在京都、得鄉信而有所聞也、嘗密陳素志、而誓不敢做小人之態、如斯足下所知也、抑業雖不敏、察賢路、過失亦不掩、而事皆謀諸同僚、稟請宰執、嘗無一事之敢專者、則業之得辨、蓋在于愚直而執拗也、嗚呼既知罪、宜早自黜而無汚、國家寬大之典也矣、唯方具先鋒之員而待朝命之時、則今未可以請也、思慮已定焉矣、然而本是非欲自退而獨善者、則不能忘憂也、夫臣之事君也、雖蒙眩黜之日、豈可一日忘忠哉、況今未以辭職乎矣、憂時而慷慨於心、慮後而悲嘆動於氣、就中方今、主公德日進、智倍加之時、而若或進功利之說、以亂其聰明、阿諛逢迎、以益其英實、則恐至雖有善者無如之何、嗚呼懷忠者、豈忍默退之日哉、過慮焦心、或思納約之方、又憾忠諫之多也、噫既自知罪、又或忘其忠、是又足下之所素知也、業之在浪華也、待公船已十餘日而船始達、即趨謁于舟中、公賜慰諭、業喜可知也、同僚某從、則意頗疑焉、而有議事則業尙得與之、唯其所以待業者、慮有異他日、則心稍不安也、既而執政傳命曰、所幹之事畢就家、是戊辰閏四月二日、公親入邸之第三日也、業思信平素之意見不謬而未知是命及今日之故也、明日有來訪者、密告曰、某處有人訴君者、言君教偏見、幼國家勤王之義、所謂因循之魁者也、是蓋所以有此命、而其他應非、論焉、風聞田代之代策氏、(從來在京重役箕浦主殿下國之田代四)亦在于此也、業聞之始而驚、既而信曰、豈其然乎、請試辨之、夫賞罰黜陟者、國家之大典、所以勸善者也、若一失之、則其所

順字下、點

大喪而

所措手足、吾國家常重之、或過寬容、無嘗有輕舉也、夫唱勸王者、或過、或不及、其過者則為過激之事、引禍於君父亦不顧、其不及者、則見其蹟為以亂勤王之義者、自遠焉、余之所見異於此、宋歐陽氏著正統論曰、正者所以正天下之不正也、統者所以合天下之不一也、夫政不出于朝廷則名不正、言不順而統御之道不得不以權術威力、是理勢之不可止者也、我神州、皇統之正大、固不待論、而政權落將門、知名義者誰不慨之乎矣、雖然正統之要、以治國費民為本、則幕府未失其御天下之道也、朝廷委之太政、猶未為不可也、承平之久、幕府怠惰、失政漸多、苛虐欠之、天下之人必頗離焉、而未至全叛、則朝廷尙且不忍收其政權、而幕府復唱尊王之義以令天下、則不可不奉其命也、是時猶言天下之方嚮未定、亦未可為繆、而居寒鄉僻地者不察時、不量力、而妄為過激之事、則上違至仁之聖旨、而下徒取社稷顛覆之禍、亦未可知也、且有宗國在焉、不可敢專也、余之所見已如此、彼以激烈為義者、以余為因循固所不辭也、然而當是時、僻居於一隅、不顧天下之安危、為罪之大者也、乃與吉彦(吉田彦太夫)等相議、或詢之同志、數建議、始得使二三之同志寓于京師也、垂半(垂井半左衛門)之納貢、小伴(小川伴左衛門)之幹事於京師也、輒又與高次(高橋次郎兵衛)吉彦等相謀、議置小郎于京師、而移江戶第吏士之半焉、未見可也、去歲幕府數乞辭職遷政、朝廷至于冬聽其乞、而召諸侯伯、繼又詔天下出兵于京師、蓋有警於京畿也、時吾國家丁大喪而公憂宿痾、上下恐懼、不知所出也、然而朝命之重不可一日忽之矣、乃又與吉彦等交說執政復未聽也、至于阿傳(阿部傳兵衛)前後之駭報與出兵之遲速、則使余不忍言之、

用 役 白 井 五 郎 重 理 實 在 實 實

是誰之爲乎、嗚呼何己之盲動難記、而人之詭言易信成、其意之所在不待問也矣、余謹奉命、矢而不爲鄙陋之態、子莫愛焉、來訪者唯而退、業乃詣執政請曰、業之職事已畢、願明日(閏四月四日)入京、辨行裝、執政曰、猶有議事在、緩數日、業謹諾焉、一日得聞、辨家人之託於市街、邂逅宗藩士馬場某(馬場蒼心)某問曰、聞子就家、期在干近、何故然耶、業答曰、唯奉命也、且行且語、業訪翰墨、則某竚而待、某人書肆、則業從而入、曰己將沒、某又問、子以何日入京、幾日而就歸途、先是業與吉格(吉田格兵衛、大阪詰勘定奉行)吉神(小介藩主を迎への爲下坂)足下、從福屋氏、(等)收氏(武太夫)酌於一樓、淺香某(一索、馬場某(蒼心)亦在坐、酒酣交責業曰、子何不任國家之重耶、今而不盡力、期于何時、業謹諾避之、二生不許、辨說懇々、或述 相公之旨、或陳宰執之意、論而不措、業乃以不容于世謝焉、引大盜逃之、而二生蓋未肯也、今日之言又如是、則業意決焉、乃答曰、既辱知己、請告意中之事以受教、唯不可說於途也、相携到某旅寓、聞果有始將庇業之議也、乃告前書所陳之意、以懇乞爲 國家沮其議、某憐業志許諾焉、其明日(五日)福屋(引業于密室、其意不異馬場、則應之復如告馬場者也、馬場之將艦輕刺入京師也、請業同上船、福屋亦勸之、業乃告諸執政而同行、舟中設盃酒、談往事、只山川之歡情如舊故、某復曰、欲成子之志則恐遲 相公(三條相公なり)之旨、余誠焉、將入京謀諸團、肥塚之數氏而取決於執政矣、是非余之私意、待余就路之後焉、業謝曰、子欲致忠吾 君家、固所願也矣、余何待而辭之、雖然子欲達相公之意、待余就路之後而唯諭以 朝命之重、不可不奉、相公之意之厚、不可不重、則其言易入、而事可成、若有言

吉神(神志)

始字、其字、未事、其字、

川字、下之字、

互理下國に  
係る心念の  
本領

互理夫妻慘  
難せらる其  
場の顛末

んと思ひ、即ち戊辰五月七日を以て大阪發船下國の途には就けり、時候恰も春雨に際會し、船中幽鬱呻吟苦悶し、實に二十余日を累ね、同月二十三日は暮つ方秋月表に歸着なし、執政築浦主殿、吉田伍助へ宛たる着國の届書を提贈ま、謹慎して其命を待てり、折柄親戚を始め、故舊の向々歸着の趣を聞き附け、皆來りて當座を祝し、蟬集團樂して酒讌を開き、相互歡娛の情誼を罄したり、互理の性酒を嗜み、醉入れば輒ち活潑豪談するを例とす、其夜深更に及びて撤し、衆客皆去り、一家も舉て寢に就たり、其夜丑滿る頃、突慘怛惻なる大變事は突起せしなり、遽に互理夫妻が寢室内に於て、妻清子が懷裏に抱かれたる四歳の幼女が聲として、悲叫する聲聞へしかば、次間に臥せし婢女は(婢女は古賀なかと呼ひ、當年二十一歳にして氣丈けの女子でありしなり)其目を覺し、起て夫妻が寢室を闖へはコハツモ如何、夫妻共枕を並へ慘殺せられ居り、妻女の衾も極寝せし彼の幼女は、鮮血に塗れ、匍匐悲叫しつゝありしかば、之を視る婢女は魂天外に飛び、血の中を這ひ廻り、火の付たやうに泣入居たる幼女を抱きあげ、徒跣して屋外なる父遊翁が隠居家を叩き起し、大變出來たりと悲泣してその變事を告しことを知らる、

因に記す、其後曰井家の某知人に裁判官あり、その人か曰井の或親族に向ひて告げたるには「イヤ實に不思議な事もある、自分の水戸表にて判事をして居た時分に、同僚なる一瀬判事か左の手首に傷痕あるを認め、其傷は如何したのかと問て見た所が一ノ瀬答ふ、此傷は先年曰井と云ふ奴をやりに付けた時、傍ら寝て居た妻か目を覺して、ハッと起上り來て、自分に狂ひかゝりて、到頭此手に喰

舊秋月藩 白井五郎重理實 實 實

用用  
役白  
自夫  
理直  
道義  
進退

是誰之爲乎、嗚呼何己之盲動難記、而人之詭言易信或、其意之所在不待問也矣、余謹不  
爲鄙陋之態、子莫愛焉、來訪者唯而退、業乃語執政請曰、業之職事已畢、願明日(十四日)  
京、辨行裝、執政曰、猶有職事在、緩數日、業謹諾焉、一日得聞、辨家人之託於市街、  
馬場某(馬場蒼心)某問曰、聞子就家、期在干近、何故然耶、業答曰、唯奉命也、且日  
翰墨、則某待而待、某人書肆、則業從其人、曰已將沒、某又問、子以何日入京、業曰、  
是業與吉格(吉田格兵衛、大阪詰勘定奉行)吉神(小介藩主を連への爲下坂)足下、從馬場  
牧氏(武太夫)酌於一樓、淺香其一索、馬場某蒼心、亦在坐、酒酣交責業曰、子何不任  
今而不盡力、期于何時、業諸推避之、二生不許、辨說懇々、或述 相公之旨、或陳  
而不措、業乃以不容于世謝焉、引大盜逃之、而二生蓋未肯也、今日之言又如、則業某  
曰、既辱知己、請告意中之事以受教、唯不可說於途也、相携到某旅寓、聞果有始將底業  
告前書所陳之意、以懇乞爲 國家沮其議、某憐業志許諾焉、其明日(五日)福屋(引業子  
不異馬場、則應之復如告馬場者也、馬場之將體輕觸人京師也、請業同上船、福屋亦隨之、  
執政而同行、舟中設盃酒、談往事、只山川之歎情如舊故、某復曰、欲成子之志則恐途  
相公(なり)之旨、余誠焉、將入京謀諸國、肥塚之數氏而取決於執政矣、是非余之私意、請  
焉、業謝曰、子欲致忠吾 君家、固所願也矣、余何待而辭之、雖然子欲達相公之意、待  
而唯諭以 朝命之重、不可不奉、相公之意之厚、不可不重、則其言易入、而事可成、

吉神(神志)

始子其字  
未字下有訂字

○川字、下之字、刪之

互理下國に  
係る心念の  
本領

互理夫妻慘  
殺せらる其  
場の顛末

んと思ふ、即ち戊辰五月七日を以て大阪發船下國の途には就けり、時候恰も春雨に際會し、  
吟苦悶し、實に二十余日を累ね、同月二十三日は暮つ方秋月表に歸着なし、執政箕浦主殿、  
へ宛たる着國の届書を提贈え、謹慎して其命を待てり、折柄親戚を始め、故舊の向々歸着  
附け、皆來りて當座を祝し、蟬集團樂して酒讌を開き、相互歡樂の情誼を感したり、互理  
み、酔入れば嘔ち活潑豪談するを例とす、其夜深更に及びて撤し、衆客皆去り、一家も  
たり、其夜丑滿る頃、安慘怛惻なる大變事は突起せしなり、遽に互理夫妻が寢室内に於て、  
懷裏に抱かれたる四歳の幼女が聲として、悲叫する聲聞へしかば、次間に臥せし婢女は(婢  
なかと呼び、當年二十一歳にして氣丈けの女子でありしなり)其目を覺し、起て夫妻が  
コハツモ如何、夫妻共枕を並へ慘殺せられ居り、妻女の衾を添綴せし彼の幼女は、鮮血  
悲叫しつゝありしかば、之を視る婢女は魂天外に飛び、血の中を這ひ廻り、火の付たやうに  
幼女を抱きあげ、徒跣して屋外なる父遊翁が隠居家を叩き起し、大變出來たりと悲  
事を告しことを知らる、

因に配す、其後曰井家の某知人に裁判官あり、その人が曰井の或親族に向ひて告げたる  
實に不思議な事もある、自分の水戸表にて判事をして居た時分に、同僚なる一判判事か  
傷瘡あるを認め、其傷は如何したのかと問て見た所が一ノ瀨答ふ、此傷は先年曰井と云  
付けた時、傍ら居た妻か目を覺して、ハツと起上り來て、自分に狂ひかゝりて、到

早知(早知)の  
判事(判事)の  
事(事)の  
顛末(顛末)

ひ付て放さないから、一蹴に蹴倒すと。後の連れか一太刀浴ひせてやりて仕舞へと呼び、二人で彼をもやり付て仕舞たど云ふやうな話しをしたことを聞きたことありたりと告げたが、成程其惨怛辛酸の有様たるや、妻の清子は寢所に足をかけ髪振亂して寢所の外に倒れぬたり、二人で殺せまものと見へ、中々に三刀や四刀でなく、實に亂刀の惨殺であり、彼等も狼狽せしめ、止めも刺さずして逃去たることを知る、なり。

斯て遊翁の寢耳に水を滲かれ、驚き起きて側なる脇差を携へ、蹶起戸外へ出て、先づ表門を窺ひしに、門扉少しく披かれ、門の内外には面体を覆ひ、抜刀或は抜身の槍を提けたる曲者數十人ありたりを彷徨せしを見る、遊翁は憤然と怒り、勇を鼓して左腕に持たる提灯を挟み、右手もて門扉を閉さんどせしに彼方に聲あり「ヤリツケロ」と呼ぶ」と同時に、一人抜刀して遊翁目掛けて斬か、る、遊翁昔時磨きたる手練にて、ハット計りに其鋒を避けしかば、幸にして身を免れ、提たる提灯を地上に墜落され暗黒裏とはなり、進退如何ともすること能はざりけり、遊翁の氣を静め、以爲らく、進んで未練乃最後を遂んよりも、退て静に計をなすに若かしとし、爰に於て門傍なる庭園出入の小門を盾とし、彼等か襲來を待つと雖も、彼進撃せるの模様も見へされは、且理か動靜如何を氣遣ひ、表園より内園を巡り、縁に沿ひてそが與なる寢室に入りて之を窺ふに、哀れ夫妻共枕を並へて慘殺せられ居り、實にく目も當られぬ殘酷但修羅の巷なりと、現況を窺て察するに、行兇の彼等は、身動も且理か醉夢熟睡せるを窺ひ、寢首をさ、んとせしならんも、誤りて金襟を伐しなり、察するに、且理は其目を覺まし、

遺蹟

遺蹟

側に置たる短刀引寄せ、身を起さんどせしと、彼等は二の太刀振舞して、深く頭顱に斬り付け、ひるひに乘して、首を打ちしものなるへく、現に衣袖裏のその短刀を、左手を伸して握み居たるを窺て、其端の顛末を証せらる、而して首級は其端に見へ、彼等か持去りしなり、妻清子に至りては、之に異なり、是又現況を窺て察するに、彼等が寢室に侵入し、夫か殘殺せられつ、ある物骨に、其目を覺まし、清子の直にもろき屏骨を撞ひ、いつしか髪も解けて亂髪とはなり、白刃の下をくまらて、彼行兇者か襟元纏んで狂ひ、り、行兇者か手胸に喰みつきて、當場のさ、あをなせしもの、如くなりし、神惡嗜殺の一人ありて、清子が後に廻り、眉先深く斬り付る、ハット叫びて横に倒れしを、彼等の姿状にも、伏したる腰刀を蹴却し、頭部より背部にかけて所を擗はす亂撃して、遂に死に至らしめたり、その顛末は、行兇者その者は、後日誇りげに物語せしと、世間に傳へられたり、

因に記す、清子は宗藩關岡の大組、喜多村彌次右衛門の女にして、白井家に歸嫁す、即ち關岡の茶儀風流に此人ありと聞へ、岩手於莞爾の實姉たり、清子は行年三十七を一期として、舊義の下に其命を頌せしあり、又た夫妻に子女三人あり長女が、子怡も生年十三齡別間に臥し居て恙なし、長して嘉麻郡上三船村の土家、井手市三郎と嫁す、次は長男六郎生年十一齡、三女つゆ子、生年四齡、前に配せし負傷せし幼女なり、長して小林利愛と嫁せり、  
三女つゆ子  
呼咽々々、忠貞血誠の亘理その人も、哀れ行年四十有一を一期として、古鷹山の朝嵐と共に惜へ失せたり、是れ實に明治紀元五月二十四日午前三時此の出来事なりし、嗚呼々々、且理の運命の愛に至り

夫事子す四人あり  
長女つゆ子長男六郎  
三女つゆ子

遺蹟

はき不用、如し

子城隊より  
藩政府へ對  
し其場の届

て竭きて止むか、否を然らざるあり、孤子六郎は、恰も當夜は祖父遊翁か側において、  
睡夢中にてありしを、此の孤子の其目を覺し、斯る慘怛悲慟の現況を視て、如  
何なる舉動を爲すを、萬斛の恨を呑んで空しく地に入りし亘理の心血ハ、冥々  
裡に陰伏し、十有三回の冬に至りて、果して驚天動地の爆裂を霹靂一聲轟發せ  
しなり、そは末項に於て附演すへきも、その跡に廻して、遊翁は猶を家人を庇庇せるの企望を以  
て、踵を旋らし、厥起して戶外に出て、内圍を跡にして前後を闊ひ、屋外を一週なまて、再度表門を來  
り見るよ、彼等は既に立去りて影だも留りま、時正に東方明けなんどす、乃ち遊翁は隱棲に立還りて、  
家人僕婢を招き、告るに凶變を以てす、從僕は宙を飛んで親族及故舊の家々を叩きて變事を告げし  
にそ、其報と得て直に馳せ附來る者五六名に及ぶ、實は當夜家に郎黨僕隸なきには知らざりしも、昔  
睡眠にて事變の起りしを知覺せざりしなり、翌朝に至り、同夜中央寺町なる中嶋衛平を同しく殺され  
たりとのとを聞けり、然るに斯る暴舉を働かしは、當時子弟の結集組織せる干城隊の所爲なりしと云ひ、  
亘理か首級は、即夜隊士は執政吉田悟助の邸に抵りて其首級を實際に供し兩御殿（先藩主安靜院隱棲）  
の集會所に引取り、謹慎して其命を待つ、其場より隊士の届書を左に掲ぐ、

白井亘理

年來奸曲ヲ取行ヒ、勤王之主義ヲ忘却シ、有志ノ者ヲ忌ミ、薩長士ヲ指シテ國賊ト稱シ、専ラ佐幕  
之說ヲ主張シ、斯る數語は悉く亘理の懷抱と行爲に對し正反對の証言たり、孰ぞ其將來に事を變  
して有爲活潑爲すことあるべき善良の青年一累を懣懣なまて、斯る暴舉を爲さし

知堂

めしそ、小人離間の禍ハ虎狼蛇要路ニ登リ候以來、大ニ權威ヲ振ヒ賄賂ヲ貪リ、其他不可謂所業  
蝸よりも懼るへま、噫々  
有之候處、今般 朝廷御一新之場ニ至リ、悔悟之是相立不申、俄ニ反覆シ、勤王諸藩ニ阿媚シ、深  
ク諸有志ニ取結ヒ、己か同腹ノ佐幕因循ノ者ヲ、閣役、貢士等ニ出シ、却テ年來勤王篤志ノ者ヲ媚  
嫉シ、諸事陽ニ正義ヲ唱エ、陰ニ奸計ヲ施シ、全國勤王杯ト稱シテ、奉欺 朝廷候條、君上ニモ  
御脚御治定相成候得共、右之都合ニテ思召ニモ不被任、御氣腦被遊候哉ニ候、臣子ノ分不得己時  
宜ニ立至リ、有志評議之上、君上ノ思召ヲ承繼キ、斷然嚴辭相加へ申候、實ニ不畏上所業ハ、万々  
奉恐入候、私共御國典相犯候段ハ、如何様嚴科被仰付候共、毛頭遺憾之次第無御坐候、此段宜敷御執  
成被下候様、偏ニ奉懇願候以上

五月廿三日

兵隊有志中

笑浦主殿殿  
吉田悟助殿

因に配す、同夜亘理と共に其自宅に於て殺害せられたる、中嶋衛平は、亘理と主義と同一し、學識  
洽博、知識卓絶、一藩仰慕具瞻の人傑なりまか、同人罪狀條は、亘理の遺蹟ニ關係あれり、左に附記す  
（但ハケ條に成立第一條）  
ののみを摘記す

罪狀書

中嶋衛平

舊秋月藩 白井亘理遺書雜費讀

十四





然也、蓋其天資聰明、量力固有過於人者、惜哉忽奄而歿、平生自號操存齋、又號精義軒廬云

西京 潛菴 源 襄 誌

爰に白井家に於ては、互理は實弟渡邊助大夫、〔後又復籍して〕山田久兵衛、〔改む省已と併に〕小林傳木夫、高橋次郎兵衛、近藤徳左衛門、吉田新左衛門等打寄りて、評議の結果、打揃ひて執政吉田悟助を助るに訪ふて、其兇變を告げ、且つ藩政府の保護を請ひしに、其場に於る吉田執政の語氣たるや、互理は已か才力を慢し、我意を募り、人望に悖り、爲りに主君の勅氣を被り、京即に於て差下し、主命を蒙り、速に罷下るへきに、奸智を揮ひ、藩情を他に洩して滯京し、身の在附を求め、詰り身爲めを思ふに厚く、國を思ふも薄く、其奸曲の所業隊士か聞く所となりて、憤怒の餘り昨夜の出来事首級は隊士持行、屯集所の庭前に棄て居たりとのことなれば、各方請取歸りて殞歿ありて然らんと、一藩棟樑の執政として、衆庶具瞻の長職として、實々案外なる口氣なりしかは、此方に於ても返す詞も打絶し、情々として干城隊士より互理か首級を取め、空敷く遣り來る、一家の悲歎と憤慨は、實に名狀するの限にあらざれ共、其夜夫妻の遺骸を殞歿して、古心寺なる先塋の内に假埋め、一家慟哭して野邊の送火は燐ませつゝ、猶々謹慎して、只管事件の裁許を俟ちしなり、却説も藩主は本年四月六日を以て秋月を發駕、上京の途に就かれ、黒崎宿より乗船し、同月二十九日大坂着、暫時中島邸に滞在あり、隨て上京あり、閏四月六日、參朝して天機を伺ひ、龍顏拜謁、天盃

執政吉田悟助を助るに訪ふて、其場に於る吉田執政の語氣たるや、互理は已か才力を慢し、我意を募り、人望に悖り、爲りに主君の勅氣を被り、京即に於て差下し、主命を蒙り、速に罷下るへきに、奸智を揮ひ、藩情を他に洩して滯京し、身の在附を求め、詰り身爲めを思ふに厚く、國を思ふも薄く、其奸曲の所業隊士か聞く所となりて、憤怒の餘り昨夜の出来事首級は隊士持行、屯集所の庭前に棄て居たりとのことなれば、各方請取歸りて殞歿ありて然らんと、一藩棟樑の執政として、衆庶具瞻の長職として、實々案外なる口氣なりしかは、此方に於ても返す詞も打絶し、情々として干城隊士より互理か首級を取め、空敷く遣り來る、一家の悲歎と憤慨は、實に名狀するの限にあらざれ共、其夜夫妻の遺骸を殞歿して、古心寺なる先塋の内に假埋め、一家慟哭して野邊の送火は燐ませつゝ、猶々謹慎して、只管事件の裁許を俟ちしなり、

夫妻の遺骸を殞歿して、古心寺なる先塋の内に假埋め、一家慟哭して野邊の送火は燐ませつゝ、猶々謹慎して、只管事件の裁許を俟ちしなり、

國して其處を爲す

頂戴あり、同日參朝して御誓約申上らる、それより滯京ありて、朝令の下に其任を致されしか、秋月表に於て五月廿三日之夜變事暴發せしとの飛報達す、此に於て藩主は甚た憂慮あり、急に下臨して變事の善後策を講んとして暇を乞はる、即ち六月十七日に於て左の朝命降る、

其方先般應御召、早々出京滯在有之候處、於國元一藩之定論區々之義も有之、如何之風説も有之趣相聞候に付而は、當節京地御無人之折柄、客易に難被仰付儀候得共、格別之思召を以、一旦御暇被仰附候間、致歸國、國論一定、舊弊掃除、有志正直之士速に振擧任用致し、他の龜鑑とも相成候様、一際勉勵可致旨、御沙汰候事

戊辰六月十七日

白井 互理 親 族 中

依て藩主は執政出代四郎右衛門をも引供し、同日を以て發京、間もかく下藩ありて、彼變事ハ處置を施さる、即ち七月八日に於て、藩政府は白井家の親族を呼出し、左の達書を渡す、  
互理儀己之才力に慢し、我意を募り、他の存意を妨、衆人之憎を受、人望に相戻り、且つ此度於京師表御差下し之儀被仰付候、就ては速に可罷下之處、罪を通れんか爲、奸智を廻らし、國情を他に洩し、奉懸御配慮候段、身と思ふに厚く、國を思ふに薄譯に相當、終に此節非命之死を遂げ候段、自分之招く禍に而無是非事思召候、依而家名斷絶をも可被仰付之處、舊家に御用達も致し候家柄に付、格別寛大之思召を以て、跡式無異儀被仰付候事

戊辰七月八日

右の如く藩政府よりの達書に接し、白井家の親族は協議の結果、互理が次弟渡邊助太夫當時郡奉行に従職せしを復籍せしめて、白井家を相續せしむることに決議なり、其旨を藩政府へ届出たり、然して同年八月十日を以て、助太夫及親族の内出願致すへきの達あり、世祿の内五拾石を減し、貳百五拾石を被下、助太夫相續聞届らるる旨の達書を領す、

白井 助太夫

亡兄互理家祿の内五拾石被減之、貳百五拾石被下置、郡奉行御免馬廻組に被差加候、入念可相勤候事

戊辰八月十日

又白井家親族近藤徳左衛門、吉田新左衛門に兩人を政府に呼出し、執政吉田悟助、田代四郎右衛門列席の上、左の申談書を交附と、左に掲ぐ、先達白井家跡式無相違御立被下候段被仰付置候、其後互理衆人之惜み強候旨、追々御承知被遊候、依之打返し駕と御勘考被遊候處、過日之御違御不行届に而、跡式全く御立相成候のは、萬一跡引候儀之儀も有之間敷やと、御疑惑被遊、爲同家却而宜しかる間敷被思召候條、御氣毒なから、五拾石減知被仰付候、尤衆人申立強候に付、減石被仰付候譯に而は決而無之、最前之御評議全く不行届候、就而助太夫始家内併親族中にも、意外之儀に付、御内情之趣打明、委細申談置候條被仰付候事

戊辰八月

舍弟渡邊助太夫復籍して白井家と嗣く

世祿の内五拾石を減せ

中島衛平が罪狀

藩主の思召にて干城隊の謹慎を解

因に肥と、中島衛平の遺族及干城隊への遺書は左の如くなりしなり

世祿三八扶持十三石之處内三石ヲ減ス

中島衛平親族中

衛平儀平素心術正シカラス、奸智ニ任せ、利口ノ説ヲ唱へ、正義ヲ妨ケ、其他不所業ノ事共モ有之、此節非命之死ヲ遂候段、自ラ招ク禍ニ候、就テハ家名斷絶ニモ及フヘキノ處、舊家ノ事ニ付、格別寛大ノ譯ヲ以テ、家祿ノ内三石ヲ減シ、家格一等ヲ下シ、跡式無異儀被仰付候事

戊辰七月八日

干城隊士中

白井互理、中島衛平及殺害候段、國家ノ爲メ奸邪ヲ除クノ赤心ヨリ出候事トハ申ナカラ、國典ニ於テ赦シ難キ舉動ニ付、嚴重可被仰付之處、深思召之旨被爲在、格別寛大ノ譯ヲ以テ、儀筋無異義差許候旨申付候事

戊辰七月八日

附記す、互理か妻を殺せしに係りて、左の大旨の別達ありたゆ、婦人其夫の爲め防禦するは當然の事、實に感賞すべきことなるを、他に取斗ひ儀も可有之處に、其儀なく、及殺害候段、士道に關し、不心得之次第、其者取調可及處分處、寛大を以て別段詮議に及はず、云々

藩政府は前に掲げしか如く、夫々處置をなして、尙藩主の旨趣を祖頭、支配頭をえて、各配下の士衆に

變事に係る藩主の旨趣を一掃へ諭す

論述せしめたり、其達書を左に掲ぐ

逐年時勢變遷ニ應シ、政体ヲ始メ總テ藩風之舊習一新改革議論之折柄、一ハ奮激ニ涉リ、一ハ因循ニ流レ、強弱因激等各方向之不同ヨリシテ、自ラ黨派ヲ分テ、人氣相軋リ候末、參政相繼居曰井直理ト申者、元來中島衡平が門人ニ而、聊ノ學才アリト雖モ、性質傲慢ニシテ頗ル嫉妬ノ氣強ク、含容ノ量無ク、常ニ憎ヲ受ケ居候處、此御御一新之際、政体ヲ初メ庶事改革スル時ニ至リ、才辨ニ任セ僻説ヲ張リ、一新ヲ妨ケ、朝旨違奉ノ道モ立チ難キヲ恐レ、兵隊ノ者去盡除好ノ意ニテ衆議一決シ、五月廿四日曉同人宅ニ推參、其罪ヲ聲シテ殺害ニ及ヒ、猶又非役士族中島衡平ト申者、儒學ノ力有之、巧辨熟才アリテ、心術行狀共ニ正シカラス、常ニ藩士ノ憎ヲ受ケ居、且朝政御一新之時ニ至リテモ、名義順逆ヲ誤リ、勤王篤志ノ輩ヲ憎ミ、是ヲ退ケテハ、政体ハ善アリナトノ説ヲ立候者ニテ、藩政改革ノ際ニ至リ、邪説ヲ主張シ、正論ヲ妨害シ、一藩遵奉ノ旨趣モ立チ難キヲ恐レ、衆議一決之上、兵隊ノ者同二十四日曉同人宅へ推參、其罪ヲ聲シ、殺害ニ及ヒタル旨任所表ヨリ報告有之、其後間モナク御暇被下候付、早々歸國之上精細違穿鑿候處、右等之旨趣ニ相違無之、然ルニ第一旅中ナカラ藩主モ有之、猶其以下執政初メ役々モ有之候處、一應申立モ無之、一途ニ國家之爲トノミ奮發ノ弊ヨリ、不容易事件ニ立至リ候故、粗糲ノ事共ニ候待テ、時勢適宜ヲ斗リ、藩政ヲ斟酌シ、重疊評議之上夫々處置致シ候事

戊辰七月

子弟の有志  
結合して上  
京増人數に

此より先き、天下の形勢豹變し、遂に王政復古の風詔煥發せらるゝに及び、義勇たる西海陳僻の一小藩の例として、京攝の事情に疎く、真成朝意の在る處何にあるを知覺せるなきの觀あり、爲めに朝意を奉りて出兵、且つ藩主の上京すら遊延するに及び、互理は京師にありて、之を慨歎し、前に演述せしか如く單身下國して、朝意の在る處を諭し、藩の弊裁として改新せんことを欲せ、同僚知友は其下國を危み、暫時滯京までして朝議に就くへしとさへ勸告せし某もあきらかなれども、互理は大に決せし所ありて、私己を忘れ、國を思ひて以て其決志を動かさざりしにあらずや、然るに前も掲かけし如く、藩政府は互理が冤死を憫まざるのみならず、其懷抱と行爲に正反對なる罪狀を負ひせ、互理が非命之死を遂けしに、自分之招く禍にて、無是非との違背の如きは、之を妄憐と云んか、之を壓酷と言んか、編者の筆を措て茫然たりき、爰に彼干城隊之組織と、隊律の如何の、互理が遺蹟に於て大なる關係を有せしものなれば、その類末を尋るに、秋月表も於ても、目下の形勢に應じ、子弟連の有志宮崎千代三郎、戸原東門、水間純一郎、戸波半九郎、吉田武雄を始めとして、屈指の青年三十一名の期せずして某所に集合し、京都増人數の内に加りて上京せんことを請願し、又た子弟有志の決合を以て隊を組織し、干城禦侮の任を負ふことをも建議せしなり、乃ち其願書を左に掲揭せ、

請 願 書

今般天下之形勢承り候得ハ、關東勢迫々盛ニ相成不容易由、就而ハ於京地如何之異變モ難斗、其節ニハ乍恐君上へモ御國之御存亡不致爲在御願、確乎御止節被爲盡候ハ必然之理、併シ其節ニハ斷々

加んことを  
請願す

御氣惱可被為在乍恐奉存上候、就テハ微臣共不堪憂苦、雖蟻之力相盡仕度奉存候、此節御増人數之内  
ニモ被為御差加度、不願御情奉懇願候、何卒御洞察被為下候様如何ニモ御差圖奉待候、誠恐誠惶再拜

戊辰閏四月十四日

同志者三十一名連署

請 願 書

今般天下之形勢不易之勢ニ付、故將軍家辭職ニ相成、王政復古於 天朝、此節大ニ御變革被  
為在、就而ハ諸藩追々大變革ニ相成、為 神州專盡力ニ相成申候由、於御當藩、先日ヨリ君上  
御尊慮御速ニ相成、一統誠以深ク奉感銘候、又而君上之御尊慮モ 天朝之御趣意御遵奉ニ相成、  
為 神州國家之存亡モ不彼為在御願、專御忠節被為盡度、就而者御政事ヲモ御變革被為在、士  
氣確乎ト相立候様トノ御尊慮ニ御座候得ハ、微臣共一統奮發仕、是非々々義氣確乎ト相振ヒ、犬馬  
之力ヲ盡シ、為 神州且御國ノ為メ、拋身命、御鴻恩萬分之一モ奉報度心底ニ御座候、然ニ  
士氣確乎相振候様ハ、隊ヲ相立候外ニハ無之事ト奉存候間、同志之者決心之上、乍恐押由御別莊へ  
〔別莊は上秋月村にあり城一相集リ、何卒隊御相立ニ相成候様、伏而奉懇願候、誠以同志之者ヲ申  
下を距ること十五六町〕  
合、黨ヲ相結候段、重々奉恐入候得共、畢竟為 神州且御國一向存込候心之事ニ御座候得ハ、  
何卒格別之御英斷ヲ以テ、御情御洞察被為在、何卒願之進リ隊御相立被為下候様奉懇願候、且ッ隊  
ヲ相立候ニ、大ニ奮發仕候次第左ニ申上候

干城隊組織  
の原素

一隊ヲ組織ニモ少シ御家中相離候處可然、依テ御別莊ヲ隨一之處ト奉存候間、押而此處ニ集合仕候、  
夫ト申モ、第一陣中同様ニ心得、新取山坂難所ヲ難越リ、筋骨ノ練トモ相成可申、體又家ヲ出、婦  
人杯ノ手ヲ相離レ候ニハ、却而氣伸ヒ、士氣モ相振立候様相成可申奉存候、  
一御別莊へ住居致シ候得ハ、學問所等不便利ト奉存候得共、一統學問所ニモ致出方、御禮ニ可為  
御禮、左候得ハ、却而是迄之通ヨリモ萬事相勵可申奉存候、右様ニ切發致シ候得ハ、可為御禮奉  
存候、

一陣中同様ト相心得候得ハ、禮儀等モ學問所同様ニハ行届申間敷奉存候、  
一若シ願通相續候得ハ、申合途中斗リニ而ハ差圖ニ行届候様奉存候間、御歴々之處ヨリ、隊長御  
定被下、萬事御差圖被下候様奉存候、  
右之條々俾テモ不願、唯々為 神州、且君公、右様奉存候間、多罪之段難逃御座候得共、何卒心  
中御推察被下、如何ニモ御沙汰被成下候様、伏而懇願仕候、尙委細之儀ハ以上可申上候、書不盡言、  
誠惶頓首再拜

戊辰閏四月廿日

同志之者三十一人連署ス

前に掲げし請願書は、藩政府の容るゝ所とあり、執政吉田精助は、同志の重たる輩を政府に召出し、  
甚だ之を嘉賞して藩政府の命令書を授く、其書面は左の如くなりしなり、  
先頃御布告ニ相成候、君上御直書之御趣意ヲ體認シ、且當時勢柄ニ付、隊入之儀願出、若手相應之志

尤之事ニ候、君上蒙而其含被爲在候故、御留主中ニハ候得共、格別之御詮議ヲ以テ願通被申付候、  
 就テハ第一忠孝ヲ本トシ、義理廉耻ヲ研窮シ、武士道ヲ研ヤハ陣中ノナラシ、幸若艱難ヲ勵メ、文  
 武修行ハ勿論、早走、遠足等筋骨ヲ練リ、下賤ノ業迄手ヲナラシ、下情ニ通シ、剛練ヲ專トシ、一身  
 同體進退分合迄調ヒ、萬端一家中之手本ト相成、二百年昔ニ復シ、ヤヌガ御先祖 御向公(如水)ノ  
 御子孫ニ不耻御家風ト唱へ候様相成、確乎トシテ志ヲ振立、晝夜不忘切徳承奉事要之事

戊辰閏四月

斯る理由よりして彼干城隊は組織せられたり、而して其命令書中の數語の如きは、一藩干城隊の任  
 に係り、將來に重負ひ、國家緩急之場合、義を取り命を致して、以テ藩祖兩公の子孫たるに慚ま  
 るべき、干城隊を以テもの、疑義にあらすや、斯る一藩骨髄なる善長有爲の青年子弟か、却て忠長時傳  
 の士を殺して擯らす、一家中同黨反目親類は聯結して解すして以テ三年の久矣に及ぶのみならず、餘  
 毒は肺腑に潜伏して、十三ヶ年の後に於て、賊鼻忠長の復讐事件を起し、其仇は何ぞ計らん、當時隊  
 士の精勇士より出たせしことを、之を要するに、其原因は、當時薩佐の小人ありて、離間挑言の毒舌  
 は百理の如き、衛平の如き、一藩才幹の人物を離散し、餘毒は惹きて一藩の名譽に大關係を起すに及  
 ん、嗚呼薩國附庸の變毒、愛に至りて極ると謂ふべきなり、彼干城隊中の重立たる人名は左の如し、  
 隊長 吉田高之助 後興家、北海道ニ徒住ス  
 伍長 戸原東門 後安福、明治九年秋月ノ亂變江川谷ニ於テ屠腹ス

同 宮崎千代三郎	後伊六、同豊前錦原ニ於テ戰死ス		
同 山本克巳	後一瀬直久、東京上等裁判所判事ニ任ス 明治十三年十二月十七日六郎ニ復讐セラル		
同 壘井謙三郎	後坂田家ヲ嗣キ直衝ト稱ス		
同 水間七之助	筑前嘉穂郡ニ住シ、炭坑事務ニ從事		
同 萩谷傳之進	後靜夫、日理ノ妻清子ヲ殺害セントノ風説 アル者間モナクシテ病歿ス		
同 中村權平	後謙雄、東京ニ徒住シ病歿ス		
同 磯 丈之助	後好道、宇都宮裁判所檢事迄ニ至ル		
隊士中重立タル人名			
宮崎吾之助	明治九年ノ役江川谷 ニテ屠腹ス	戸波半九郎	同上
本附 豐吉	北海道ニ徒住ス	水間純一郎	後他家ヲ嗣キ谷直行ト改稱シ 福岡縣屬ヨリ典獄ニ至ル病死
吉田六之丞	後車也京地ニ移住ス	吉村半三郎	今日ノ武之丞
渡邊七十郎	後正利ト改ム病歿ス	渡邊令次郎	後禮、粕屋郡長ニ至ル、病歿
吉田 融	病歿	本田義之助	後禮敬、今日ノ朝倉郡書記
吉田 武雄	有爲ノ士ナリモ惜 カナ中途ニテ病歿	伊藤出古助	蚤世ス
林 岩之助	病歿	右田兵之進	後琢磨、博多柳町ニ住居ス病 歿ス
田代八郎	今日ノ士岐八郎	萩 谷 寬	病歿

病發

病發

用

役

笑浦晴海ノ叔父病歿

木附 篤

裁判所判事ニ至ル

松澤 範造

明治九年ノ役江川谷

保々 五郎

同上江川谷ノ義勇隊ニシテ

磯 平八

蒲池ト改姓福岡春吉

田 島 慕

小學校員ニ從職今日ノ柏屋郡志免尋常小學校長

江崎 作之造

大坂市ニ居住ス

佐々 孫十郎

福岡縣屬ニ至ル病歿ス

近 藤 司

病歿

武田 理助

後直彦、上座下座夜須郡々書記、後北海道ニ移住ス

手塚 龍助

病歿

三隅 源藏

上座下座夜須郡々書記病歿

松延 一郎

病歿

山 本 需

秋月ニ居住ス

戸田 茂

病歿

病歿

外ニ兼務役員

旗頭兼干城隊取締

末松左源太

後正修、舊秋月藩少參事、後黒田子爵ノ家扶病歿

干城隊取締

山田金六郎

後訥平、即チ巨理ノ妹道子ノ夫、病歿

軍 監 察

高 橋 匡

後巢然東京市ヘ居住ス

同 助 役

渡邊長兵衛

却説も白井家に於てハ、特別を以て世職の内を減して、家名を立てられしことハ悉くは雖も、變動の際事實を顧みて、藩政府の保護を需りしが、その當意教政吉田悟助各辨の語氣は、事實に見れば、彼連書の文中、巨理在職中己之才カニ慢シ、我意ヲ肆リ、衆人ノ憎ムヲ受ケ云々、京師ニ於テ差下ノ命令ヲ蒙リナカラ、遂ニ下國ニ入リ、好智ヲ逞シ、國情ヲ馳ニ視シ云々、甚たしきに至りてハ

「終ニ非命之死ヲ遂ケシハ、自ラ招クノ禍無是非事ト思召タル云々、爾を宣告あるのみならず、彼隊士中よりの屈辱には、巨理の行爲を以て、一年來奸曲ヲ取行ヒ、勤王之大義ヲ忘却ス、云々、専ラ佐幕ノ説ヲ主張ス云々、陽ニ正義ヲ唱ヘ、陰ニ奸計ヲ施ス云々、有志評議之上、君上ノ恩召ヲ承繼キ、斷然嚴辭相加ル云々、ノ數語を領しなるとも、一も糾明するなきのみか、國家ノ爲メ奸邪ヲ除クノ赤心ヨリ出タリトシテ、深キ思召ヲラセラレ、寛大ノ諒ヲ以テ慎筋無異議差許云々ノ宣告あり、果して然れば巨理は不臣不忠の甚しき者にして、自から其禍を取りしものと視定せられたり、是れ等は巨理と主謀を具にせし無派より、離間流首の結果、藩主の聰明を掩蔽せしにはあらざりしかと、遺族者は、一應は政府ニ依りて其解決を哀訴せしむるも容れられず、萬恨を吞んで、燃る胸懐を抑へつゝ、臣子の分を守りて、猶々謹慎星霜を送りつゝありしか、彼一方の讒殺者たる中島衡平なるハ、有名なる陽明學士でありて、其學派の有志者、及巨理か知友及同志者も紛からずして、それ等の面々は聯絡し、屢々政府に迫りて、是非の糾明、事變の解決を需りて措かさりしも、政府員はその要領を與へざるのみならず、讒賊を以て壓伏せんとし、抑れば愈々激し、激すれば大に壓し、應じて一藩の衆庶も、各自に黨を結ひ、派を分ちて通達する處を知らず、人心恟々、物情驚々たる際の方、何人の所爲なりしか、無名の藩書其間に見れ、當時執政吉田悟助が學動に係り、痛く譏諷して、其自殺を勧告せしものさへあるに及ぶ、其説の當否は素より知る處にあらざりしも、當時彼事變後の物騒と、藩状況の一掃を証せらるへければ、其藩書の全文を左に附記す

舊秋月藩

日下ノ巨理傳記

廿一

國家之弱

無名の落書  
執政吉田信  
助舉動を諷  
誘す

信也

用

役 白井直理

汝悟助奸性ながら、時勢不得止之勢を以て、重職被仰附、深く荷國恩候上からり、先年之敗亡政悔  
情、奸惡之性を頼し、國家之に遠く慮り、富國強兵之御主意實行され候様、己れを忘れて可相勤之  
處、世圖らん故從來之賊心増長し、國之爲なる事とせと、國を勞らし、兵を弱め、私怨を逞し、謀  
を深くし、不良之者と攀りて他藩に通し、密に謀計を爲て一人福を取、陰謀をして、君上を誘らしめ、  
殺伐氣を主張して、己が後精とし、殆んど國家を傾んとす、其罪一に難算、其最罪の大なるものを  
擧ぐ、汝が陰惡を顯す事如左、

一 舊惡致悔悟候處は、追々被致舉用、汝壹人は我慢之佞者と被遊御惡、大慶御存生中は、幾度  
吹擧する者有ても、御用不被遊候、其譯は汝が性國家を過つ事を御見通し被遊候故ふて 先君  
之明斷可奉成事候、是汝が固有之大罪之一也、

一 汝が妾の當君之御乳母ふて、汝内により相欺き、且汝を執進むる者有て、大慶御遊去候頃否や、  
直に致舉用候はし、全く汝が内應之奸計にて、當君被失外聞候、發端其罪之二也

一 自分分事を執らんと工み、密に他藩に人を遣し、國家因循と號し、先役を罪と、己れを勤王とし、  
朝廷之議を偽り、君上を驚し奉り、御上京を催し、黒崎にて再度他藩に謀計を買て連上聞、汝を  
被召召候様謀計を企、種々偽謀を以國權を執り、是君を欺き權を奪之賊心最大なる罪之三也

一 天保度之謀計密ならず、惡計露顯取候と後悔し、深く奸計を廻し、人心を結び、黨を衆  
多にして奸を遂げんと欲し、不良之輩を擧用ひ、人氣を動し、若輩之子弟を欺き、兵隊を組立、

後情を堅固として、重責を担ひ、君上之隱憂し給はん事を恐れ、老臣を退け、君を愚弄す、是大  
なる罪之四也

一 各臣之上等、節々見込處を言上するもの、御取捨は一に上之發議にあり、いつも實惠之分に  
對し、心魂を吐候處、中島衛平が上書を兵隊に渡し、隊を激して暗に暴舉之念を起さしむ、是罪  
之五也

一 白井直理京師に有之、他藩に交り、天朝之情態併に各藩之端を知り、能く汝が奸計を鞠む恐れ、  
汝是を察せし君之後、日を經て出殿し、請役に面會し、  
隊中に隠して、着日の夜を預め、暴舉せしめて己が罪を覆ふ、是大なる罪之六也

一 互理我慢之性に而、衆之惡を受け、國産之新法人心を動とといへども、又當時之英傑也、中島衛  
平、學術之要を得るれども、是又當時之大儒也、得んと欲して又難し、然れば汝文官之小人を以て、  
國家之權を弄ふ時は必拒まん、又兩人其人也、其罪決して死に當らず、己が奸謀を見顯さんば  
必是兩人ならんことを恐れ、是工みに罪名を付て、兵隊をして殺さしむ、是汝が死すへき大なる  
罪之七也

一 五月廿三日之暴舉、京師之君上に注進之節、娘貞を用ひ、(井上庄右衛門なり)又本藩出府之節、  
天保度之同謀之者と同道し、或は抜驅に本藩之太夫に先入し、兵隊之罪を覆ひ、白井、中島ら罪名  
を彌揚去、奸謀至らざる處なし、是罪之八也

舊秋月藩 白井直理遭難遺蹟



一君之愛を盛く去、久敷權を保たんと欲せ、補弼之臣を遠け、腹心之者をして君上之傍に充満せしめ、學風を變し、殺伐之氣を主張せ、老臣を蔑みせしめ、諫臣を拒み、君主之行狀を羨慕ならしめ、忠臣を離隔せ、己一人權を專ひ、惑心月々日に増長し、賄賂を納めて、初政之言を嗤み、是可死之罪九也

一不長之小人を舉用せ、是を養ふに君之祿を以てし、利を己に納め、或は商賈に旅行せしめ、

天朝を繕ひ、或は若輩之腹心に時勢探索と号せ、已を賢也と隣國へ流言せしめ、世上之議を能せんと計る、是にもたらしむるに、君之財を以て去、名を賣り、利を計り、國を危くす、是大罪之十也

右十條は今願れたる處、衆人皆見る所なり、汝奸惡心中之秘事また發顯する所は不可計、天保度之私怨を逞しては、或は誠知也、或は退け、人心を危くし、國を勞らし、武を弱め、慶長以來大切之君家をして殆んど祀を絶しめんとせ、必ず其罪身首所を隔つへし、利劍頭上に臨み、飛丸胸心を穿たん事難きに陥らす、然れ共 君上之命を不受して、私に誅せん事我輩之敢てせざる所なり、早く後悔して自殺し、衆心を安からしめ、國家を危からしめよ、汝か怯心若自殺と恐れれば極死をへし、迷て運々せば、不得止汝か賊穴を鑿き、利劍飛丸遠に至らん、左われは近隣の類焼可憐、賊に歸するの不幸不併已に似たれ共、汝か死運々せば、此上の不忠猶此上に罪を重ね、其災家に及び、親子に及ぶへし、眼を開きて肅議せよ、自然と汝が心魂に鏡すへし、







博多と長崎の間の海を航する所

石橋の海

12月30日

世後

○初代博多の歴史概傳

博多の東南博多丸船門

○初代博多丸船門を以て其祖先ハ既前不糖島即ち柳井の  
出で博多博多の移りて高きと云々巨萬の財を以て  
みち隈今博多中流の町也萬四郎姫子社ハ其居宅の  
前裁の築りし一社にて其遺るを教何の品を全川に  
町神湊山妙行寺の園庭の移し橋長二千ハ全行も所  
の博多の築せる由事なること云々去比ハ度ある所の地なり  
大賀惣右衛門信直と共に當時博多の高き家にして福子  
高流の財を以て助助 後事を以て高流と云行と云  
やなり三時を以て四月二十三日西馬場(南博多島の内あり)  
の里船二重又長崎港に入船なり云々云々



の國あり特事を云決る高時合天福高の巨 手 翠

長崎 伊勢木

純色三ノ 量四重巻名

長崎の常々故神 福徳の公海へ奉附せし高時十のりりしか  
長崎の常々高移奉御を時流は常々奉進せし杖鐘は海  
此の杖鐘は長崎の右側の鐘掛釣の常々杖鐘は  
長崎の常々奉御を時流は常々奉進せし杖鐘は海

天園若掛提推具是尚矣  
阿含経曰阿難妹鐘堂擊手提推是如来信託  
亦云若打鐘時一切惡道諸苦皆無得止

以此觀之所修功德無如鐘

成依之今勸修心誠主今鐘利鐘掛之徳  
以充億萬期年耳功德云

寛永十九壬午歳季春庚辰

洛陽清水寺玉流長崎山新法光寺

別當比丘奥成院法印慶順

大檀越福前傳多治泉津尾住

伊藤少左衛門尉老政致白

鐘工之保登也

伊豆守為原朝臣之真次

杖鐘之と安藝國嚴島神社為進守 鐘掛ハ  
神社の後以あり神社御供を執る寺之撞く故に里人









市に於ては... 刑... 直段... 宣... 到着... 其年月... 所とも... りして... 有門... 信多し... して

手代... 多の... 田... 五... の... 結... 林... 高... 可... 同... と

手代... 多の... 田... 五... の... 結... 林... 高... 可... 同... と



石全

享和四年十月

無事空門者なり

二行中より一書

石全

無事幻影者なり

一書 萬し也

石全

○中在りて其のるるやゆも若く高きなりしなりしなりし  
軽信を敷きぬる事三印外二書なるは其の縁に  
同ものことと無事なり

その内は能く和所なり 比連同書なるは 縁に同書なるは  
し八何なる手付は 縁に同書なるは 縁に同書なるは  
ありしことと 縁に同書なるは 縁に同書なるは  
ありしことと 縁に同書なるは 縁に同書なるは

及收す其の當時の同書なるは 縁に同書なるは

一いよ二ハ廿五の書なり 六書なるは 縁に同書なるは  
侍臣の縁に同書なるは 縁に同書なるは 縁に同書なるは  
當りしことと 縁に同書なるは 縁に同書なるは

附録

但し本紙の明治四十五年二月の事なり

◎箱崎町歴史上の大事

河部町長に史蹟を

我箱崎の温るる上古の白羅良ノ濱又ハ葦津ノ浦橘

ノ淵タル一寒村ナリトモ、神功皇后三韓退治ノ事ハ

四聲ノ後ヒ香椎宮ハ御駐陣ノ紋トシ時、應神天皇

筑紫ノ牧田ノ宮(今橋屋郷)於テ御降誕スレシヤ、

其御胞衣ヲ篋ニ納メ清淨潔ノ地即チ當時ノ本町ヲ

標トシテ納メサセラシ、其上ニ標ノ松ヲ植メサセラシ

現今ノ函松ナリ是ヲ箱崎ノ橘セトス

續事集

千早振袖代々植し菅崎の松ハ今も在り

社殿創建之年代ハ確然タラズ天寶年間創建  
係ルト云ヒ其後延喜年間神託ニヨリ更ニ社殿ヲ乾白  
柱ニ柏ヲ用ヒ醍醐帝ノ獻國降伏ノ御宸翰ヲ備ヘサセラル  
ノ一三十七葉ノ雨來外敵防備之重鎮トシテ一歷朝ノ  
御尊崇最天守リ今至レテテ年ノ闕元一千五百有餘  
其間數回祿災ニ罹リ現時ノ本殿ハ天文十七年大内  
義隆樓門及廻廊ヲ文祿三年小早川隆景ヲ建立シ傳  
現ニ官幣中社トシテ其樓門ハ國寶ト編入アリタリ文  
永弘安元魁ノ除ノ於ニ整固ノ寺野ヲ置城址今尚存在ス

著名ノ舊跡ニシテ現今戶數九百餘人口五千餘トシ將來  
亦有望ノ地區ナリ

◎風光上ノ大要

地勢東南ハ廣瀨ナル耕地展開シ西ハ玄海洋ニ面シ白砂  
青松本町ヲ中心トシテ恰モ鳥ノ羽翼ヲ張ルカ如キ有各ナル  
十代ノ松原トシテ東北ハ近々小早川隆景ノ城跡トシ名島ノ  
半島ヲ隔テテ立花統虎ノ舊居トシテ圍繞セラレ死守シ  
タル立花山ノ城壁ノ嵯峨タル面ニ西北ハ標波洋タル博多海  
ノ隔テテ西海ノ天橋立タル名ノ海ノ中道ヲ臨シ西南遠シ玄海  
島ノ眺望亭トシテ雲烟ノ間横ナリ西海大郡府タル博多福

岡ノ市街ハ僅カニ十数町ノ間ニ接壤シ人馬絡繹ノ間自然  
ノ清麗閑雅ニ備リ其風光ノ佳絶ナル地方其比ヲ見ル所ニ  
シテ曩ニ此地ヲ以テ舊跡名區ニ編入セラレタリモ寔ニ故ナキ  
アラサルナリ

◎宮幣中社宮崎ハ階宮

神殿樓閣廻廊等古未ニ建設、境内廣大ニテ掃  
社敷圃アリ庭園ヲ築キ風致上ニ宜シ且ニ參拜ハ絶間ナシ  
社殿ハ天平寶字年間創立シテ祭神ハ應神天皇ニシテ  
本郡故田屋(現今ノ宇美村)於テ御降誕アリ其御胞衣ヲ  
目下境内ハ納メ標ニ松樹ヲ植立テ宮松トシ傳フ標

門前南側ニ現存セリ又々延長二年社殿建立ノ際醍醐  
帝ノ宸翰獻國降伏四文字ヲ添マテ後フコトニテ宇美(天皇御  
教)其廻シ柱ノ下ニ敷キ御遺體アリレト云フ  
延長年間ニ神印皇后、玉依姬命ノ兩神ヲ合ヤ祭セラル、  
明治五年四月縣社ニ同八年四月宮幣中社ニ列セラル、毎  
年陰曆八月十五日に於テ大祭トス

◎木一九ノ塔

本町字地藏松原松樹ノ間於テ九重ノ塔及石ノ塔建立ス  
具縁由ヲ尋ルル、木一九ノ父ハ駿河甲斐西國ノ相模國內

二郡リモ領セシ豪族トシ夫藏人頭從三位河朝臣木島元  
有ハシツ、米一丸ハ長寛三年二月十日シテ誕生シ成長スル  
隨ヒ文武兩道ニ達シ、向事比、院前博多ハ名刀受  
返シ、為メ米リシ、向事博多人奥堂、柴藤等ニテ討テ  
シ企メ、米一丸ハ家来ト共、抵抗セシテ、向事衆寡分敵セヌ身  
軀ニ數個所ノ傷シ負ヒ、向事表槽屋郡箱崎村字地藏松  
原迄引返ツキ、遂ニ討死セシメ、箱崎ノ村民之ハ憐レ、屍骸  
ヲ棺ニ納メテ地藏松原ノ片隔ニ埋葬シ、向事供養ノ為メ九重ノ港邊  
及平石塔ヲ建テ、米一丸彫刻セシ、年月ヲ經テ、向事字庭麻平派シテ、請  
ムリ能ハシム、縁日ハ毎年陰曆七月十八日ニテ、向事供養ス、香火ヲ

今絶セヌ村民施餓鬼ノ營ニ世人米一丸ヲ以テ蓮華、  
眼病平癒ノ佛ト崇メテ立願スルモノ、向事娘ノタメシ、

◎箱崎塔

五重

箱崎町ハ博多ノ境内ニ於テ、向事塔婆ノ縁由ニ昔曰

唐土人ニテ祖慶ノ官人ナルアリ、長徳元年博多ニ被シ、向事船ヲ寄  
セテ商事ニ從事セシカ、爾後博多ノ商人ト何方内陸ニ起  
レ、太宰府ノ命シテ唐土人ヲ放逐ス、向事為メ唐土人ハ或ハ残  
殺セラレ、向事或ハ帰國ヤセシカ、祖慶ハ年々シテ  
其傷ヲ追述シ、向事何カハ唐土人ナレ、鎮定後再度立歸リテ、  
箱崎宮々司田村殿(今ノ箱崎)ノ家僕トナリテ、向事滞在シツナリ

カ、其後同家ノ門帝箱崎ノ居民梅澤善五郎九（軒ノ姓）  
市カ祖マ（夫妻アリ一人ノ娘シモテリ）祖慶其娘ヲ娶リ  
先ナリシマ（先ナリシマ）夫妻アリ一人ノ娘シモテリ  
二人ノ弟ヲ撃リ、此ヲ先キ祖慶ハ唐士ニ於テ二人ノ子ヲ説ク  
其名シフソシレトフウト名ツク唐士ニ於テ同郷人ハ博々  
ノ乱離ニ遭テ本國ハ遑歸リシモ祖慶カ行衛知レ九ヲ説ク  
必ス博々ニ於テ殺害セラレシナラト思ヒ彼唐士ニ尋レ置キ  
ル二人ノ子供ハ五重ノ塔ヲ建シト船ニ積ミテ来博セトカヤラ  
スモ父ノ祖慶ハ箱崎宮司田村殿ニアリテ二人ノ子説モ説ケ  
レトシ聞キ直ニ箱崎ニ来リテ面會シ悲喜交々ニ彼ノ齋  
来リタル五重ノ塔ハ紀念トシテ之ヲ箱崎宮ノ境内ハ建シ父ノ

祖慶ト他ノ二人ノ子供都立五人相伴ヒテ帰國セリ即チ唐船  
ノ謡曲ニ相傳ヒリ又々祖慶ハ故アリテ其妻ハ箱崎ニ留メ別  
歸シ妻ハ乳ナキ人ハ乳ヲ出ス藥劑ヲ傳授セシトシテ今ニ其  
法劑ハ梅澤彌市カ家傳ヒリ世ノ乳ナキ母ニ施藥セリ  
其塔ニ名ケ俗ニ箱崎塔トシテ其後傳々人々笠野屋ニ  
其塔ノ側ニ石碑ヲ添建ス  
其塔ノ碑邊ニ千鳥親ト云フ  
其塔ノ碑邊ニ千鳥親ト云フ

仙厓

◎将軍地蔵

箱崎町字地蔵杉原●入口竹藪●中間の一の堂字の石村



ノ佛体安置、大日尊師等ノ諸佛ヲ合祭ス

縁由ニシテ、信濃松山重國院還國寺ト稱シ、舊赤穂

坊ノ附屬ニ係ル、本尊將軍地藏菩薩、相傳スル

松内府重盛松、平家ノ將末ニ憂慮シ、豫メ平家一門

ノ冥福ヲ祈ラシトテ、宋國育王山ハ砂金三千兩ヲ寄附セ

ル、然ルニ平家没落ノ後、彼國ヲ以テ地藏菩薩之石像一

軀ハ彌陀經ヲ彫刻シテ石一個（此ノ彌陀經ノ石ハ、

在、）ヲ贈リ来リシモノナリト云傳フ、其後、所前ノ國

主馬田忠之房、堂宇ヲ倒シ、護摩堂ハ空殿ノ邊ニ

アリシカ、今ハ廢絶シテ、堂宇ノ存セシヤ、今ノ松原

ハ國守ヲ馬田家士竹本林清九、御門ニ命シ、植立シメラル

右ノ縁故ヲシテ、地藏松ト稱セシナリ

◎車僧觀音堂、箱崎町字中ノ路ニ在リ

石倉龍ノ石佛ヲ安置アル

縁起ニ曰ク、昔時大和國吉野郡止北山村字西原、鳴滝ニ在リ

瀧山寶泉寺（曹洞宗）ノ開基正虎禪師ハ八延元ノ陰

官守ノ在候トシテ、諸國ヲ遍歴シ、途ニ於テ優婆塞ニ擬

シ、一個ノ破車ニ乘リ、車夫ハミナク、所在ニ重ク載シ、曳挽セカ

シ、東西南北、往還邊遠、別ナク、或ハ行キ、或ハ止リ、所在ニ重ク

ニ任シ、云飛錫ノ行脚ス、人具名ヲ問フハ、唯々車僧ト云ヒカケリ

トセ九物ノ下ノ筑前國ノ入表標彦郡箱崎宮年ノ一  
一夏ノ間松橋ノ下ニ坐禪シ多ク四指潰戦ニ於テ官軍ノ  
戦死者ノ屍骸ヲ収メ爲テ供養及シ營々ニテ里ノ隅ニ依  
シリカ坐禪セシ跡ノ碑ヲ安置シテ其紀念トセリ  
中ノ高僧正覺ト云フ僧侶也  
トシテ供養及シテ其ノ跡ヲ今ノ間里ノ香花庵  
ニス

探索深山禪師之遺蹟

水月

大和國吉野郡北山  
發見此碑寺在松林海音禪師

軍傳尋跡七百間 榮度起山堂若報 今夏傳書  
得便 筑前成杖索師還

十月十八日箱崎のあそび入とて吉野と

箱崎

○お軍のめくろくして箱崎に 千竹の松原なるものれし

○り軍れあてと尋てはく松原なるものれし千竹の松原

因に記す 明治三十二年十月にアリテ 大和國吉野郡北山

禪寺ノ住職林海音禪師ノ遺蹟ヲ志シテ 開基正覺禪師

ノカ州ニテ 我箱崎ノ於テ 橋下ニ坐禪アリシ古跡今尚存

在セシト云フ 間 松原ノ地ニテ松原崇禪寺ノ向テ

ノ東ニテ 自ラ傳及シテ 其古跡ヲ訪テ 里ノ父老ノ言

傳養追憶アリ 其傳の遺蹟ナル 詩歌アリトス

◎實業家ノ歴蹟

◎王九彦四郎

○寶永年間、於テ郡夫シ善集、ハ、歴八十九年、全同、陸、  
六回ノ石屋、屋、想、成、知、大田、三十條、所、出、其、  
鳩、益、永、遠、乃、フ、

○享保年間、於ニ池ヲ掘、テ、増、産、ヲ、驅、除、ス、ル、方、法、ヲ、究、明、  
シ、而、来、浮、産、子、ノ、驅、除、方、全、國、ニ、発、布、セ、ラ、レ、

箱崎町、先、身、王、九、彦、四、郎、ノ、其、祖、先、王、九、和、泉、守、補、ニ、世、々、

大内家之附屬也筑前國怡土郡之於テ教ヶ村ヲ領シ土家々  
シテ故其家之足利將軍及大内家ヨリ古文書教通保存  
ス大内家没落後ハ甲川云附隸セシガ秀秋ノ家名之滅  
ノ後帰農シテ自食シ營ニ居リ夫ヲ數代ヨリ經テ彦四郎ヤ  
世トナリ表禮屋郡タタ良村ノ居リ後シ玉丸ノ姓ヲ改  
テ平野ト稱セリ其比タタ良村ニ朝入ノ地アリシカハ彦  
四郎ハ之レノ良テ開作セシヨリ始メ官ハ出願シテ其許  
可リ蒙リ表禮屋郡那珂席田ノ各郡ヨリ郡夫ヲ奉リ夫  
ニ事シ善キナシム即チ寶永九年七月廿日ヲ起シ同  
廿五日ニ至ル五日間シテ七方ニ及フ郡夫ヲ候後シ延長十九日

是レテ六箇ノ堤防トナリ

八十間餘ノ石壁築堤ヲ成初セシ是ニ依テ得ル沃田(古説ノヨレハ當時ハ後テ海田ナリシモノトナリ)實ニ三四町ニ及ニ餘  
步ナリレト而シテ斯レ甚々短時日ノ迅速ニ事ナリモ拘テ其  
基礎ノ堅固ナル始レトニ而テ餘年ノ屋槽シ經テ今日ニ至ル當  
テ破損ノ患ナキハ豈ニ彦四郎其人ノ孫謀リ貽セシ餘澤トナ  
ラスレテ何ヤ耳畢竟當時官席之場置直ニ得タル結島ノ外ナリ  
ト推テ其節ノ代化シテ今日ノ沃田トナリシナリ其後七十餘年即  
チ享保五年彦四郎西國ノ稲田非常ノ蟻火ニ罹リ收穫皆無ク  
大饑饉ニ遭遇ス其年七月七日彦四郎前田於テ油器ヲ洗シ  
不思議ノ事ニ怪澤被テ所蟻蟲皆死セシヲ視テ是レハ世人カ

亦多夢想々々覺知セラル莫由(當時地方種油ノ用ニ後ニ) 殺蟲  
 法ヲ發見ル前已ノ稻田灌シ著シク功驗ヲ見ルガク近傳  
 ノ村々ニ傳ヒテ種油ニ餘年同遊ニ此法ヲ以テ全國ニ  
 布及セリ今則ニ至ルモ浮塵子驅除ニ係リ此法ノ右ニ出ルモノ  
 アルヲ聞カス事偶然ニ出ツト種油法ノ濫觴ニテ社界  
 ノ公認上ニ種油ヲ專ハシト大矣ナリ謂フヘキナリ其年彦四  
 郎ハ其自己ノ稻田ヲ收穫ナセシ叔種ニテ皆魚ノ村々へ下  
 シテ時附セシメテ當時國守(長門守) 彦四郎カ功勞ヲ旌  
 表シテ多々良村抱高木御(山) 山林ニ賜テ救道ノ賞状ヲ  
 モ賜リテ又家ニ傳存ス彦四郎ハ寶曆六年丙子九月十七日ニ没ス

卒ス法名釋玄照居士遺言ニテ六田堤ノ葬ニ是レ翁カ  
 生存中開作セシ所ナシハナリ彦四郎ハ生存中六田堤ノ左記ノ  
 碑碣ヲ庭テリ其文ニ曰ク

天平七年丙子三月廿五日卒

稻の蟲や女のい  
 やはやく奥の池  
 木道傳精塩取命 稻油福壽神  
 杉岡山神石 三十五歩

因ニ記ス彦四郎カ子源次郎平歳ニ卒ス(寶曆十一年六月廿五日) 其  
 弟彦九郎家ヲ嗣(彦九郎ハ寶曆十一年六月廿五日) 其  
 ニシ高木御山林ナル彦四郎ノ墓側葬ナリ源次郎子其次郎

又々其家ヲ嗣ク彦太郎カ子ヲ第ハトシテ其子自次郎ニテ多  
シ其村ノ常務崎町ニ往リ高佐シテ家ヲ興ス平野屋ニ以  
家名トナセリ其次郎ノ子ニテアリ其家カ夫ス治平徳平  
ハ那珂郡馬出村ニ在り得阿ノ家ヲ嗣キ南宮ニ為シ家名  
平野屋ト號シ治平屋ヲ通ス三男仙太郎ハ多々良村ノ家ヲ  
嗣クハキニ幼カテ佛道ニ帰依シ玄碩坊空弘ト稱シテ諸國ヲ  
行脚申中山道行田村中山幸七郎ニ入リ家ヲ留錫シテ其  
心經二十卷大般若經全部ヲ六ヶ年ノ屋敷ニ歷テ書寫リ  
供養シ畢シテ天保九年戊戌七月十日所ニ於テ遷化ス自次  
郎カ子隆即死シ其家絶ヘシ只徳平ハ馬出ノ家ヲ義子

七平ニ譲リ徳助ノ甥トシテ平野屋ヲ嗣キ其家  
業ヲ後見ナセリ徳平ハ生存中弘上人傍邊ヲ極メ其  
祖先房四郎六田氏等ニ陰怪ヲ死致セシ恨天カ為シ供  
養シテ嘗テ一室ニ居テ其傍ニ居テ其他家等ニ以テ著  
子孫ニ傳ス敬慕スルヲ以テ常主屋次ニ及ヒナリ

◎山崎傳治

○山崎傳治ノ先徳傳  
○山崎傳治ノ創業

○山崎傳治公之碑  
茲ニ翁ノ履歷ヲ杜ラツルニ、樽屋郡相崎公海ハ古來繁

奥回游、形勝ヲ占メ、年々群集スルモノ夥多シシテ、  
従来撈捕、漁法アリト雖モ、沿岸一部ノ業ニ止リ、且ツ  
其捕額耗費得喪相償ハカルヨリ、竟ニ廢絶ニ属スル  
コト久シク爲、翁仕於ヨリ深ク之ヲ慨シ、更ニ一歩ヲ進  
メテ沖合撈捕ノ方法ヲ講究シ、精思研究具知望シカ  
ラス、遂ニ沖取懸網ヲ發明シ、頗ル良好ノ結果ヲ得タリ、  
而テ翁獨リ其利ヲ私セス、明治維新ノ進運ト俟ニ、一  
層擴張シ企圖シ、裨益シ斯業者ニ與ヘ、為メ富シ  
致スモノサトセス、實ニ翁也者、餘沖取網創業ノ鼻祖  
ニシテ、其功蹟鮮ガシ非ルナリ、今茲八十有八ノ遐齡ニ

躋ルモ、矍鑠トシテ尚ホ精ヲ斯道ニ致シ、吾々抗豊漁業  
聯合會ヨリ其功勞ヲ嘉シ、膺賜、榮シ荷フニ至ル、茲  
ニ談浦漁業者中相謀テ、翁ノ為メ紀念ノ碑ヲ建テ、  
文ヲ予ニ需ム、因テ其勲蹟ノ要領ヲ誌シ、以テ不  
朽ニ傳フト云爾、

明治三十四年 大日本水産會村田保 識

福岡縣盛産漁業組合

総頭取 馬木太郎

大日本水産會 福岡縣支部

幹事 横山浩藏

奥回游ノ形勝ヲ占メ、年々群集スルモノ夥多ニシテ、  
従来撈捕ノ漁法アリト雖、沿岸一部ノ業ニ止リ、且ツ  
其捕額純費得喪相償ハカルヨリ、竟ニ廢絶ニ属スル  
コト久シ馬、翁壯齡ヨリ深ク之ヲ慨シ、更ニ一歩ヲ進  
メテ沖合撈捕ノ方法ヲ講究シ、精思研究其効益シカ  
ラス、遂ニ沖取繫網ヲ發明シ、頗ル良好ノ結果ヲ得タリ、  
而テ翁獨リ其利ヲ私セス、明治維新ノ進運ト俟ミ、一  
層擴張シ企圖シ、裨益シ新業者ニ與ヘ、為メニ富シ  
致スモノヲトセス、實ニ翁也者、餘沖取網創業者、鼻祖  
ニシテ、其功蹟鮮クニ非ルナリ、今茲八十有八ノ遐齡ニ

躋ルモ、矍鑠ハシテ、尚ホ精ヲ斯道ニ致シ、吾カ抗豊漁業

の抗豊漁業第四組合ヲノ愛状ハ尤、如シ  
我同業々々貴翁ハ、本年ハ十六歳ノ高齡ニ達セラル、モ  
未タ尚壯健ナルハ、實ニ慶賀ノ至リ、堪ハサルナリ、古来貴  
翁ノ發明ニ由リ、鱒建網ハ、今シ去ル六十年前ナリキ、漸次



擴張し、今や箱崎浦ハ充分発達スルニ至ル是レ則チ豊  
約積雪之功勞空シカラルルヲ以テ諒浦ノ有志者相量  
リ茲ニ紀念碑建設之舉ナルハ豈ニ偶然ノ名譽言ハシ  
ハヤ抑モ國益ノ増進ハ水産漁具發明改良セテア  
リ然ラハ則チ其裨益幸福ハ國家ニ為メニ大ニハキナリ  
之ニ依テ本組合ハ此美舉ヲ歡喜シ聊チカラ金圓ヲ  
送與シテ以テ祝意ヲ表スルヲ然レ

明治三十年五月 筑豊漁業第四組合

頭取待井清芳の印

箱崎浦山崎傳次郎膝下

因記ス傳次郎文化七年壬申八月五日箱崎邑生  
資財頗多富家ニシテ十六歳ニ渡洋ニ任シ  
●如シニ渡洋ニ先ニ其母ニ從ヒ遂ニ沖取  
烟●創設ニシテ金圓ノ積蓄シテ今日盛運ニ至リ  
●其ノ約ノ又シ喜ミ次ニシテ浦大庄屋格ニ以テ各浦ノ漁  
業ヲ保護シ思慕善カク度ク國守ヲ應度ニ預  
リ救通ノ賞状ハ其家ニ保存ス我ハ父善ニ次郎ノ氣風ヲ  
重ク儉勤愛シテ遂ニ一世ノ事業ヲ後民ニ遺シ明治  
三十三年九月八日九十一日長壽ニ任テ其家ニ終シ戒名惠輝  
軒傳次郎心居ニシテ其ノ遺言ニ依リ長壽ヲ宗作家ノ願ニシテ

長女同仲山崎大所へ嫁し、次女那河郡堅穂、長子唐田久右  
傳、同く歸し、本支福祿長く、今に至る、宗作、子、即ち唐田  
親次郎ナリトス、子孫

◎大美輪長兵衛

○其母可富ノ社職ヲ起リ、決然地ニ出テ、年々艱難  
苦楚ヲ嘗メ盡シ、遂ニ府下全般之經濟ヲ操シ、ハ  
銀行ヲ創シ、身所會議長ニシテ、  
銀行士トシテ、列ス、  
○福岡藩、糸路、湯澤、津波、  
津波、財船通、國産、  
教件ノ度量シテ、藩財貽贈、之ヲ救フ、

印

因ニ記ス、氏ハ天保六年乙未、以テ箱崎邑ニ生ル、幼名シ一賢  
ト呼ビ、后、長兵衛ト稱ス、昔前國守佐大神比義磨九  
代ノ孫、從四位下大宮司兼祝、真守ノ三男、大神宮磨、後  
胤ナリ、弘仁十二年四月、大神宮磨始テ大祝トナリ、宮崎宮  
ニ赴任ス、世々相承テ奉祀ス、五十四世出羽守一貞、田カシ  
嘉納トシテ、嘉納落鮫、清負自カラ、安トス、福岡藩士井上彌  
ハ、カ宮子ト稱シ、二月ニカシ、擊ク、長男ハ、即チ一賢ナリ、  
弟ヲ、孫天ト稱シ、其母、  
其母、姓トシテ、宮崎宮司ナリ、長女ハ、ツルキ  
馬出村、嘉納、  
嘉納、次女トシテ、福岡藩、  
福岡藩、嫁シ、係、  
係、孫ク、強ク、  
強ク、一賢  
幼ニシテ、穎敏剛毅、瞻世慮ヲ、懐キ、  
勤作、  
常、  
人、  
意、  
云、

出ルヲ多シシ當テ人ノ語テ曰ク古ヨリ男兒安然父母膝下ニ  
成長シテ志望シテ遠スルモノ稀ナリ苟モ事リ天下ニ為シト  
欲セハ都門ニ出テサル可カラス且ツ業ハ勉ムル成ル意ルニ  
敗ル事ナリ言欺クハカラスト年甫十三歳ノ秋笈ヲ負ヒ  
テ京師ニ遊ガセシトシ父如ク請フ父母ハ其年ノ幼キコ  
テ之ヲ許サス請フテ再三ニ至リ父嘉納大ニ怒リ活志ニ  
ト欲セハ則チ去シ然レモ一物ヲ依ス可カラスト氏乃チ飄  
然書劍ヲ携ヘテ故郷ヲ出ラリ母夫ニ之ヲ憂ヒ伯母某外謀  
リ人ヲ馳セテ氏ヲ逢ヒ抑留セシカハ氏ハ其行ヲ果サハリシ  
キ此レ弘化四年七月十四日ノ事ニアリシナリ氏ハソレヨリ

父母側ニ在リテ勞カレ且餘裕アリテ福岡藩士長濱六次  
郎(漢學者ナリ)板田七郎(皇學者ナリ)帳帷ヲ闕ヒ皇漢ノ  
學ヲ修メ寒熱風雨ノ厭ム勸勉刻苦新勉下シテ頭巾ヲ  
脱シタリ白ハ為ラリ資ナクシテ都門ニ留學スルモ窮スル  
月ハ志ヲ達シ難シト乃チ修學ノ餘暇ニハ竹細ユナリ  
種々ナル竹器ヲ造リテ之ニ耽ラリ四年ニシテ勞銀草亭ハニ金  
五兩ニ及マシ至ル氏ハ學及元識(千代松宗室福禪寺徒弟)  
ニ言テ曰ク僕ハ漸ク金若クテ貯フ共ニ相携フヘテ九物ヲ  
漫遊シ長崎港ニ出テ海路ヲ經テ大坂ニ赴カント元識ニ風  
雲水行脚ニ志アリハ喜シク同意ス依テ嘉永四年八月廿五

日相伴ヒテ箱崎シテ先ニ筑後肥後日向薩摩ヲ經テ天  
草島ニ渡リ肥前入り遂ニ長崎ニ達ス時方ニ鎖國攘夷  
ノ議論都鄙之間喧嘩々々特ニ長崎ノ如キハ物情ノ洶  
々々ト他ニ否倍セリ氏ハ先ツ西洋渡來ノ船舶通商  
貿易等諸般ノ實況ヲ聞見ナシニ又々蘭醫果々ノ新  
西洋各國ノ事情ヲ討究シ且ツ一國之金貨強弱ノ商  
業ノ盛衰ニ係リ宣戰講和ノ大事モホク通商貿易ノ  
為メニ左右セラルルヲ悟リ世論ノ器々々々ニ拘ラス開  
港通商ノ事ハ遂ニ避ク可カラサルノ事ヲ知リ於學志ノ家  
ニ意商業ノ實地ヲ習練シテ以テ厚國ノ基礎シ

築カントスルノ報<sup>方身三</sup>ナリ然レテ伊里ノ在ル父母ハ氏カ  
長崎ヲ大坂ニ航スル意アルニ階々<sup>手</sup>働哭シテ人ヲ泣クニ再度  
氏ヲ柳留セシム氏ハ橋欲靜風不停子欲養親不待<sup>手</sup>ノ語  
ヲ福シテ長崎ヨリ巨箱崎ニ歸リ母ヲ父母側侍シテ孝  
養ス是レ<sup>手</sup>氏ハ人ノ所以ナリ氏ハ其志ヲ果サリシト飛モ他  
日白カ商林ニ墜シテ張ラントスル端緒ハ抑モ此時ニ於テ  
セシナリ是ヲ<sup>手</sup>氏ハ郷里ニ在リテ日夜通商經濟ノ圖スル書  
籍ヲ閱シ天下ノ大勢ニ注<sup>目</sup>シ人ノ對スル報ヲ開港通  
商ノ止ム可カラサルヲ主張シ世人ノ為メニ忌惡セラルニ避ケ  
カリケリ<sup>手</sup>然レテ世執カ愈々信感<sup>是</sup>シ<sup>手</sup>嘉永六年春本國侯ハ





俗ニ松前同屋ト云ク是ヲ歲々修助アリ主ク氏ハ若ク是御里  
ニ贈リテ家屋シモ其儘シテ父母老後シ安シシク同三年  
二月松原屋新三郎ト謀リ六百石積ノ商船ヲ造リ實儀  
九ト云ク北海道ニ航行セシム同年四月始テ箱崎ノ歸船  
シ父母ヲ慰メ暮四ニ謝シ親戚故者高シ語ヒテ舊情ヲ  
温メ居テ三月ニテ歸故セリ元治元年五月ニ於テ百六十  
石積ノ商船ヲ造リ天運丸ト號シ長岡及九ノ各港ハ通  
商セシム同年九月大阪所奉行ヨリ御用金ヲ命セラレ銀  
六百目ヲ止納ス慶應二年二月銀三百目ヲ換レ北  
江通四丁目ノ邸宅ヲ購入ス今ノ居宅即チ是ナリ同年八月

函館物産會所附同屋年行司役ニ擧ケラレ初メ一四年  
迄明治紀元八月天運丸ヲ改造シテ五百石積ト為シ  
北海道ニ通商セシム同年通商司附北海道商社ト長  
心得シテ北海道ニ出張シ其翌年即チ明治三年十月病  
ヲ得テ其間於箱崎ノ歸船ス其時舊船主ハカ  
經商ノ料理シサカシムニ存シテ其後其子トシテ  
ナレシモ政廳ニ出テ家ニ在リテ藩政ニ  
同屋ヲ修造シテ舊船ヲ融通スル教件ニ違兼ス氏ハ其後  
當路ニ用ヒラレ從來ノ銀會所但細ク改メ通商司物産會

町等ノ設置シ見ニ當時藩政が於テ燃眉之急多ク救ヒハ  
白丸野郎等ノ懐フシ情響テカアリシナリ。同三年一月復々天  
運九ツシテ更ニ千六百名積ノ商船ト為シ、之ヲ虎儀丸ト改  
號ス。同五年三月木屋佐太郎阮ニ弱冠ニ及ブ。是於テ氏  
カ数年未刻苦經營。信用ヲ得ル松前同屋ノ營業  
ハ資金若クテ商ト苦ミ佐太郎ノ譲リ尚賜差一腰及邸宅  
悉ク與シ以テ興兵衛ノ名跡ヲ費シシ大ニ。同六年大久保  
内務卿ニ建言シテ、通商ノ章ニスル同キトス。東西洋盛衰ノ  
實例ニ徴シテ評論シ、我カ幼稚ナル通商貿易勿ク保護シ  
テ振興セラル可カラカルヲ痛論ス。同月渡邊大ニ知事ニ

建議シテ府下ニ百餘額ノ商業者ノ間ニ行ハル學堂ニ  
別學ヲシ、且シク急ニ規程ヲ設ケサルヲ得ガルヲ極論ス。亦ニ  
ルニ之カ規則ノ大要ヲ述テス。同五年五月大久保内務卿ニ  
ヲ上セ、商法商律ハ國家ノ隆盛ニ致スノ要具タルヲ雖、  
之ヲ制定スルハ容易ノ事トニアラサレハ先ツ商法會議ヲ設  
立シ、個々ノ營業ニ就キテ各々之カ規約ヲ議定シ、其聲言  
ヲ除クノ急務ナルヲ論シ、概則ヲ編制シテ之ニ建議ス。同  
年三月高知が於テ氏權自由擴張ノ為メ、立憲社ト稱スル  
一個ノ政社ヲ設ク、氏ハ極力援助。林有造ノ勸誘ヲヨリテハ  
野村、岡本、健三郎等ト共ニ其事ニ奔走ス。以テ名譽山ヲ





年一月以病シテ第廿八國立銀行取締役ヲ辞ス同年三月  
府會議員ニ撰ハル時ヲ常設委員ニ撰ル同年九月大政府會  
副議長同原部會副議長ニ擧ケラル同年十月以自ラ資  
金ヲ投シテ私立大板女學校ヲ創立ス柳モ氏ハ此ノ擧ガル所以  
ニハ我邦女子教育ノ不完全ナル各地ニ女學校ノ設ケナキハアラ  
サルモ或ハ年近ニ失シ又高尚ニ進ミ實際應用スヘキニ教授  
スルモノ殆ド稀ナルニナラス殊ニ大政府如キ當テ一校ナク婦女ハ  
海ヲ娯娃ノ淵ニ臨ミトス（後略）自ラ校主ナリテ常ニ其流弊ヲ  
シ矯正セシメ好ムリ十九年三月尾本良太郎ニ商業學ヲ  
究メ米國「ミニーモーク」ニ遊學セシム同年二月ニ於テ本良

太郎ハ「イノスト」ニ商業大學學校全科卒業シテ歸朝ス（二十二年一月）  
以テ大日本帝國憲法發布式ニ大出カ参列ス二十三年四月尾本  
地方陸海軍聯合演習ヲ舉行シ陛下ニシテ親臨監審判アラセ  
給フ嘗リ氏ハ此ノ應シテ拜親（各京城）於テ夜會ニ参  
列スルノ榮シ蒙リテ爾後氏ハ朝鮮國ニ聘出サレシ嘉善大  
夫ニ叙セラシ同國ノ貨幣改良ニ力ムル事生シ心魂ヲ碎キ  
テ多年従事セリソレ等ノ勲功ニシテ勲四等旭日勲章ヲ  
賜ケルリ嗚呼以テ我箱崎草蓋中ニシテ然レ地  
出テ弊鞋后服備後ヲ起リテ府下全般ノ經濟ヲ擔  
理スルニ至ル（後略）氏ハ後性剛毅果斷

三十一  
博ノ商事ヲ治リ普ク經濟之理ニ通ス故ニ社會ニ民業  
經濟之事ニ事スルニ必ス先ツ民ヲ推シテ達人トスルニ由  
重ク其也  
明治二十二年一月亦九日於テ奉天行年七十有日

◎特志者ノ事蹟

◎後本滝壽

一坂ノ三福ニ抱キ其屋ノ纏積ノ慶積ノ勤儉精勵以テ不貸ノ財  
産ヲ貯蓄シ以テ本ノ商店ノ基業ス  
慈悲善根

後本滝壽 堰功徳紀念碑

轉々後本滝壽者、名滝子、父曰久太郎、世々樽屋郡箱  
崎之住民也、久太郎娶同郡戸原村長興吉之女、生三男  
二女、長男久右衛門、家、長女久米子、後、堰具次女、  
李弟曰久次、堰生、四齡、罹難、瘡失明、七歳而從上杉

檢校而學音曲、精澆壽、長而巧技妙藝、大售于世、久  
五郎後也、媼年僅十一、事母扇煖不怠、孝名夙著於里  
閨、媼、滄埃之纏頭、不苟浪費、積為若子之  
財、購一屋奉母而徙焉、後養弟久治為嗣、使倍營  
商業、媼沒性聰慧、聞其音聲而知為何人、察其氣韻  
而識為何類、且胎算明確、計數不謬毫毫、其管能如  
神、又好慈善、屢賑貧民、官聞而賞之、又寄治田地  
若干於檀越妙德寺、以為永世香花之資焉、久次郎子  
曰久次郎、媼愛育之、幼從父負擔行商、媼授其後使  
以營商業、久次郎長而勤勉貯蓄、能享媼之氣風能

守媼之家法、明談輸贏、量利廢居、遂致郡內屈指之  
富家、媼贖田地無慮拾五町步、願諸久次郎、長右  
衛門兄弟以為其家產、今茲媼年七十有七、髮髯益壯、  
自臻壽藏於先塋、便令記其概蹟之、  
嗚呼媼也、以替時之身、兩艱忍苦、克勤克儉、六十  
餘年如一、世不渝、去貧求富、以大成生業矣、蓋晚近  
權步於盲瞽愚者也、加之久次郎能勉成守成、實是  
一家之美風、匪旌表諸所聞哉、後昆子孫且體媼之心、  
以守家法、以謀公益也、果然則一家蕃之、福祿繩之、萬祥  
來集矣、是守滿持盈之道、而亦可謂媼之志矣也、以代

銘、千時明治七年七月

。櫻次明治三十年五月二十日卒享年八十有一

同閨清運野生江島を逸擲

因、記、櫻次、文政元年戊寅十二月廿三日、（今、徳在街門外）長せり、父  
公五郎、母ハリス、（原村長興吉の孤女なり）公五郎、正直廣勤  
ヲ以テ、（實ニ）著し家計、（痛騰リ）ニ業リテス、（業ニ）  
ニ力ニセアリ、長男久右衛門、（今、徳在街門外）長せり、（早  
良節、（娘濱村山路岳へ嫁、（産）後、（長）家絶之、（次女）即、（婿  
トセ、（玉房）ト呼フ、（即、（今）久次郎、（父）なり）長男久右衛  
門、（家）ノ嗣、（娘）生テ、（四）歳、（難）症、（罹）リ、（明）ク失シ、（七）歳、（ニ）テ、（同）

地、（舊）々、（の）り、（藤）野、（甚）ニ、（郎）、（姉）ナリ、（後）ト、（呼）レ、（後）ヲ、（植）也、（ハ）  
父久五郎、（娘）ハ、（悦）モ、（十）歳、（久）治、（ハ）七、（歳）ニ、（テ）アリ、（シ）リ、（ハ）  
娘ハ、（ワ）シ、（テ）、（徳）ヲ、（上）杉、（横）枝、（ニ）從ヒ、（技）藝、（ハ）一、（日）進、（シ）、（カ）歌  
ノ、（備）、（新）内、（長）歌、（常）盤、（津）、（寺）ノ、（諸）曲、（ヲ）、（熟）練、（シ）、（常）、（種）  
古人、（ノ）、（戸）外、（満）、（敷）、（多）、（門）弟、（ハ）、（娘）ヲ、（稱）シ、（ト）、（お）師、（匠）稱  
ト呼ビ、（及）、（つ）、（娘）、（十）五、（六）、（歳）、（ニ）、（テ）、（既）、（ニ）、（衆）藝、（ヲ）、（結）、（珠）、  
客待、（夢）、（嬌）、（深）、（ケ）、（ハ）、（合）、（吟）、（ノ）、（酒）席、（或）、（祝）、（會）、（坐）、（ト）、（お）、（師）、（匠）、（稱）、  
名指、（ト）、（招）、（ク）、（モ）、（引）、（モ）、（加）、（ス）、（給）、（ト）、（屋）、（ヲ）、（カ）、（リ）、（シ）、（テ）、（山）、（崎）、（ニ）、（方）、  
櫻次一家中、（大）、（弟）、（俊）、（布）、（合）、（ア）、（禮）、（而）、（市）、（中）、（ニ）、（治）、（國）、（中）、  
櫻次ケ、（片）、（筋）、（ヲ）、（陰）、（ク）、（外）、（ハ）、（三）、（條）、（線）、（ヲ）、（敷）、（ス）、（シ）、（許）、（サ）、（ス）、（又）、（タ）、（家）、（中）、

言フモ更ナリ平家ノ子女其技藝ヲ習フモテ嚴禁スレ連  
遇ス是レ天保ノ年ノ事ナリケリ、姫ハ假ト生路ニ困却  
セトモ幸ニテ浦大庄屋豊村平四郎、新宮浦ヨリ入役シテ  
役場ノ箱崎ニ設ケ即チ今ノ姫カ家敷地ナリ、ナリ大畑  
ト姫ニシテ郡浦廻リノ特許ノ蓋ナリ遣ヒケリ、具郡浦  
廻リナルモノ、其節ヲ免許ノ鑑札ヲ附與シテ浦カラ浦ヘ  
村カラ村ヘ寄送リシテ問彈シナサシメ合カシテフモノニテ、  
當時盲齋ノ如キ廢度者ヲ柳ニセシケル、仁惠ニテアリシナリ、  
ソハ一握ノ葉ト多クシテ却拾テ札存ノ御座シ勧進セルモノ、  
シテ姫ハ母、キシキキハ、彼是台浦村ヲ徘徊シ、煙ヲ

アケ居タル中ニ風トシタル事ナリ、シテ宇存町ニ袖下ニル高  
田坐頭ト文題ト接シケリ、事府ハ常ノ旅客ノ轉送セ  
ル所柄ニテ、拍ラヌ此所ニ同シ、各宿屋ニテ酒席ニハ盲  
齋ノ外ニハ三味線ヲ彈ク事ナリ、許サレズナリ、折柄ナレハ  
姫ハ母ト共、宇存ノ地ニ足リ駐メ、ト前後大凡そ五、六  
程ノ間ナリ、依テ姫ハ各宿屋及旅客ニ得意シ生シ、  
宿泊者ノ酒席愛興ニハ姫ノ入リ引受セル事ニハナリ、毎  
日毎夜夕、其客席ニ招カシ箱崎連壽ノ名ハ一時全  
町ヲ賑カス事ナリ、姫ハ得タル事ナリ、希ナリ、手話  
メ、財蓄シテ、瓜ニ火燭ト勤、即チ、初シハイワノ

間カ若クテ資財ヲ積ムニ至リシナリ此ノ婦ハ崑山ノ濫  
錦ニテアリシナリハッレ等ハ實ニ天保元年ヨリ同七八年ハノ  
事ニテアリシノ婦ハ箱崎ノ婦リナリノ様ヲ留メテ身代ニ  
リ同所網町ナル意浦庄屋役場ノ跡ノ貞良ハ元ノ將  
師(援後)ヲ来ルニ住ルニ尾善ノ家宅ヲ購入シテ(當時  
寺分銀計拾五兩(今ノ計百五拾圓ノ價值)トモ投テテ母ト  
弟久次ヲ迎シテ分家從轉ス此ノ婦ハ十九歳ノ時トシテ即  
チ天保七年丙申ノ春ニテアリシカ久治ハ恰モ十七歳ニテ  
可成ノ家業ノ助トナハレ婦ハ三味線師匠ノ傭ラハ僧屋ヲ  
營ム久治ヲシテ其業ヲ取扱ハシメシム治モ亦タナク(一)

タレモノミテ書ハ込在、實ノ振賣リナシ精ノ限リノ縁キタリノ  
、此時ニハ藩ノ節儉制度ニセシテ籍ノ夜ナク秘言古ニ奉  
ル所善年輩ハ一時ハシメテニニ十餘人ニミ及ビタリ  
四弟ノ内ノ藤野直次ナルアリ(極メテ知能者達ノ人物ヲ無  
アリ郡目助(抽上)ノ務ヲシカレ四弟ハ相得テテ深カク  
ノ縁キ留メタル妹婿銀(時善)ニ連轉仕借ノ口入等ノ事ト  
當時お師匠様令ノ箱崎地方ノ噴々リシカ  
數個年ノ間ノ利殖シテ千兩内外ノ資本額トナリシノ婦ハ  
此際ノ於テ金銀出納ノ全權ヲ握リテハ別ノ置債利子  
帳等ノ設ケノアルナリ何村ノ何某ト何月何日何程貸渡シ

撥當ハ何品ニテ期限ハ何時 初足ハ何程ナリト常ハ胸間記  
 隠ナシ一モ失ス處ナリトテ教多ク貸借上座等計  
 七部ナリサリナリ 姫カ能管下理財ノ題引ノ教賦ナルニハ  
 衆人皆其志ヲ播キテ仰天ス 姫常ニ昔年者ニ向テ  
 此モ今テハサシテ貯蓄モ出来タリトモ 元ノ撥セハ一文銭  
 一ノ撥セ集メシモノニテ塵モ積シハ山トナル上同ケリ 苦勞  
 道宣ニ代アラシ 唯々一ツノ勤儉ニ在リトテ 務メシトナシ  
 姫ハ生來慈善ノ志深ク 人シ懐クニナラス 富類タリトモ  
 苟モ生アルモノニ害スルコト 深ク 觀音大士ヲ侍仰シ 檀  
 那寺ニ妙徳寺ト安和寺ニ 隨喜シテ 觀音經ヲ撥リ

忽ニシテ普問品一卷ヲ請 讀シ 毎朝手置書讀ニテ 老母  
 ノ今世ニ多クサシモ 怠タラズ 慶應三年丁卯二月ニ於テ 先祖  
 代々ノ正當供養ニシテ 田地者々ハ 畝五歩ノ 檀那寺ニ世  
 壽附ナセリ 之ニ先キ 安政二年申大ニ 凶歉ス 且ツ  
 連年不獲ニシテ 箱崎浦ノ 窮民殆ク 饑渴ニ迫ラシトス 姫ハ  
 之ニ憐愍シ 具救米銀ヲ 施セシト 屢クナリシ 同申年十  
 月 濟浦奉行(高屋市大天)ハ 姫ヲ召シテ 博多織機服紗  
 高取燒香爐 茶湯道具 包物ヲ 賜 異他教通ノ 費  
 狀ハ 具家ニ 保存セリ 初テ 姫ハ 季弟久治ヲ 養ヒテ 嗣トシ  
 家業ヲ 傳マシム 久治ハ 同村河村宅次ノ 長カワ子ヲ 娶リ



一女二男ヲ擧ぐ長女ニテニニ歳ニシテ歿ス長男梅吉長  
シテ久次郎トス即チテノ當主ナリ次男長吉ハ長右衛  
門ト稱シ本家ノ喪令ニ新築ト追テハ別藉ヲ立ントセリ  
梅吉幼シテ穎敏モ才常ニ久次ニ隨行シテ近在ノ各  
村々ハ莫ク解賣シナシテ且日ヨリ送ラシカニ或ハ梅吉ハ生  
莫一荷リ肩ニシテ梅吉ハ梅吉ハ三人ノ旅客アリテ相集  
テ酒盛シナシ梅吉ハ藍ニ袖片製此時迄ハ藍ニ袖片製セサリ  
シナリノアルヲ見テ歿ス買取り、梅吉ハ梅吉ハ何事カ喋リ相語  
居テリ梅吉ハ陰ヲ窺ヒ見ルニ伴ノ客ハ豊前地方ノ相  
場師アリ種々ト商賣上ノ活談ヲ為セシシ時聞キ梅吉

獨り自ラ領ヲ領悟セシ所アリシナリ當時ハ明治三四年ノ  
頃ニシテ太政官札ノ發行、金銀ノ金銀ノ流通、蔓延シ蔓延シ各藩  
ノ積弊交換ハ々々ナクホホ生セシ降ニテ試ニ官札  
走兩ハ福圓札ニテ計拾壹貫文内外、金銀ニテ拾壹貫文  
内外ノホホ生シシハ、金銀ノ金銀ノ買集メ官札ト各藩札  
ノ交換上耳ク引ナシ引ナシシラシハ、面白キ面白キ利益ヲ得ラハハ  
ト供心ニ相氣附キ、従来ノ従来ノ行商ヲ止メ豊前ノ久  
留米、佐賀ノ佐賀ノ米、跡跡跡跡シテハ、等ノ等ノ取扱ヒヲナセシ  
一荷擔ノ行商ニ比シテハ勞カモサクレテ、運喜シハ運喜シハ一月ニテ  
解賣一ヶ月分ノ、利潤ヲ利潤ヲ得ルモアリシナリ梅

吉ノ久次郎ハコノ事ヲ任事アリテ有無貿易ノ莫利ノ實  
際ニ經驗シツシ橋ヲ進ニテ米穀ヲシ生蠟ニシ其外  
諸物産ノ交通運輸ニ其手ヲ着セシニ素ヨリ輸臘明  
沃ノ氣象ヲ有セシトシハ百射百中シ遂ニ橋自  
ニテ大坂迄登シ取但メシナス程ノ資カヲ賦殖スルニ至リ  
シナリ、姫モ亦メシ善ノ任事ハ及メ胸ノ通曉セシ所アレハ  
務メテ久次郎ノ高業ヲ積テ後本ノ資シナシ、傍  
ウ田地ノ賣物アルハ漸々ニ購求ナシツ、久次郎カ後本ノ  
融通シ益ス利殖シ擴張ナシ、今日テハ縣下ニ於テ制米産  
者ノ屈指トナリ、今カ符号ハ大坂神戸ニテ是々信用シ博

スルニ至リ、即今姫ノ所有ノ田地ハ無慮拾五町歩ニシテ、  
箱崎地内ニ於テ最も膏腴ノ地所ナリ、其田地斗リニテモ  
一町園以上ノ價值アリ有セリ、姫ハ後年ハ久次郎長右衛門  
ハ家業トシテ讓與スハシト生存中ニ於テ約言ナセシナリ、  
此ヨリ先キ久次郎父久治病歿ス、(明治七年庚辰五月八日歲  
辛三戌)此學岳宇橋、妻ノ勝ハ既ハ久次郎兄弟ヲ養育  
シ、養育シ、姫ハ仕ルコトメク教クテ、お師匠様トシ  
名言シテ敬奉セリ、姫ハ既ハ不賢ノ膏産ヲ積ミ、田地ノ  
附口米斗リニテモ多額ノ歳入アリ、其自ヲ奉スルヤ  
價素淡泊、其志ヲ著リ、ケ同敷ケナリ、體裁アルリ見ス勝

女モ能クソノ風ニ似テ常ニ尻巾レヤ綿ヲ着シ蔬菜ヲ喫  
レテ下婢同ヤウ身振舞シテ家事ヲ勞カシツマリ  
人々具富家ノ母ナリ ~~母タルモト~~ 程ニテアリシ  
姫ハ明治中六年ノ春時恙ニ罹リ甚々劇症ニ變ニス勝ハ  
ハ晝夜側リ離レズシテ病ヲセシカハ肥前聖野郡大谷と  
云ル山中ニ遷アリソノ境ニテテ祈念スルハ聖蹟著クシ  
テ如何ナル難病モ癒ハサルモトナレトノ風説ヲ聞キ勝ハ  
ハ家内ニ隱クシ姫モ知ラサズ彼大谷ノ巻詣シテ七日間  
谷堂ニテ侍候セシテ姫カ病氣ノ平愈ヲ祈念ナセシト  
ナシ勝ハカ一念神偶モナリテ給ヒシカ不思議ヤ姫カ

重病ハ拭ヒ除ケタル如ク平癒シタリト云フ此等ノモトヲ視テモ  
勝ハノ奇特ナル節操ト一家ノ美風ヲ察スルニ足ルハシ  
此等ノ先キム公次郎一門及ヒ厄祝トシテ宏麗ナル居家  
屋ヲ新築セリソノ表口拾叢間敷行部拾三間ノ構造  
ナリ又々其裏面ノ地所ヲ購入シ一家屋ヲ新築シ第  
長右衛門カ家宅トナシ一家ノ納蓄ノ辰己屋ト唱ハ次  
弟ノ南運致繁榮ニ仰ヒシモ實ハ姫カ徳ヲ以テ艱難  
ニ創世ナシ久次郎カ勤勉能ク其功成ノ効ヲ全フセシ儀  
果ト出テシテ姫カ子孫安養ノ下餘年ヲ暮ラシ明治三  
十一年十二月十日ニ長逝ス壽八十九

言行録編纂ニ付既ニ蒐輯ナリタル事實ノ  
外尚取調ヲ要スル條件

一家臣ノ過チアル者モ免レテ之ヲ用テ故ニ其人益勤  
勵ス云々其事一実取調ノ下

△ 一天保二年ヨリ嘉永ノ初頃迄屢ニ凶歉アリ

其時ニ御領内御政沈白ノ概畧所出區ハ八ケ子  
御貸渡兩度アリ

一脱走人並ニ維新前後凶事ニ殉セシ者ノ概略

△ 殖産興業ノ事ニ付御世託振池田金山須磨園  
置大鳥ノ嶺石

一勝安房松本領軍艦運用ノ為メ來博トテ右松本

小種彦術ノ事ニ關シテハ亦カレヤ

種彦術ノ事ニ關シテハ亦カレヤ

△一英武軍法其他都ヲ洋孝、奉旨公ヲ志リ即

ケテ志セ尽カセシハ誰々ナルヤ

一送テ洋孝ニ開スル奉旨○

△一茂州即ニ旅ケル御乱酒ヲ諫セハ誰ナリヤ

一十年変乱ノ時公ニ院ニテ鹿見島ニ往キシハ

誰ナリヤ島津侯御父子ト御對談、詳細

若クハ概畧ヲ知リクシ人ニナシヤ 富川平賀キトテ書信集

△一安政二年六月、入費莫ク云々正面之道理而

已ニハ差支可有之付權通活用被成旨被

仰出トリ、右權通トハ如何せん奉ナリシヤ

一又ハ月ナリ候、公義ハ石炭賣ルニ係留守長

ヲ相殺稗判後毛トナシ、トナリ、此事ニ於テ他ニ詳細

見子細ニナシヤ

一慶應元年十月晦、公孫世子トシテ京兆帝後妃也、

深科トシテ行候以テ今日トシテ進々諸士中ハ以テ論子

ト職外相守ヲ棟礎作付トシテ、若クハ説話ノトシテ

ハハハハハハハハハハ

△一是方ノ親臣トシテ公ノ機密トシテ、ハハハハハハ

一公ノ四臣又ハ諸侯等トシテ、ハハハハハハハハハハ

一公ノ昵近トシテ、御覽ハハハハハハハハハハハハハハハハ

又なることなり

一法 侯中よりとて共々宛國説をおせらるる一鳴津御

まは二云のおしり有りや

一洋字者 野良書が翻譯せし書類より高僧三御

買上ケニ相成タリ 作帳

一公の在國牛洋服をきさせられしには家臣中様の中主たるもの

りしやになきたれし事案ありや

一井伊氏の櫻田の変を聞き今少し早かふんと思ひしと思ひ

の外は晩なりしと仰せしとて當時聞及ひたりし果して

此言ありや

一井上田防栗山大膳等の時復歴其宗一旦中絶せし所以而謂

一此書公の三條藩の心得記にて記載あり及い旗の巻

△ 一少身より後援せられて當時の事ありし

一あるれはの御書ありし

一水戸藩の御書ありし

一此書公の御書ありし

△ 一文二年十月公より三條有教公宛の御書ありし

の要件を務むて一高懸眼をもちて大なる見聞をもちて  
あり左にその在るをみる所あり

い此頃標本等と変説のふりかくに見方其次第は如何

△又同年十月間考査越後へ計畫方法を討せしを呈せり

甚野をふらちりてしるすに記す

一西條権三郎の事と述りて之を古くはしりてしるす

一西條権三郎の事と述りて之を古くはしりてしるす

等

一中村恒信の事と述りて之を古くはしりてしるす

一徳松政革の事と述りて之を古くはしりてしるす

紀事

一任寄七船といふものありて其情の取らぬ又も船に於て在り

一在来のものありてやわぬものありてしるす

一若狭の慶長と述りて之を古くはしりてしるす

一主上御時奉の事と述りて之を古くはしりてしるす

一明治二年に於てしるすに何れと述りてしるす

一主上御時奉の事と述りて之を古くはしりてしるす

一主上御時奉の事と述りて之を古くはしりてしるす

一明治年の次文武師範等の教授を自得せしむる所と述りてしるす

一主上御時奉の事と述りて之を古くはしりてしるす

一種痘術の事と述りて之を古くはしりてしるす



徴し... 執北の... 多々

一安政三年の頃... 印度洋... 沈没せし... 此地... 實地... 命せし... 多々や又... 沈没せし... 爲め公... 意を... 沮得せし... 多々也

一栗山備兵の... 山口... 沈没... 又... 多々也

一慶應元年... 御剣を... 獻せし... 多々也

多々也

一長傳公口宣拝見の奉

一御家事 儉約一巻 一冊 吉事一巻 一冊 雜事之巻 一冊

一變例之巻一冊 明治三年より 一冊 明治二年四月 御改革一件一冊 日朝日記

一御構御壁書一冊 但し故公へ關係しキ分ナラバ不用

一栗山小倉井上... 下... 多々也

一京大... 一冊 長傳公... 下... 多々也

一日記 安政元年以降... 多々也

一御用状 文久三年降... 外三藩所... 一冊 七七冊

明治二十五年  
一執政状 一冊 秋月掛合 諸侯様への掛合紙面之類

一序書集 四冊 前 御宗老御用勅中奉札并白分返書 一冊

一奥州出兵中記録七冊 奥州出兵中居書一冊

一羽州出兵中戦争居書 飯田守 一冊 羽州出兵中戦争居書 飯田守 一冊  
飯田守 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上

一奥羽戦争記録 六冊 一冊  
秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上 秘本上

一防長進討記

一序部屋 序部屋 序部屋 序部屋 序部屋 序部屋 序部屋 序部屋 序部屋 序部屋

一老人御患養記 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状 先君行状

△ 一朝廷へ人才登庸、御沙汰ありし時、明治二十年の改革及び其結果

又、登庸せられたる人物の内、預せられたる者二三

一慶應元年四月公平書院として御両公の遺訓を守り藩屏の任を失墜せ  
ざらんことを欲する等三ヶ條を藩士に示し且諸賢節減の條目を告  
げしことあり右三ヶ條を如何

一序部屋の方の御考

△ 一郡に頭取を置くとたると何時頃か

△ 一幕府建白中無人島トアルハ何レノ島ナルヤ

一幕府建白中無人島トアルハ何レノ島ナルヤ

右口書中昨年私へ初葉風説書御内達有之と問不  
指置意意ノ趣申上置候得共何たる御備也無之云  
トアリ右ノ趣意口上ニ陳ヘラレ候歎及し書面ナラハ其年  
移有テ不調ノ

一多おみ革の時大局持原系おと大詠賦の者  
申附々々々々々理由如何

一奥ノ秋ノ字ノ被るものあり也又修之秋銀と  
ハ別々々々々

一世語文久三年四月七日の條に去年亦平賀永くは  
廿一初書信流方の係り兼成の封之ニ多事存上是書

とあり其封書の内容ハナキヤ

△右ノ口書外口書ノ流之書込多入向ノ向合を記ス

言行録編纂順序

一 幼時、御氣象並、御遊戯所嗜好、概畧

一 文武御学問、奉養保傳教師等、

、姓名正し其氣象學力又一教授、模  
様福岡三侍流少左衛門、  
、人下馬、学力精進、増島全之

一 福岡へ御入前後記載不キ言行不  
其事實

○ 一 御養實父母様御事へ方

○ 一 朝廷卜幕二對スル事蹟、徳建白出兵

○一幕府ニ對スル事蹟 御建白

○一鄰國並ニ諸大名ニ對スル事歴 幕府ニ對スル事蹟

一御領内御政事向ニ開スル詳細

一御家臣御取扱振ノ事

寛嚴 仁恕 納諫 加藤浦上等ノ

一兵制御改革ノ事 附 就義隊ト大隊編制事

練練 編隊 器械 船艦

一洋学御始メノ事由 原田守山 日本人名無詳書

○一洋人ニ御應對ノ事

一洋匠方御採用ノ次第並ニ種彦術御

傳習等 養生館設置 養育法

一總ニ洋学ニ關スル一切ノ事實

△一藩士子弟御教育ノ事 津浦洋学

津浦洋学ノ事

○△一慶賢公御洋行並ニ孝生洋行

一金山ノ事 其發当人ハ誰ナリヤ

○一長崎御受持ニ關スル細大ノ事

○一奥羽戊辰前後ノ後

一薩州脱走ノ事 北條石門等御庇護ノ始末

及ヒ且ニ理由 藤花門

一御退隱後ノ御模標

取佩訪 延願 御模標

一諸華族方へ御交際ノ御模標

一御納戸御部屋等都テ内事ニ関スル事等

一長知半長成等ノ御教育

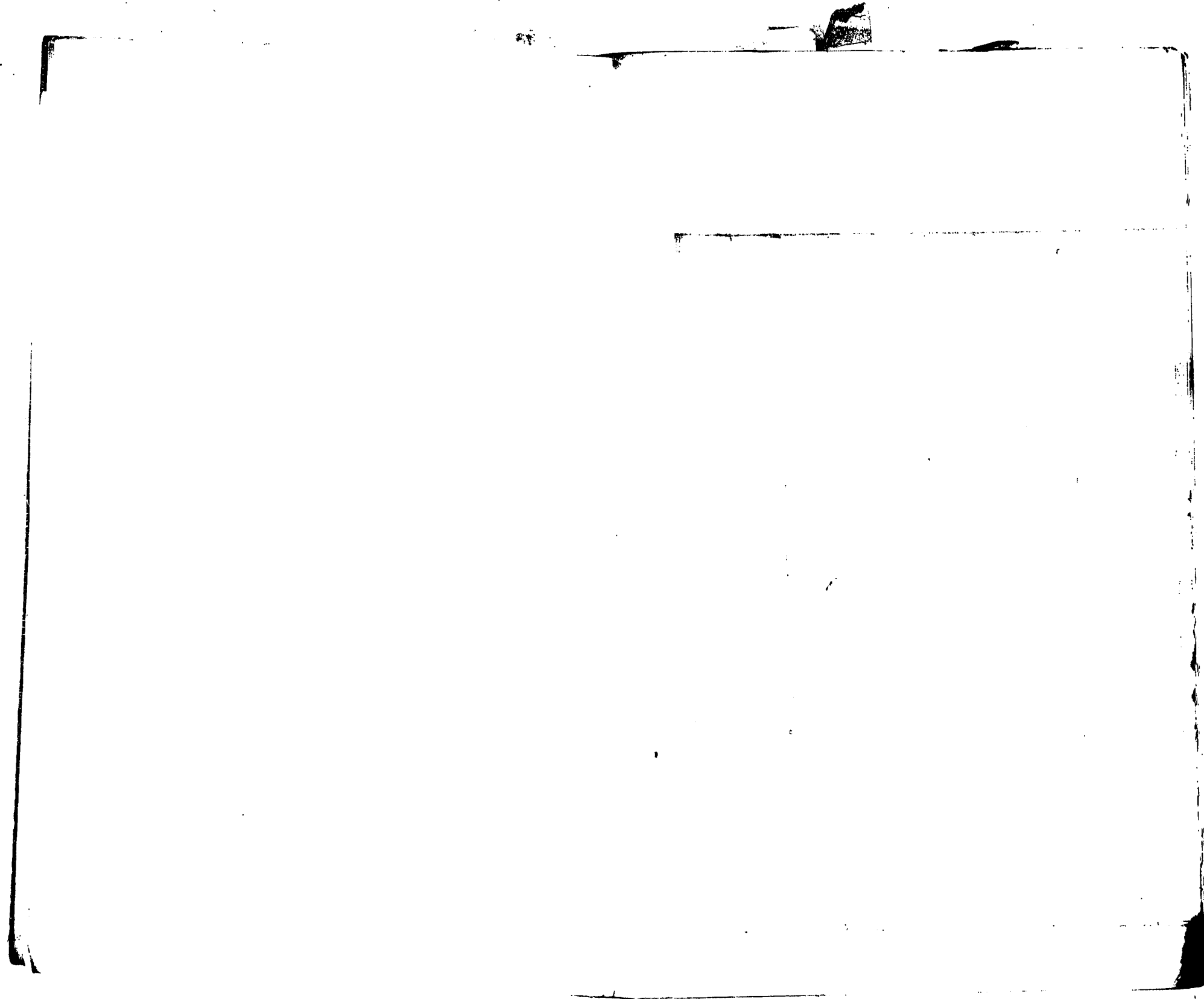
振台

○△一黒田ノ学校ノ事

○一旌忠祠ノ事

△一修猷館ノ事

△一福陵閣ノ事



九州大学附属図書館

下記の日付は貸出以前に此の本をお返し下さい

42.9.14  
42.11.13

江島式  
江島式 逸解集

第 1 巻

42.9.14  
42.11.13



